翻刻

明訓一斑抄

茨城県立図書館
郷土資料整理ボランティアグループ

翻刻について

本書は、茨城県立図書館蔵書に基づいて、同郷土資料整理ボランティアグループが、原文の読み下し、ワープロ入力、および編集を行い翻刻したものである。

グループ作業に関する事務とりまとめについては図書館情報資料課のお世話を受けた。製本にあたっては同じく同県立図書館の図書修理ボランティアグループに指導をいただいた。あわせてお礼を申し上げます。

平成二十八年三月

茨城県立図書館　郷土資料整理ボランティアグループ

金沢多恵子　唐沢矩子　金原ヒロ　木村寿子　辻雅子

中山真一　堀江克己　山崎弘道　柚原俊一　綿引文子

「明訓一斑抄」について

「明訓一斑抄」は、一八四五(弘化二)年、徳川斉昭から老中阿部伊勢守正弘に贈られたものです。将軍はかくあるべしといった内容で、時の将軍徳川家慶に読んでもらいたい意図があったことは間違いありません。

この「明訓一斑抄」の表題について、「図書總目録」は「明訓一斑抄」として掲げる。「日本古典籍総合目録データベース」も「明訓一斑抄」を統一書名とし、「明君一斑抄」は別書名としている。いずれが原題であったのでしょうか。

「明訓」の語について、藤田東湖の日記「不息斎日記」の一八三三(天保四)年一月二十四日条に、「明訓管窺を上る」とあり、翌二月八日にも「明訓管窺の事に付一寸謁す」と出ます。

就藩を前にした天保四年十二月、斉昭が起草した水戸在住の家臣への教示「明訓管窺」(仮称)に東湖の意見を求め、修正のうえ成稿して改称した「告志篇」のもととなったものです

斉昭は、一八四四(弘化一)年五月六日、致仕・謹慎を命じられ、世子慶喜へ家督相続をしています。同年十一月二十六日、謹慎は解かれました。

この間ごろに、「明訓一斑抄」は成ったことになります。

その翌年にあたる一八四五(弘化二)年八月二十日、「明訓一斑抄」は老中阿部伊勢守に贈られたのです。阿部老中からは、将軍に奉呈するよう助言があったようですが、実行はされませんでした。

家慶は、一八三七(天保八)年に、四十五歳で将軍職を譲られはしましたが父家斉は大御所として強大な発言権を保持していました。一八四一(天保十二)年、家斉の没後実権をもって天保の改革など各種の施策を行いました。

しかし、支持を受けることなく挫折している。一連の失政のはてに斉昭の致仕・謹慎が位置します。

内容は七か条からなり、いずれも斉昭みずからが日ごろ主張し実践している項目です。項目ごとに、例を挙げながら具体的な説明を加え、将軍としてあるべき姿を

示します。

「明君一斑抄」奉呈にいたるまでの間、阿部老中は、斉昭からたびたび書状の形式で意見を送られており、全容はすでに承知の事項であったことと思われます。

記述態度は、前述のように将軍家慶への助言・諫言であり受けとった阿部老中も処置に困ったのではないでしょうか。

結局、この「明訓一斑抄」は、斉昭自身の現在置かれている立場からか奉呈は思いとどまられました。

さらに、折角の著述を焼却するのも惜しいことと考え、将来の水戸藩主の教訓書として残されることとなりました。

平成二十八年三月　　堀江克己

写録注

読者の便を考慮し、本書では以下のように標記しました。

- 旧漢字は原則として常用漢字とした。ただし、固有名詞(地名、人名)はこの限りではない。
- 異体字、変体仮名は正字に直した。
- 読み仮名は原本と同様片仮名とした。原本にならい本文同様の文語体である。
- 漢文調は読み下し、また送り仮名(ひらがな)を付けた。
- 仮名づかいは、原文の歴史的仮名づかいのままとした。
- 明らかな誤字は「ママ」とルビを振り、正しい字を( )内に示した。また明らかな脱字は( )を挿入して補った。
- 原文は句読点がなく書き継いでいる。読みやすくするため句読点をつけるべきところを一字あけとした
- 原文にて傍線を引き間違いを消したものなどもそのままとした。

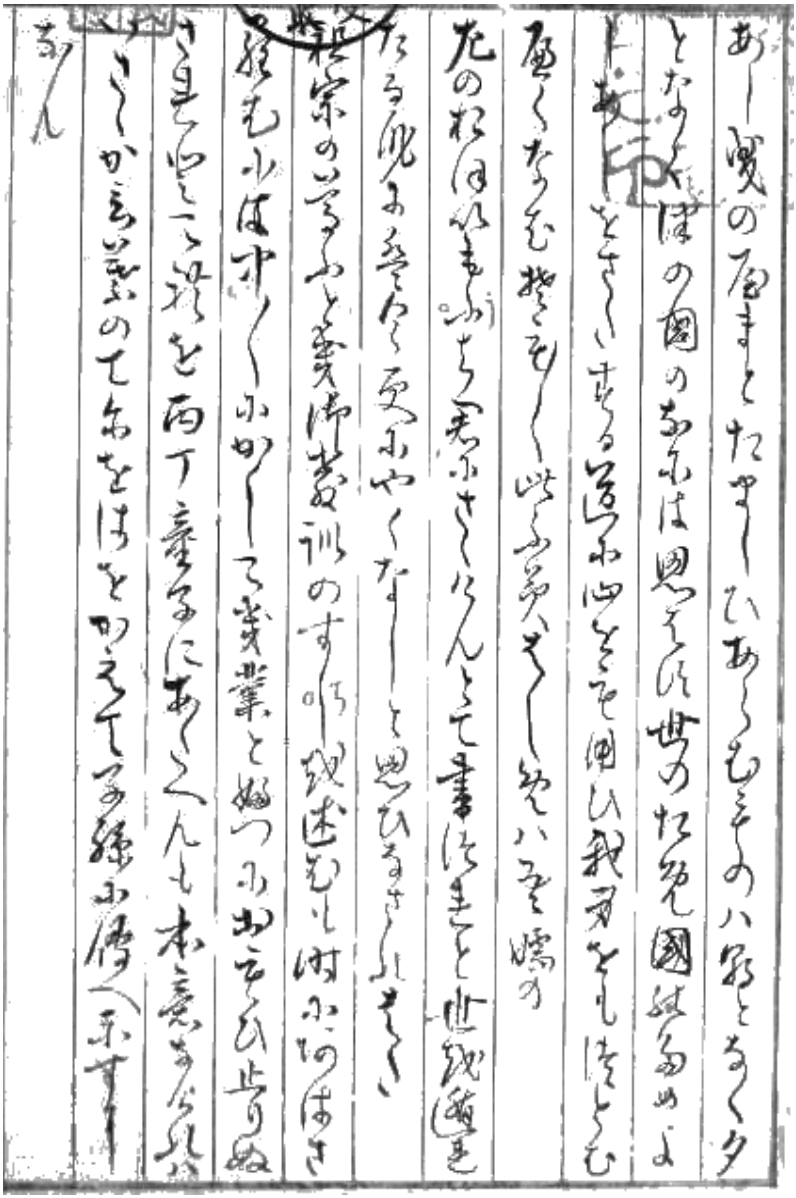

あし曳のやまとたましひあらむものハ　朝となく夕
となくつの国の名には思はす世のため国のためよ
しあしをさたする道に心をも用ひ我身をもつとむ
へくなむ　そもそも此ふみはしめハ吾孀の
左のおほいもふち君にさゝけんとて書つれと世を遁れ
たる身には今更にやくなしと思ひなされはた
祖宗の尊ふとき御教訓のすしを述むも時に　あはさ
らむには中々にかしこき業とふつにおもひ止りぬ
されとこれを丙丁童子にあたへんも本意なけれハ
いさゝか言葉のてにをはをかえて子孫に伝へ示すに
なん

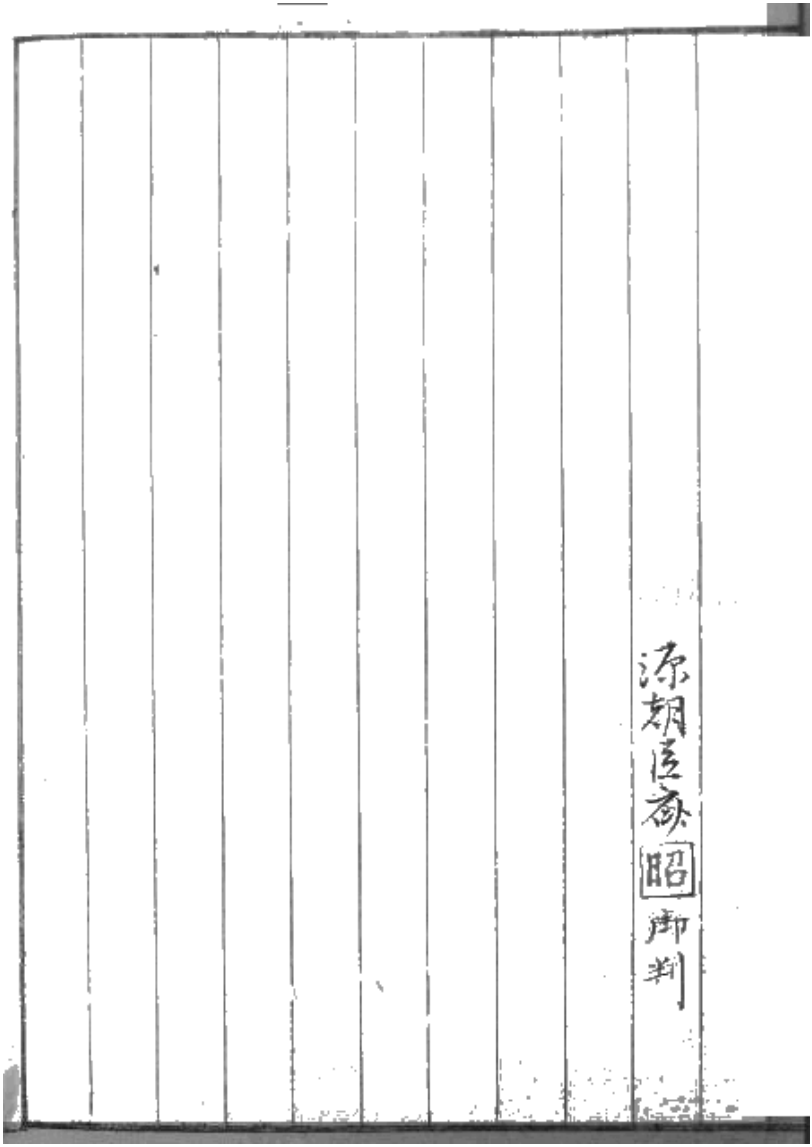
源朝臣欽
昭
御判

源朝臣斉昭御判

目録

仁心弘本とすべき事
発修を誓ふべき事
法会を興隆すべき事
刑罰をきらひ親すべきこと
法の乱を治めるべきこと
仏法伝ふべき事
夫婦を正しくすべきこと

目録

仁心を本とすへき事　8
奢侈を禁すへき事　23
諫言を用ゆへき事　73
刑ハ刑なきに期すへき事　117
治に乱を忘るへからざる事　125
仏法を信すへからさる事　157
夷狄を近すくへからさる事　191

明訓一斑抄

○仁心を本とする事

東照宮酒井雅楽頭殿土井大炊頭殿青山伯耆守三人を召寄られ
汝等三人に　竹千代殿頼み申す　秀忠父子国元を
がいまゝ江戸渡り成　秀忠国元小我を頼むぞとの
上意なりしに付ハ右三人とも謹て承り何なる　仰渡さを
も無事成とも有る時　上意小時なれ事なれハ定る
日柄を撰ミ申さるゝて有るべき　秀忠の内意ハ
雅楽頭を以て後見小備へ申さるべ仁を以て育よ
大炊頭を智を以て諫よ伯耆ハ勇を以て守立よ汝等
三人一小和同して誘ひ申さる汝等　竹千代を我風儀な

明訓一班抄

○仁心を本とすへき事

東照宮酒井雅楽守土井炊頭青山伯耆守三人を召寄られ
汝等三人江　竹千代を頼ミ可申と　秀忠被申聞たる
がいまだ不申渡候哉　秀忠同前に我も頼むぞとの
上意なりけれハ右三人とも謹ていまた何たる　仰渡され
も無御座候と申ける時　上意に昨日の事なれハ定て
日柄を選ミ申さるにて有へきぞ　秀忠の内意は
雅楽頭を以て後見に備へ可申と被申ぞ　仁を以て育よ
大炊頭は智を以て諫よ　伯耆ハ勇を以て守立よ　汝等
三人一に和同して諫言せよ　汝等　竹千代を我風儀に

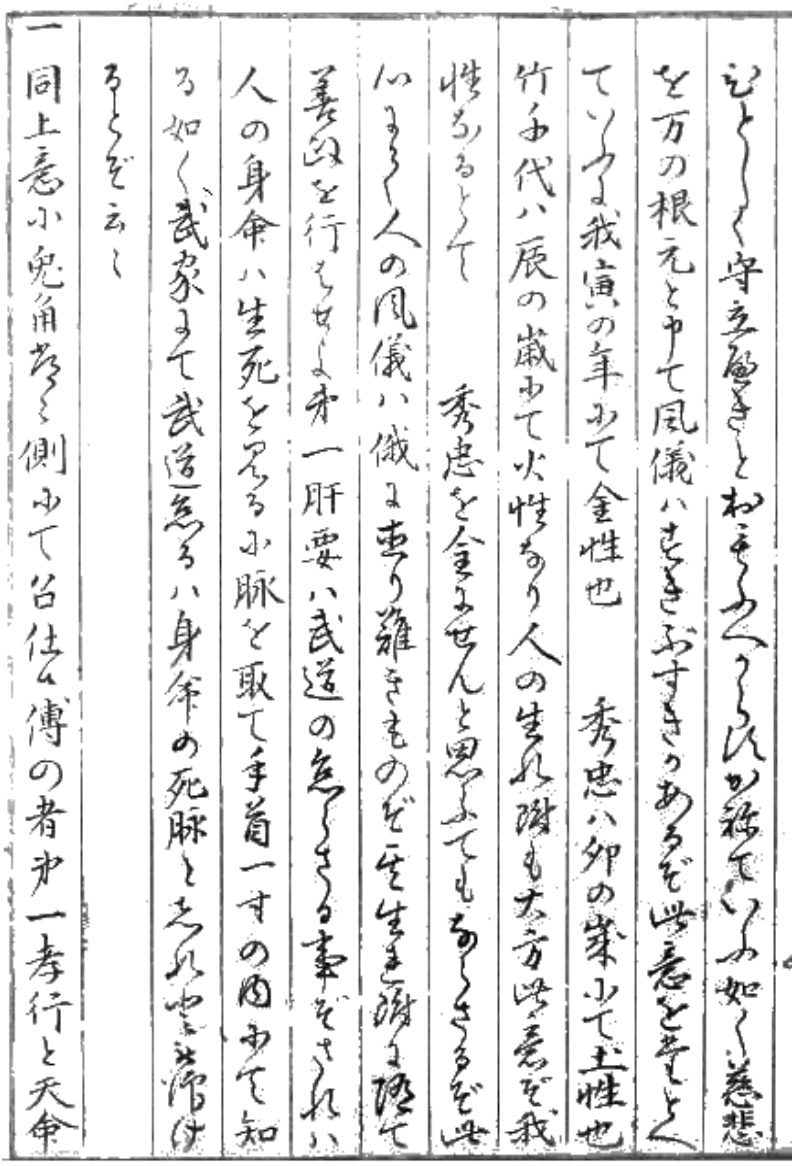

ことゝ守立給きとおもふ人うらぬ稼てくゝか如く慈悲を万の根元とゆて風儀ハさきぶすきゝあるぞ必意とゆとゝてゝゝ我寅の年ゆて金性也　秀忠ハ卯の年ゆて土性也竹千代ハ辰の歳ゆて火性なり人の生れ附も大方此意ぞ我性なるとゝて　秀忠を金ゆ生せんと思ふてもなるさるぞ必ハゝゝ人の風儀ハ儀ゆ事り雖きものぞ生まれ附ゆ任て義理を行ゆ也ゆ一肝要ハ武道の急ゝさる事ぞされハ人の身命ハ生死を分るゆ脈を取て手首一寸の間ゆて知る如く武家ゆて武道急るハ身命の死脈と云ふ也常ゆ

一同上意ゆ兎角ゝゝ側ゆて台仕ゝ傅の者ゆ一孝行と天命

ひとしく守立へきとおもふへからす　かねていふ如く慈悲を万の根元と申て風儀ハすきぶすきかあるぞ　此意をたとへていふに我寅の年にて金性也　秀忠ハ卯の年にて土性也竹千代は辰の年にて火性なり　人の生れ附も大方此意ぞ　我性なるとて　秀忠を金にせんと思ふてもならさるぞ　此心にて人の風儀ハ俄に直り難きものぞ　其生れ附に随て善政を行はせよ　第一肝要は武運の怠らさる事ぞ　されハ人の身命ハ生死を見るに脈を取て手首一寸の内にて知る如く武家にて武道怠るハ身命の死脈としれと被仰けるとぞ云々

一

同上意に兎角常々側にて召仕候傅の者第一孝行と天命

と下へ慈悲をかけ武家の事幼年より中間より つを自然と身
持よく成るものゝ如君臣之事ハ定る事ハ一ハ君ハ家
その意臣君と心得る事も一の由なく発角上りハ何
度ふるゝ慈悲を無異員偏頗なく賞罰を正しく臣と
ハ君の本と心得あや宜しく仁臣ありての大名形をバ召使
ふるまかなくてハ大名ハ詮ハなくなるゝ
一同上意ハ幼年の時分事ハ為ゆるに様き者の物言を似如
相心得るの夫をあるり大様をてハ却て下の情ハ疎し
ゝ慈悲の心薄く成中なるゝ
一同上意ハ子供の育てやうハ武士ハ武士を付るが能ぞ
上杉憲政が子龍若が事を定て関及をゝんぞ如此の覚悟

と下へ慈悲をかけ武家の事幼年より申聞候へは自然と身持ちよく成るものに候　君臣と申事ハ定る事に候へ共君たるものは臣君と心得申事専一の由云々　兎角上よりハ何事によらす慈悲を懸贔屓偏頗なく賞罰を正しく臣をハ君の本と心得候へは宜しく候　臣ありての大名なれバ召使ふものなくては大名の詮ハなく候云々

一　同上意に幼年の節万事おほやうに軽き者の物言真似ぬ様心得候事　夫もあまり大様過てハ却て下の情に委しからす慈悲の心薄く成申候云々

一　同上意に子供の育てやうハ武士ハ武士を付たるが能ぞ上杉憲政が子龍君が事を定て聞及たらんぞ　如此の覚悟

以ての外悪敷ぞ子育つるも無忠にても柔弱小則まゝ血
氣の小勇を好さゝ振ふすゞ〳〵人の基ハ慈忠なり慈忠
あるものハ當分悪敷ものゝ育ても必なるものぞ無慈忠な
るものは人ぶなる夏なり秀次殿どの等ぶ無慈忠ゆえ
人ぶ嫌うゝ死ぞ

一同上意ぶ凡慈悲ハ草木の根ぞ人の和も花實ぞ根を能く
養へい花も実も年〻出来る愛と考へゝ只根を強くせよ
根を強くするハ古法を守り奢なゝ慈忠と第の根元と定
るふあるも

一同上意に汝等慈忠深く常〻芸を思ふ〳〵但愛ぶ四海内
ぞ何程自分ぶ善なりと思ふとも天下の諸人悪なりと思ふ

以ての外悪敷ぞ　子育つるには忘れても柔弱に馴また血気の小勇を好さる様にすべし　人の基ハ慈悲なり　慈悲あるものハ当分悪敷事有ても必なほるものぞ　無慈悲なるものハ人になる事なし　秀次などのやうに無慈悲にてハ人に成りかたきぞ

一　同上意に凡慈悲ハ草木の根ぞ　人の和は花実ぞ　根を能く養へハ花も実も年々出来る　爰を考へて只根を強くせよ根を強くするハ古法を守り奢なく慈悲を万の根元と定るにあり

一　同上意に汝等慈悲深く常々善を思ふへし　但爰に心得あり　何程自分に善なりと思ふとも天下の諸人悪なりといふ

を将軍目ざねもぐれさるを有ぞ云々

一同上意ハ人ハ大根あり先意ハと茅の根元ハ定めを〻〻意
意ハある事為りまゝきるを少〻ハてもいつゝハ孫を誇をせよ
云々

一同上意に我領分ハ勿論をか天下一統せ〻以後公料と成
〻民百姓ゝても我子孫万代を願ふ由関えあり是三河ハ
事の旧法ゝて年貢取箇の分法家ゝりハ少分ハ取ゝと申付
る故也此法を子孫まて弟一ゝ守るへき意ありまゝ太平打續
上奢ゝ下多ゝらん國用乏〻き風ハ至り勘定奉行ハ〻ハ者も
代官をせたゝ取箇をゝれき時を不平の顔色をもして不
勤ゞ〻いえん代官をも當付のゝり合能為りハ法の事に

は将軍目がねはずれたるに有ぞ云々

一　同上意に人に大根あり　先慈悲を万の根元に定めもし無慈悲なる事偽かましき事少しにてもあらハ随分諫言せよ云々

一　同上意に我領分ハ勿論其外天下一統せし以後公料と成し民百姓とても我子孫万代を願ふ由聞えあり　是三河以来の旧法にて年貢取箇（トリカ）の分諸家よりハ少分に取候へと申付る故也　此法を子孫まて第一に守るへき事なれども太平打続上奢り下へつらい国用乏しき風に至り　勘定奉行抔いふ者も代官をせたげ　取箇すくなき時は不平の顔色をもして不勤（ツトメ）などゝいはん　代官共も当時のなり合のやうに諸の事に

ハ擂くゞ法外ゝ年貢取箇を増し百姓を困窮させ上ゟ
ともせん根可致左様ハ不了簡成勘定奉行を御為なゞ
しひ立年寄せたしゝ側近く勤むるゝ者を立身を取持加
場ゝも出を為ゝ小成ゝ国家の衰微と成ゝ我百年
の後ハも天下兵革起らん度ハ有るゝ只百姓の心を
も上の冥加氣運も落るゝ人事歎ゝき度形を忘れ
の為中主ゝ以下ハ執政の者の志ゝ次第なり水よく船
を浮へ水能船をくりゞ出ゝ事を能心得られよ
と　秀忠公へ毎度御教訓なり

齊昭謹案小慈悲ハ佛語なり出る度ゝ経語なり
いゝゝ惻隠又恵の字なゞ当ゝ恵ハ仁の一端なり

ハ構はず法外に年貢取箇を増し百姓を困窮させ　上をうとません様可致　左様の不了簡成勘定奉行を御為などといひ立年寄共はしめ側近く勤むるもの共立身を取持加増をも遣すやうに成たらハ国家の衰微としるへし　我百年の後にも天下兵革起こらん事ハ有へからす　只百姓の心はなれ上の冥加気運も薄くならん事歎かはしき事なり　ケ様の事中主より以下ハ執政の者の志し次第なり　水よく船を浮へ水能船をくつがへす　ただ此事を能々心得られよと

秀忠公へ毎度御教訓なり

斉昭謹案に慈悲ハ仏語より出たる事にて経語にて

いはゝ惻隠又恵の字など当るへし　恵ハ仁の一端なれ

で平均に成る有りたるは自分見聞する所をのみ
恵むは悪し将軍は天下の人を恵み國主は領民を一
躰に恵むやうにするなり一躰に恵むは即仁
なり人の悦ぶ処にしたがひて恵むは皇先の道なりとして
一躰に恵みて却て害ともなる道也又恵を受
る人も自分勝の恵なりとも天下に及ぼす筋以て仁政
と仰き奉るべき道理なり
東照宮の慈悲ことのほか通俗にさとし給
き為に佛語を用ひ給ふと人とも申御云ふを味ふる
に慈悲は則仁徳なり御言行ふに仁を本とし給ふ故
天下の人感服して従へり

ば平均に成やう有へし　たとへハ自分見聞する所をのミ恵むハ悪し　将軍ハ天下の人を恵ミ国主ハ領民を一躰に恵むようにすへき事なり　一体に恵む時ハ即仁なり　人の悦ふ処によりて恵む時ハ鼻先の事のみにて一躰にあらず　恵ミて却て害とも成る事也　又恵を受る人も自分聊の恵にても天下に及ぬるを以て御仁成と仰き奉るへき事なり　そもそも

東照宮にハ慈悲々々との給ふは通俗にさとしやすき為に仏語を用ひ給ふといへとも　其御言葉を味ふるに慈悲ハ則仁徳なり　御言行共に仁を本とし給ふ故天下の人喜服して従へり

台德公　大猷公皆質素倹約を施し文武を御
励し御を行ふ仁を以て本とし遂に今の御世を
も明君とハ奉称也
将軍家　右大将公を勿論凡民の父母とする事の
三代将軍　有德公の御言行を尊ひ奉り仁德を
本とし文武を励し質素を守る明将明君と仰ぎ称
小有難き事なり
三代将軍　有德公の如く仁德を本とし賢能の士
を挙質素倹約文武を励しの時ハ永世をも明君
と奉称宝永の御代の如く奸吏奸僧婦女子の言語を
信じ給ハ永世宝永の御政を守り奉る恐れなく

台徳公　大猷公皆質素倹約を施し給ふ　文武を御励し御言行に仁を以て本と被遊し故　今の御世迄も明君とハ奉称也

将軍家　右大将公は勿論凡民の父母たるものハ三代将軍　有徳公の御言行をしたひ奉り　仁徳を本とし文武を励し質素を守り明将明君と仰るゝ様に有たき事也

三代将軍　有徳公の如く仁徳を本とし　賢能の士を挙質素倹約文武を励し給ふ時ハ永世迄も明君と奉称　宝永の御代の如く奸吏奸僧女子の言語を信し給へハ永世宝永の御政をそしり奉る恐れさるへ

あんや戒さるべきなんや道に仁と不仁とのミ仁を行ハ
されハ必ず不仁に陥るべし　本文
上意等熟讀玩味せんハあるべきなり

○奢侈を禁ずべき事

一東照宮上意に奢侈なく物事倹約を用ひ常に分程を能
るを政道正しきなるべしハ下ニハ過分に知行其外給物
分程に施しつかるれハ奢物に引當て吝嗇に取沙汰致し
ハ古より賢君賢臣の過分にあり物万度花麗に行ハるく
身を慎ミ倹約を用ひしなり　これ
一同上意に人すも身ずも去るべきものハ奢侈なり云々
一同上意に武道に業専なる家ハ武士の風俗柔弱非義に陥

けんや　戒さるへけんや　道二ツ仁と不仁とのミを行ハ
されハ必ず不仁に陥るへし　本文
上意等熟読玩味せすんハあるへからす
〇奢侈を禁すへき事

一　東照宮上意に奢心なく物事倹約を用ひ常に其程を能しるを政道正しきといふなれハ　下々ハ過分に知行其外給物其程に施しあたふれハ奢物に引当て呑嗇の取沙汰致し候　古より賢君賢臣の過分に給り物万事花麗の行ハなく身を慎ミ倹約を用ひし事に候

一　同上意に人にも身にも去るへきものハ奢りぞ云々

一　同上意に武道不案内成る家ハ諸士の風俗柔弱非義にな

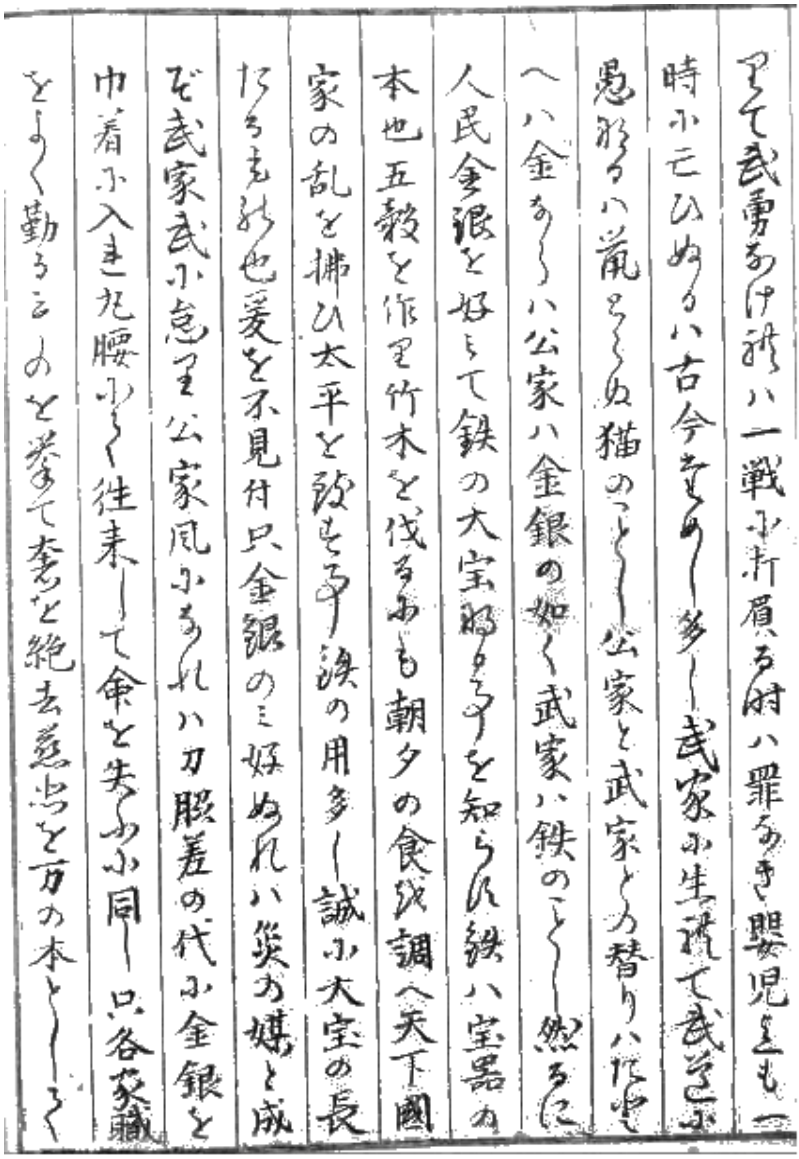

扨て武勇あり世ハ一戦ハ折屈ハ罪あき嬰児とも一
時ハ亡ひぬるハ古今をゝ〳〵多し武家ハ生れて武芸ハ
愚形ハ蒐ゝ〳〵猫のこと〳〵公家と武家とハ替りハ仕ぬ
へハ金ゝ〳〵ハ公家ハ金銀の如く武家ハ鉄のこと〳〵然るに
人民金銀を好まて鉄の大宝物なるを知らぬ鉄ハ宝器の
本也五穀を作る竹木を伐るあも朝夕の食料調へ天下國
家の乱を拂ひ太平を致さるを換の用多し誠ハ大宝の長
ハなる物也爰を不見付只金銀のミ好ぬれハ災ハ媒と成
て武家武ハ怠て公家風ハなるれハ刀脇差の代ハ金銀を
巾着ハ入き九腰ハ〳〵往来して命を失ふハ同し只各家職
をよく勤るこのを業て奢と絶去慈悲と万の本とし〳〵

りて武勇なけれハ一戦に打負る時ハ罪なき嬰児迄も一時に亡ひぬるハ古今ためし多し　武家に生れて武道に愚なるハ鼠とらぬ猫のことし　公家と武家との替りハたとへハ金ならハ公家ハ金銀の如く武家ハ鉄のことし　然るに人民金銀を好ミて鉄の大宝なる事を知らす　鉄ハ宝器の本也　五穀を作り竹木を伐るにも朝夕の食を調へ天下国家の乱を払ひ太平を致す事鉄の用多し誠に大宝の長たるもの也　爰を不見付只金銀のミ好ぬれハ災の媒と成ぞ　武家武に怠り公家風になれハ刀脇差の代に金銀を巾着に入れ　丸腰にて往来して命を失ふに同し　只各家職をよく勤るものを挙て奢を絶去慈悲を万の本として

天下を治めるべきなり

一同上意に関白秀次木村が大坂城より水指の蓋を紛失の由申に付て是を賞翫して秀吉の大恩を忘れ怠り迷ひ

なり必武道に安内なる者は毎分別して先をなるべし物

と俄に行當を聽病なり聽病なるものは必ずして奢を強し

奢を強き者は依怙贔屓あり如斯その人一門家来を始め

大身成るその祖頼なるべし

一同上意に忠臣は大小上下近習外様古参新参なるべ

きものぞ只人の心を有るぞ然る時は汝は諸人を心安くあ

てらるべき者の理まるべきなり忠信を盡さるべき汝が言

上して諸人地下に入るべきなり付はなべは上位は天下

天下を治め給へと云々

一　同上意に関白秀次木村が大坂城より水指の蓋を取参り候由申に付て是を賞翫して秀吉の大恩を忘れ　忽ち亡ひたり　必武道不案内なる者ハ無分別にして先をしらす　物に俄に行当り臆病なり　臆病成ものハがさつにて奢り強し奢り強き者ハ依怙贔屓あり　如斯ものハ一門家共を始め大身成るもの程頼ミにならす

一　同上意に忠臣ハ大小上下近習外様古参新参によらざるものぞ　只人の心に有るぞ　然る時ハ汝等ハ諸人に心安くあてかい其者の埋れさる様にして忠信を尽させよ　汝等高上にして諸人地に下り入様になる時ハたとへハ上位ハ天に

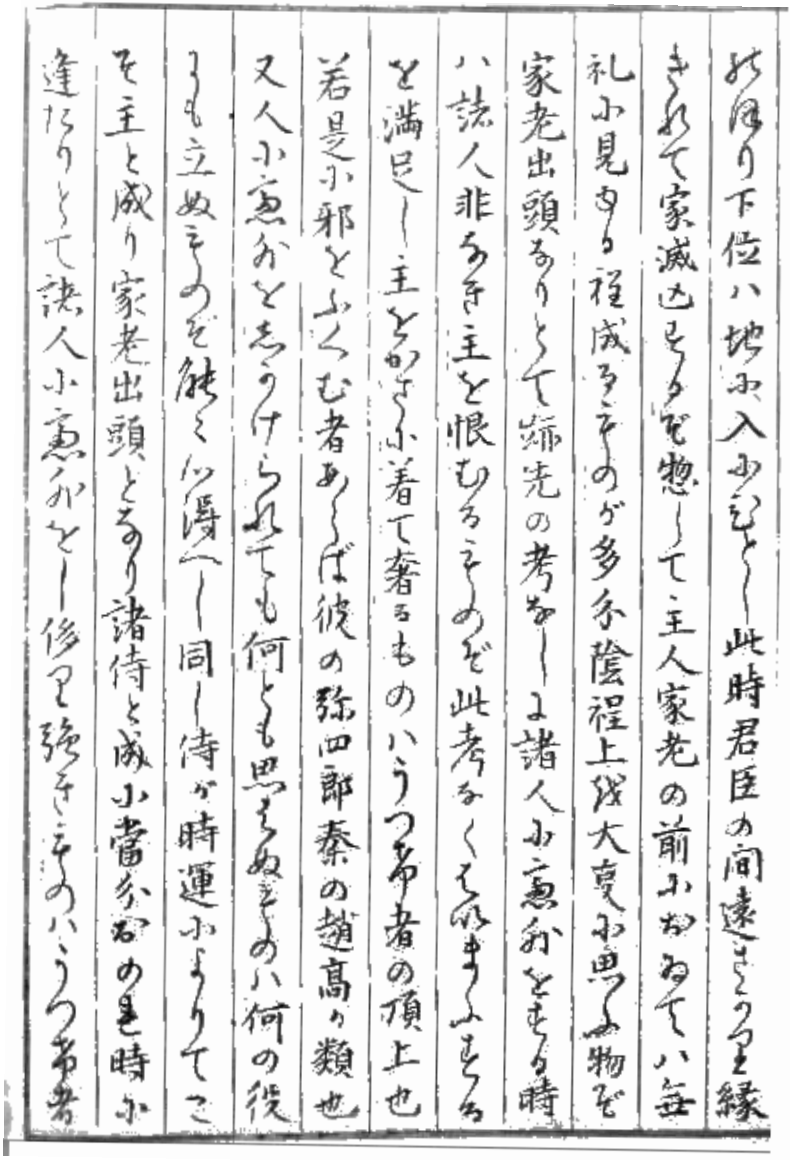

のほり下位は地に入にひとし　此時君臣の簡遠さかり縁きれて家滅亡するぞ　惣して主人家老の前におゐてハ無礼に見ゆる程成るものが多分陰程上を大事に思ふ物ぞ家老出頭なりとて跡先の考えなしに諸人に慮外をする時ハ諸人非なき主を恨むるものぞ　此考なくはいまふするを満足し主をかさに着て奢るものハうつけ者の頂上也若是に邪をふくむ者あらば彼の弥四郎秦の趙高の類也又人に慮外をしかけられても何とも思えぬものハ何の役にも立たぬものぞ　能々心得へし　同し侍が時運によりてこそ主と成り家老出頭となり諸侍と成に　当分おのれ時に逢たりとて諸人に慮外をし侈り強きものハうつけ

成ふるして天下の事をいふに及ぶ國主郡主家中とも
奢りをもつて奢ふるの名を取ふ此故ふ下野が家来小笠原
監物と松嶋へ流せし世監物ハ一廣下野が用ふ立へき者
なるを共に偽りをもつて成ふ後旗本諸大名家中をも奢ある者
ハ必ず彼と近くハ見るその遠くハ聞くその奢をた
しなめ為ふ必ず斬せしを秀吉も木村常陸を早く成敗し
かるに秀次の悪をあらはすハ有まじきを惣して万度
と細ふ聞く心底ふ細ふ能く吟味して成敗をなすへ
し物度短慮ふもる度形ふ付天下國ふ島くまて無て能
聞て生ふ無と云すし重ふ少もるなく跡先の考ふ
く奏強きものあるハ是を取ひしぐへし是天下を治る第一

成によりて　天下の事ハいふに及はす国主郡主家中とも奢りものは災になる故嫌ふ也　此故に下野が家来小笠原監物を松嶋に流せしぞ　監物ハ一応下野が用に立へき者なれ共侈りありし故　以後旗本諸大名家中迄も奢ある者ハ如斯するぞと　近くハ見るもの遠くハ聞くもの奢をたつべき為に如斯せしぞ　秀吉も木村常陸を早く成敗し給はゝ秀次の悪もあれ程迄にハ有ましきぞ　惣して万事を細かに聞て心底に納め　能々吟味して其成敗をなすへし　物事短慮にする事なかれ　天下国々島々まて兼て能聞て其善悪を正すへし　重々いひ聞する如く跡先の考なく奢強きものあらハ是を取ひしくへく是天下を治る第一

の法なり

一同上意ハ武芸不案内の者ハ諸侍の嗜と奢と区取違へる物と嗜と云ハ近義なるとが如く似合さる事いとゝ朝夕のいとなみ身すぎに身の苦しゝ大形なるゆへ身躰より過分ハ人馬を持て武具馬具きらびやかにして常ハ家職を忘れて是非を能ハ一誰が前にても理ハ理非ハ非と云ものなり是等を奢とゝハ不案内なり是を侍の本意者とゝハ奢とゝハ家職を失ひ武家ハ公家を学ひ出家所人ハ武家を学ひ我家職を非ハ見るゝの成侈奢といふなり

天子の御勤ハ正月朔日朝拝なり月次の儀式事有之是

天子の御家職なり関白ハ天下を領り

の法なり

一　同上意に武道不案内の者ハ諸侍の嗜と奢とを取違へる物ぞ　嗜と云は近藤なとが如く似合さる事いたし朝夕のいとなミかすかに身の苦しミ大形ならすして　身躰より過分に人馬を持ば武具馬具きらびやかにして常に家職を忘れす　是非を能正し　誰が前にても理ハ理非ハ非と云ものなり　是等を奢といふハ不案内なり　是を侍の本意嗜といふぞ　奢といふハ家職を失ひ武家ハ公家を学ひ出家町人ハ武家を学ひ我家職を非に見るものを侈奢といふぞ　天子の御務には正月朔日朝拝より月次の御祭事有り是　天子の御家職なり　関白ハ天下を預り

政道ニ而人民憂れなく治ると職とす是文道なり將軍ハ
天下の悪逆を討て有道を助くると職とす是武道也是上
代の法ぞ然るに中頃より君臣奢侈なくして政道を取失
ひ人民安からぬ云々

一同上意ハ天下の大宝と云ハ日本ハ能大將有時是縱ひ異
國より日本を攻るとも武勇をもつて是をもとく退治する
是天下の大宝なり既ハ日本より異國を攻ぬれハ軍早異
國より日本を攻責ますきと思ふハ愚なり又家の大宝ハ法
侍武道を為ると節義ニ而忠信深くして追從阿諂の風
俗なきを國家の栄え行為き前表ぬて家の大宝なり又汝
が心得ハ埋き居る身を為るハ取立上ハ其報恩

一

政道正敷人民憂なく治るを職とす　是文道なり　将軍ハ天下の悪逆を討て有道を助くるを職とす　是武道也　是上代の法ぞ　然るに中頃より君臣奢つよくして政道を取失ひ人民安からす云々

同上意に天下の大宝と云は日本に能大将有時は縦ひ異国より日本を攻るとも武勇をふるひたやすく退治するは天下の大宝なり　既に日本より異国を攻つれハ最早異国より日本を責ましきと思ふハ愚なり　又家の大宝ハ諸侍武道を忘れす節義正敷忠信深くして追従軽薄の風俗なきは国家の栄え行へき前表にて家の大宝なり　又汝が心得にハ埋れ居たる身をかやうに取立し上ハ其報恩に

自分が後日成絶望きと思へ度く邪なき様に慎め一言を
も能く考て吟へ汝の一言の善悪は將軍の善悪を我見捨ぐ
る者と変る者、何を我多く異見申れども其人此上は無為自
分滅すべきと思ふべき不便なる事也汝必後る心少しも
有らば大不忠と心得身を引下げ諸人に親しくして忠信を
尽せ云々扨又大賀妙善後の者は男女亡後
一東照宮三河に居給ふ毎年夏中に麦飯を用ひ給ふ
潜に白米の中飯を椀の底に入上に麦飯少計を
て出し給ふ御覧ありて汝等我心を察し給へ我を思
ふとおもへる今我國の時に兵仗動の年なく士卒倦
怠して寝食を安ずば我猶なんぞ飽足ん乎なんや且我一

一

自分が侈りを絶へきと思へ　返々邪なき様に慎め　一言を
も能々考ていへ　汝か一言の善悪ハ将軍の善悪ぞ　我見捨ざ
る者に奢り者あり　我色々異見すれとも聞かす　此上ハ無力自
分減すへきと思ふぞ　不便なる事也　汝必侈る心少しにても
有らハ大不忠と心得身を引下ケ諸人に親しくして忠信を
尽せと云々　扨又大賀如き侈り者ハ早々亡すへし云々
東照宮三河において毎年夏中御麦飯なり　御近侍の人
潜に白米の御飯を御碗の底に入上に麦飯少計をおほふ
て出しけれハ御覧ありて汝等我心をさとらす我を以て
吝とおもへるか　今戦国の時にて兵杖動かぬ年なく士卒煩
擾にして寝食を安せす我独なんぞ飽足に忍んや　且我一

身の奉養を倹約して武用に給せんと寸百姓を労して自分
ずくの成度をせんと仰られ其ハ国者皆悦服ず
一薩广守忠吉十五歳初陣の時純子の如く浮紋ある唐織へ
背に壹尺四方程金糸にて九を縫ひ内に同糸にて孔雀を縫
ひ東照宮甚奢を戒めるゆへ家老小笠原和泉守
自分の陣羽織高宮布にて作りて忠吉へ着せ参らせ孔
雀の陣羽織ハ和泉守に玉ゆゑ今に小笠原三郎右衛門稠千
が家に在りと云ふ
一東照宮駿府に御在城の昼夕御膳の上給仕ふる小姓ゆゑ
変生ての着に袴を御覧ぜられ夫ハ何と申物ぞと仰られ
拾ひ摺を彼者茶宇と申物の由申上げ其ゆゑ
おのれおくき奴

身の奉養を倹約して武用に給せんとす　百姓を労して自分ゆたか成事をせすと仰られけれハ聞者皆悦服せり

一　薩摩守忠吉十五歳初陣の時純子の如く浮紋ある唐織へ背に壱尺四方程金糸にて丸を縫ひ内に同糸にて孔雀を縫たり　東照官其奢を戒め給ふにより家老小笠原和泉守自分の陣羽織高宮布にて作りしを忠吉へ着せ参らせ孔雀の陣羽織ハ和泉守に玉ハリ今に小笠原三郎右衛門稠于が家に在りと云々

一　東照宮駿府に御在城の節夕御膳の御給仕に御小姓罷出候処其もの着候袴を御覧被遊　夫ハ何と申物ぞと御尋被遊候えは彼者茶宇と申物のよし申上候えは　おのれにくき奴

ゝる天下久敷乱に及ひ潮此須サ一静に成美民し安き姿
に見もる事我おも不知程の衣類を着しなるもの天下の奢
を始め乱のゝ〜と発す不届ゝの也御前を退けと以の外
御機嫌損〜夕方御膳も不召上り近臣を稽こる御機嫌
を取潮夜に入御膳をすゝめ申さるゝとぞ
一御遺誡に大小名ハ不及申平日奏侍に多限相應ハ勿論直
系陪臣に至り言知の面〜を知行ゝ内一分ハ軍役一分ハ領
分救米に除置常〜倹約を不忘平帯續へきもの國郡をゝ
常に多限を定め可重凶年飢饉の時救民の施行見届ひ
為ゝ〜ゝ直参さるゝとゝ云ゝ百石以下の士着用絹衣不
用以私高樣木綿ゝ被為事ゝ

一

かな天下久敷乱に及ひ漸此頃少し静に成万民も安き様に見ゆる処　我等も不知程の衣類を着したる事天下の奢を始め乱のはしを発す不届もの也　御前を退けと以の外御機嫌損し夕御膳も不被召上候故　近臣共種々に御機嫌を取漸夜に入御膳をすゝめ申たりとぞ

御遺誡に大小名ハ不及申平日奢停止分限相応ハ勿論直参倍臣に至り高知の面々迄も知行の内一分ハ軍役一分ハ領分救米に除置　常々倹約を不忘所帯続へき事国郡在々常に分限を定め可置凶年飢饉のせつ救民の施行見遁すへからざる事直参たりと云共　百石以下の士着用絹衣不可用公私両様木綿に可相済事云々

一東照宮御鷹場なるゆえ御狩御泊りかけとは格別にて御
日帰りの御鷹場なれば御弁当の儀は作出し稀の事にて大方
は御焼飯と御持せ遊ばされ山にても二度三度も
召上げ遊ばされ候ゆえ或は鶴鷹小鳥為成に不成にて登
り前殊の外多く御物数召上げ候ゆえ不残犬共に成り
申候作付は自身焼食とは出し不残犬共小鳥へ
せられ其後も御鷹場なれば何ぞ召上げの作物
御弁当の焼飯は犬共小鳥へ残不申に付百姓
衆其段申上げ百姓共の家に芋の多き度は有まじき
の作物へ付分掘りて里芋多き度と申上げ候ゆえ山の
芋にて掘出し水煮にして

一

東照宮御鷹野に被為成候刻御泊りかけと申ハ格別にて御日帰りの御鷹野の節御弁当の被仰出ハ稀の事にて大方ハ御焼飯を御持せ被遊　野にても山にても二度三度も被召上其侭にて御帰被遊候　或時鶴鷹に被為成候所々にて昼より前殊の外なる御物数ゆえ御悦被遊御鷹犬共を曳可参旨被仰付　御自身焼食（メシ）を御出し被遊不残犬共に御くわせ被遊　其後も御鷹御遣ひ被遊何ぞ可被召上との仰に候へ共御弁当の焼飯ハ犬共に御くはせ被遊残り不申候ニ付　御小姓衆其段被申上候へは百姓共の家に芋のなき事ハ有ましきぞの仰せに候へ共　時分柄にて里芋無御座候と申上候えは山の芋にてもくれよと被仰候ニ付つくね芋を掘出し水煮にして

差上ゲ薄手ニ見ヘシトノ御言ニテ塗ヲ改ラレ呂上ラレ
ケル内ノ物ヲ移シタル
一東照宮大坂夏ノ御陣ニ小市ヲ用ヒ給ヒ不用ニ帰ル
鯛ヲ校味噌鯉ニ加ヘテ召上ル味噌ヲ多ク入ルト
上意ヲ受ケ内ヲ移シタル者共ハ武備ハ第一ニ心ヲ
ツケ
一東照宮御代ニ厨ヲ不及ヲ　名徳公御代ノ頃ヲハ世ニ方
書ヲ猶ノ義ヲ小有之　秀忠様御代ニ相平新ニ帰ル
戸ヘ下リ初テ御目見ヲ上ル時ニ物ヲ少テ御料理ヲ
付一座ニ元十三人有之座ハ鐵田常盛ニ次ノ座ハ
長男小ヲ新ニ帰ル元ヲ御料理ヲ付ケ

差上候得は　是々との御意にて塩を御附被遊召上られ候て御帰被遊候也

一　東照宮大坂夏の御陣に御台所用意被仰付候に膳米五升干鯛壱枚味噌鰹節少にて事足へし　味噌も多くハ持すなと上意有之由　ケ様になけれハ武備ハ曽てはかり難き事なるへし

一　東照宮御代の儀は不及申　台徳公御代の頃迄ハ世共に万事手軽の義共に有之　秀忠様御代松平新太郎殿江戸へ下り初て御目見被申上候節　御勝手にて御料理を被下候時一座の衆十三人有　上座ハ織田常真其次の座大炊頭差図にて新太郎着座被致候とかや　御料理蕪汁おろし大根

一

のなますあらめの煮物干魚の炙物にて有之候とかや云々

東照宮駿河にて御不例の節板倉内膳正江御後の儀被仰置候と我等廟所を将軍より被申付候ニ於てハ始祖の廟なれハとの儀を以作事等結構に可申付候得共　夫ハ無用の事ニ候　我等子孫に至り代々共に始祖の廟に増らぬよふと勘弁ある為にも可有之間　其心得を以軽き宮殿に被致置候様にとの御意ニ付　御他界の後江戸にて内膳正其段将軍家へ申上候処に御尤の仰ニ候へ共余り軽き宮殿とあるハ如何なれハ大体結構なる御宮居と相見へ候如く　御普請懸りの者へ申談候様にと被仰出最前の御宮出来候也　其後寛永三年御父子様共御上洛の御留主に　御台様御煩被為付候

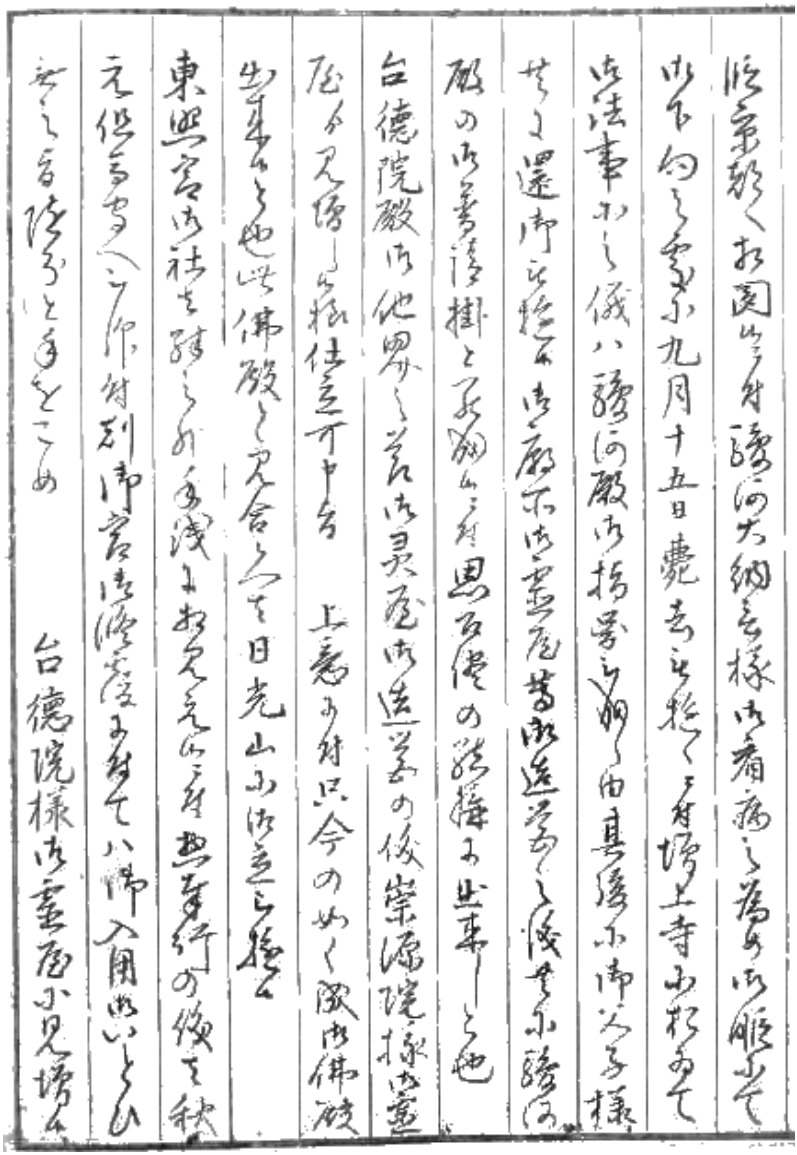

段　京都へ相聞候ニ付駿河大納言様御看病の為め御暇にて
御下向の処に　九月十五日薨去被遊候ニ付　増上寺において
御法事等の儀ハ駿河殿御指図被成候由　其後に御父子様
共に還御被遊候　御廟所御霊屋等御造営の儀共に駿河
殿の御普請掛と罷成候ニ付　思召儘の結構に出来しと也
台徳院殿御他界の節御霊屋御造営の儀崇源院様御霊
屋より見増し候様仕立可申旨　上意に付　只今の如く成御仏殿
出来候と也　此仏殿と見合候へは日光山に御立被遊候
東照宮御社は殊の外手浅に相見え候ニ付　惣奉行の儀は秋
元但馬守へ被仰付刻御宮御修覆に付てハ御入用御いとひ
無之旨随分と手をこめ　台徳院様御霊屋に見増候

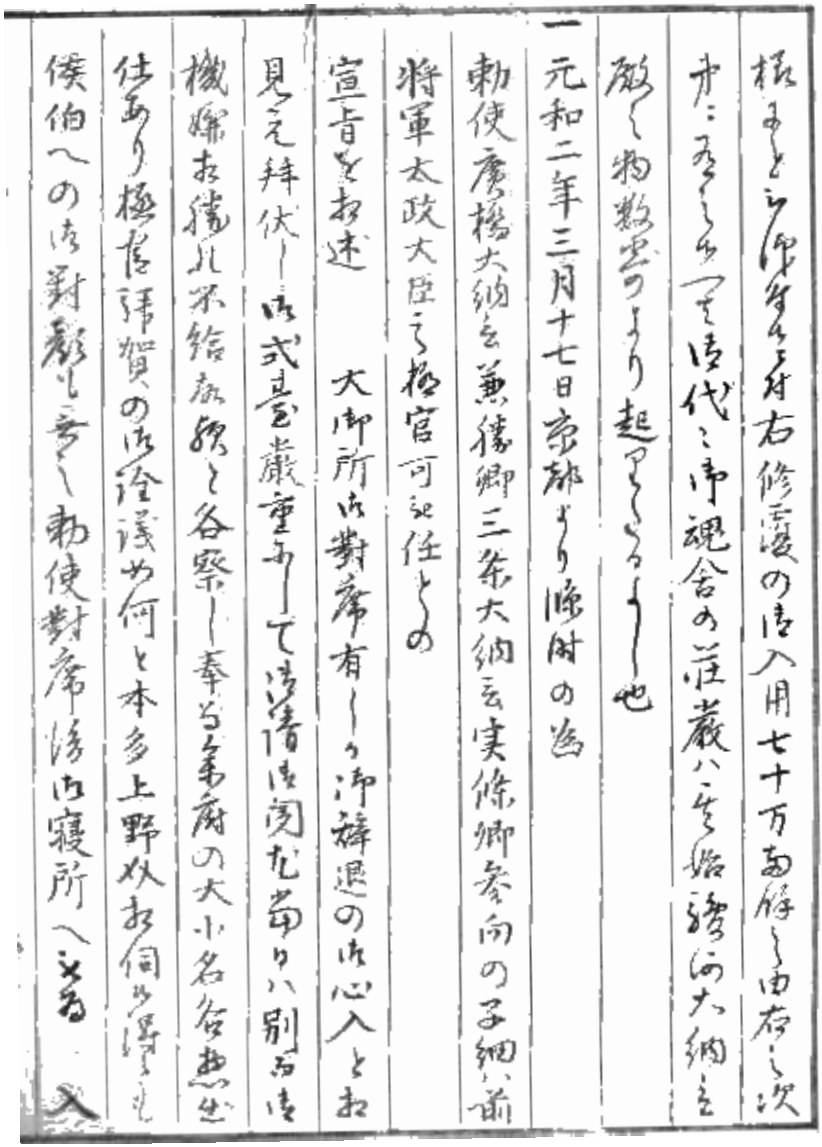

一元和二年三月十七日京都より除附の為
勅使廣橋大納言兼勝卿三条大納言実條卿参向の子細前
将軍太政大臣に被官可被任とも
宣旨を被述　大御所に對面有しゝ御辞退の儀心入とお
見え拜伏し儀式豊歳重畳にて法儀に関れ申りハ別而儀
機嫌お儀ハ不給感悦と各祭し奉り諸侯の大小名各悦
仕申り極官祝賀の儀沙汰何と本多上野介お伺ひ申し
侯伯への儀對面し申し勅使對面儀に寝所へ

様にと被仰付候ニ付　右修覆の御入用七十万両余の由　右の次第ニ有之候へは御代々御魂舎の荘厳ハ其始駿河大納言殿の物数奇より起りたるよし也

一

元和二年三月十七日京都より臨時の為
勅使広橋大納言兼勝卿三条大納言実條卿参向の子細ハ　前将軍太政大臣の極官可被任との
宣旨を相述　大御所御対席有しか　御辞退の御心入と相見え拝状し御式台厳重にして御請御聞　尤当日ハ別て御機嫌相勝れ不給故かと各察し奉る　参府の大小名各惣出仕あり極官拝賀の御詮議如何と本多上野介相伺候得とも侯伯への御対顔も無之勅使対席後御寝所へ被為　入

何の出典なるも不知　作出只出警蹠陳累なるを恨まと
雖不知有る計なれ上聖体なる誠に御前家の御名譽是に不
如ると奉悦ら　公御息絶給ひ　各勿論哭
勅使を蒙る冥加の程も恐悦あり抑武家太政大臣の拜賀
ハ北山鹿苑院義満計也又大臣拜任有一度ハ平清盛家
源を出して度と関及ふ是義満の疎略也清盛相國を
多度ハ　白河院の御落胤に給ふ故なり宜に文武
の差別ハ文官ハ相國を限として武官ハ近衛左右の大將
を先途とせり太閤秀吉愚賜ひて我侭に望押して関
白の職を補せ給ひ　前代未聞也武家に三公九卿の
拜任有度　皇統の衰微也より衰微也に非ず

何の御沙汰も不被　仰出只御饗応疎略ならさる様にと下知有る計故　上野介罷出誠に御当家の御名誉是に不可過と奉悦ける　公御息を継せ給ひ無勿体此度勅使を蒙る　冥加の程も恐憚あり　抑武家太政大臣の拝賀ハ北山鹿苑院義満計也　又大臣拝任有し事ハ平清盛前蹤を出しての事と聞及ふ　是義満の疎略也　清盛相国たる事ハ　白河院の御落胤に紛れなき故なり　官に文武の差あり　文官ハ相国を限として武官ハ近衛左右の大将を先途とせり　太閤秀吉愚昧にして我侭に募り押して関白の職に補せられし事前代未聞也　武家に三公九卿の拝任有事　皇統の御威光是より衰微するに非すや

王人曰
家康へ幕府の
將軍さくとか
くべき誤りか

王人曰
成るの字なし
成子ノ誤リ

家康へ幕府と將軍さく係あれども　叡慮堅止のゆへ一生上今
大相國の　宣旨辭申と云ひ情をつくし　うるはしく茅創
の茅屋より奢を自制し質素を我昔とする也勿躰なし
との　上意を伺ひ上聖人方の　思召と密かに仰せ
かハ諸大名谷奉戴て拜賀の歌上るし　お止とおもひ
退出しなを希代の情退是皆情の縁は長久迄の後伯
の輩も驕奢を慎むべきと思ふ　お知恵
一有德公御代は倹約に付諸大夫の情後人平生白小袖
不及縮し袖小上下無用し後は用捨を作出是小依て白小袖と
無用なる格の人も色替り襟袖口移と云し上無紬小袖
なれ上下段々なる故各安心意外肩衣次上下丹く平日恵

家康へ府の将任さへ憚あれとも　叡慮黙止かたく其上今大相国の　宣旨病中と云ひ御請すへきよふなし　草創の前年より奢を自制し質素を旨とする也　勿体なし勿体なしとの　上意を伺ひて上野介方より　思召を密に申伝へしかハ諸大名各奉感て拝賀の献上等も相止ミおもひおもひに退出しけり　希代の御謙退是皆御子孫御長久且は侯伯の輩に驕奢を御戒なさるへき思召とハ相知れたり

主人曰
家康へ内府の
将軍さへとか
くべき誤りカ

一
有徳公御代御倹約ニ付諸大夫の御役人平生は白小袖着用に不及縞小袖に上下着用の儀御用捨被仰出　是に依て白小袖を着用すへき格の人も色替り襟袖口抔を着し上着縞小袖にて上下紋付に不及各戻る裏付肩衣次上下にして平日着

主人曰
戻るノ字の所
戻子ノ誤カ

せ〜うハ不揃なの人ハ大ハ助ハ多〜〜なれ共後三ヶ年の間
歳費倹約を仰せ付られ諸士倹約を用ひ木綿の羽織を着せ
しと云

一常憲公仏法を信じ護持院の僧を愛し給ふ　文昭公儒者新井筑後守を信用し給ふ　此両
代善悪と好み給ふ処　有徳公此代を害と思召され
歎き給ひし共今も非常に変あるハ何を以て万民を救ハ
ん為きと為ん此工夫を絶ん為の奢侈を止させ給ふ為倹
約を申一ヶ年絶ん為先代の風俗と急に違ひ万民行
儀正敷ん為風儀を窮屈に思ふ事なり諸倹約の法度事と
あり諸小名迄〜公とそ〜ろ人多りまた生業成ず苦
て上意に我世の中の変と思へハ〜ぞ〜の事苦しるなれ丈

せしかハ不勝手の人にハ大に助になりしとかや　其後三ケ年の間厳敷倹約を被仰出候故　諸士倹約を用ひ木綿の羽織を着せしと云々

一

常憲公　仏法を信し給ひ護持院の僧を愛し給ふ　文昭公　儒者新井筑後守を信用し給ふ　御両代華美を好給ふ処　有徳公御代其害をしろし召され歎かせ給ひ　只今も非常の変あらハ何を以てか万民を救ハせ給ふへきと色々御工夫被遊　万事奢侈を止させ給ふ　御倹約を第一に被遊し故御先代の風俗と急に違ひし故万民行儀正敷キ御風儀を窮屈に思ふよりして御倹約の御政事をあしさまに取沙汰し　公をそしる人多かりき　其事を聞し召て上意に我ㇾ世の中の事を思へハこそ千辛万苦するなれ　夫

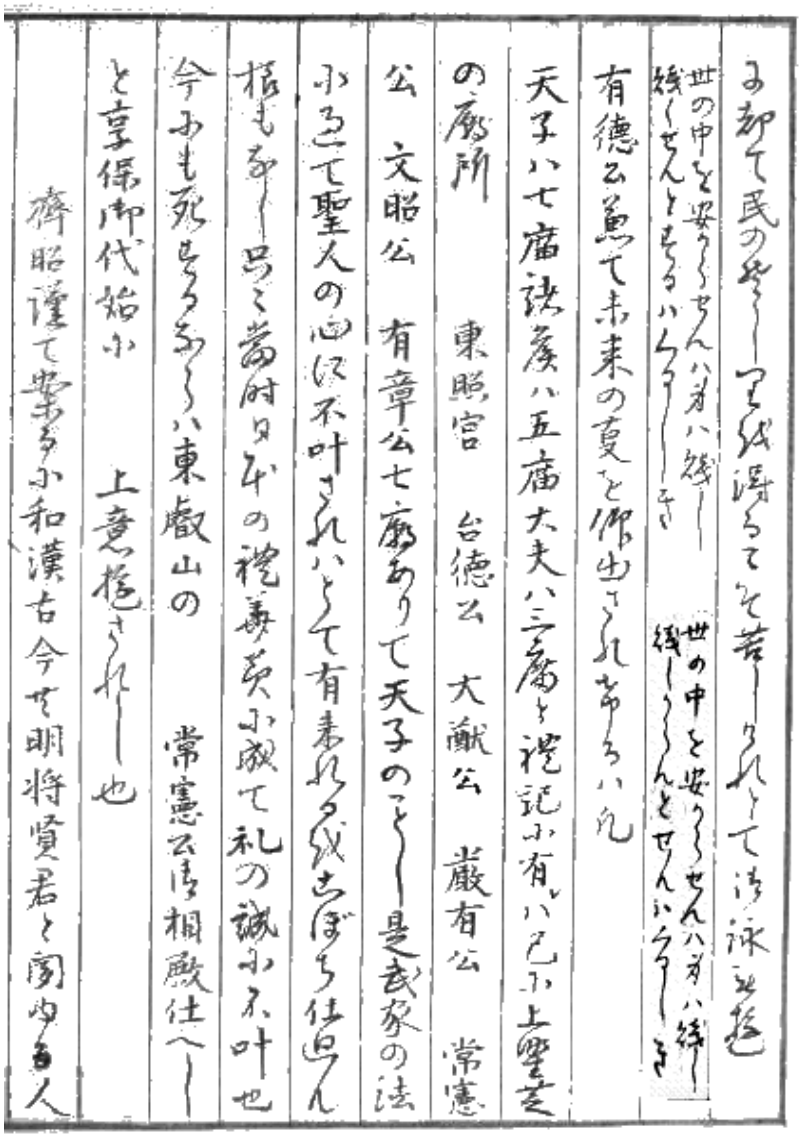

ゐ却て民の[illegible]一[illegible]ゝ得ることを苦[illegible]ゝて法禁を起

世の中を安[illegible]せんハ才ハ絶
絶[illegible]せんとするハ[illegible]

世の中を安[illegible]せんハ才ハ絶
絶[illegible]せんとせんハ[illegible]

有德公為て未来の夏を佛出さるゝ事ハ

天子ハ七廟諸侯ハ五廟大夫ハ三廟と禮記に有ハ已に上聖之

の廟所　東照宮　台德公　大猷公　嚴有公　常憲

公　文昭公　有章公七廟ありて天子のこゝ是武家の法

に已て聖人の心に不叶されハとて有事れ成ぬ[illegible]

相も[illegible]ゝ当時日本の禮義に成て礼の誠に不叶也

今ハも死[illegible]ゝハ東叡山の　常憲公ハ相殿仕へ

と享保御代始に　上意起され[illegible]也

齊昭僅て安[illegible]に和漢古今を明將賢君と聞ゆ人

に却て民のそしりを得るこそ苦しけれとて御詠被遊

世の中を安からせんハ身ハ賤し　世の中を安からせんハ身ハ賤し
賤くせんとするハくるしき　賤しからんとせんハくるしき

有徳公兼て未来の事を仰出されけるハ凡

天子ハ七廟諸侯ハ五廟大夫ハ三廟と礼記に有レハ已に上野芝の廟所　東照宮　台徳公　大猷公　厳有公　常憲公　文昭公　有章公七廟ありて天子のことし　是武家の法に過て聖人の心に不叶されハとて有来れるをこぼち仕廻ん様もなし　只々当時日本の礼華美に成て礼の誠に不叶也今にも死するならハ東叡山の　常憲公御相殿仕へしと享保御代始に　上意遊されし也

斉昭謹て案るに和漢古今共明将賢君と聞ゆる人

こに倹約を不用ハるゝ如何とるれハ生國ハ生れて住
ゝ所ハ分夷ハ不ル養ハ君へ忠祖宗へ
の孝ハ忘れ慰ハ質素ハ倹約ハ武備ハ怠ル世
ハ難しまして質素の政不行して武備ハ怠ル世
るハ成ることなき為也作去君素福ハ財ハ英夷奸傍女
子所人ハ武備ハ人より今日暮ハ楽して身
を楽しゝ我禄ハ何ハ不給ハ
多き也婦女子傍倍ハ勿論戦争ハ拘りなきハ
終身業業ハ暮ハ思ひ也物又義ハ有
つゝも傍倍ハ戦争の度ハ我指ハ家ハ怨敵退
敬の事ハ祈祷の賦ハ事の祈祷ハ物と費し

々に倹約を不用ハなし　如何となれハ其国に生れては其国を守り外夷に不被奪様にする事君へ忠祖宗への孝なり　然れハ質素倹約してさへ武備を手厚くせんハ難し　ましてや質素の政不行して武備を手厚くせん事ハ成かたき故也　乍去君柔弱なる時ハ姦吏奸僧女子町人なと本より武備をせんよりハ今日華美をして身を楽しミ我禄ハ何故に給ハるといふ事をさへ忘るゝ者多き也　婦女子僧侶ハ勿論戦争の事に拘(カ)、ハらされハ終身栄花にさへ暮せハすむと思ふ也　扨又万の事有りとも僧侶ハ戦争の事ハ我持前にあらす我等怨敵退散の御祈祷の職なりとて無益の祈祷に物を費し

危にハ近らす　勝利ある時ハ祈祷のしるし有様にい
ひなし　又勝利なき時ハ武士の怠に言ひなし抔　すべて
自分のがるゝ事のミなり　斯る者のいふ事を信する時ハ
国歌綾受かるへし　本より僧侶は天下の代替をしらす　我
朝に生れ出て異端を行ひ人にもすゝめ　自分に此座の
勝手のミいひて人を欺く故闇君俗吏ハ是を信して倹
約せさるが下の為に成るものゝやうに思ひあやまりて　格
別ふまへなき者ハ闇に引入らるゝもの也　可恐事也　物事
惣て取締んハ心なき人々にハ悪しくいわれ自分にても
骨が折るもの故明君にならでハ質素倹約□て文武の
世話する事ハ不能也　さる故に来世までも其名聞ゆる

なり武士の志有るものハ勿論なれとも一百姓
町人なりとも永世を見通しなるものハ必ず倹約
只四ツ目なき士婦人ハ俗俗等町人なりとも世間ひろく
者せが婦ふ夏なり見おの為ふ武士を止て商売業を
求め永世を君の名を穢さるなり常に倹約をなり
てなふ風儀又ハ非常の事ハ無き事なるとまして
や常に兵器薬弱にして非常ハ如何ちゝハ為ん
き哉

三代将軍　有徳公の御賞明なるとき常
に倹約質素を武備を励しなる紙況や今我ハ
の為将ちゝんとの倹約を武備を捨てハ非常ハ
業ふ際に用を欠ち武策ハ如何ん

なり　取締の事志有るものハ勿論よきといふへし　百姓町人にても永世を見通したるものハやはり悦ぶへし只心なき士婦人僧侶等町人にてせましき商ひする者共が嫌ふ事なり　是等の為に取締を止て当座誉を求め永世主君の名を穢す事なかれ　常々倹約を守りてだに飢饉又ハ非常の手当ハ難き事なるを　ましてや常々美麗柔弱にして非常の事あらハ如何なすへきや　三代将軍　有徳公の御賢明にてさへ常々倹約質素武備を御励し被遊たるを　況や今我等の愚将たらんもの倹約をせす武備を捨てハ非常の節に臨ミ御用を欠間敷策ハあるへからす　憚多くも

三代將軍　有德公ハ不及中興他の歟藩ハ　ても
尾州の源敬紀列祖源君祖宗の威儀を初め諸大名何
もも名將と國を治めるも其身常に倹約をして武備
を勵し家中ハ空しく祿を食む者多き故ハ也拾
女出家の拾民の子孫より祿をもらう藩中祿を空
くする事ある又ハ非常の事あれハ家中名
國を傾ける陽德公國を修ハ家先ハ
幕府の法用ハ立ぬ　心掛
幕府ハ常に法禁ハ武備を勵しなして國を治
ると頼みハ不思議ハ振双方相合ハ時ハ奢侈何程濫
ると雖ども又ハ万一國相大名ハ實事ハ

三代将軍　有徳公ハ不及申其他の親藩にても
尾州の源敬紀州の源南祖宗の威儀を初め　諸大名何
れも名将と聞えたるものは皆常々倹約にして武備
を励し　家中に空しく禄を食む者なきようにせし也　遊
女出家の遊民の外君より禄を給はる家中禄を空し
くする事あるへからす　非常の事あらんにハ其家中は
国主領主に附随ひ国主領主は我先にと
幕府の御用に立やう心掛
幕府にてハ常々御旗本に武備を励し給ふて　国主領
主を頼ミ不思召様双方持合ふ時ハ蛮船何程渡来
る共又ハ万々一国持大名に異変有之とも　更に恐るゝ

小不足事也右様武備の事南蛮のひそう上ハ人ごとに
の英ハ今ごとくしてみな〻ものを費なれとも倹約をもつて一生を
ゝりてさへ行百年でやたとへを十分の者とまつる上は
十一分かし十二分ものをまきやう心懸ものを事かゝつと
てもあるべきとゝ附ハ有ごとく費且つ年才の事と
喜ひ実ものの遠来の戦争ハいつ何時なんも難計出来
と戦争の初日より分てごとく事ハなきまつ分れハ
分ごと初めより三親藩ハ勿論諸大名ものもこゝ生ごと
よりて死ごまて我
皇国の為をおもゝ仏法の為陽邪為と医者為ゝ
二天四海ものたりせを為ゝ医者為ゝ人合為為ゝ

に不足事也　右様武備の手当とゝのひたる上ハ人々相応の美ハくるしくも有之間敷なれとも　倹約を守り一生取かゝりてさへ行届兼候也　たとへは十分手当出来候上は十一分にも十二分にも手厚きやう心懸へき事故　いつとても奢りてよきといふ時ハ有之間敷　旦日本中の事と違ひ異国より渡来の戦争ハいつ何時有んも難計　出火と戦争の前日より分りたる事ハ有るましけれハ

公辺を初め奉り三親藩は勿論　諸大名ともに生るゝより死るまて我

皇国の道を本とし仏法の異端邪道を退け　常々

異国船来りたり共手筈不違様申合置　兼々覚悟第一

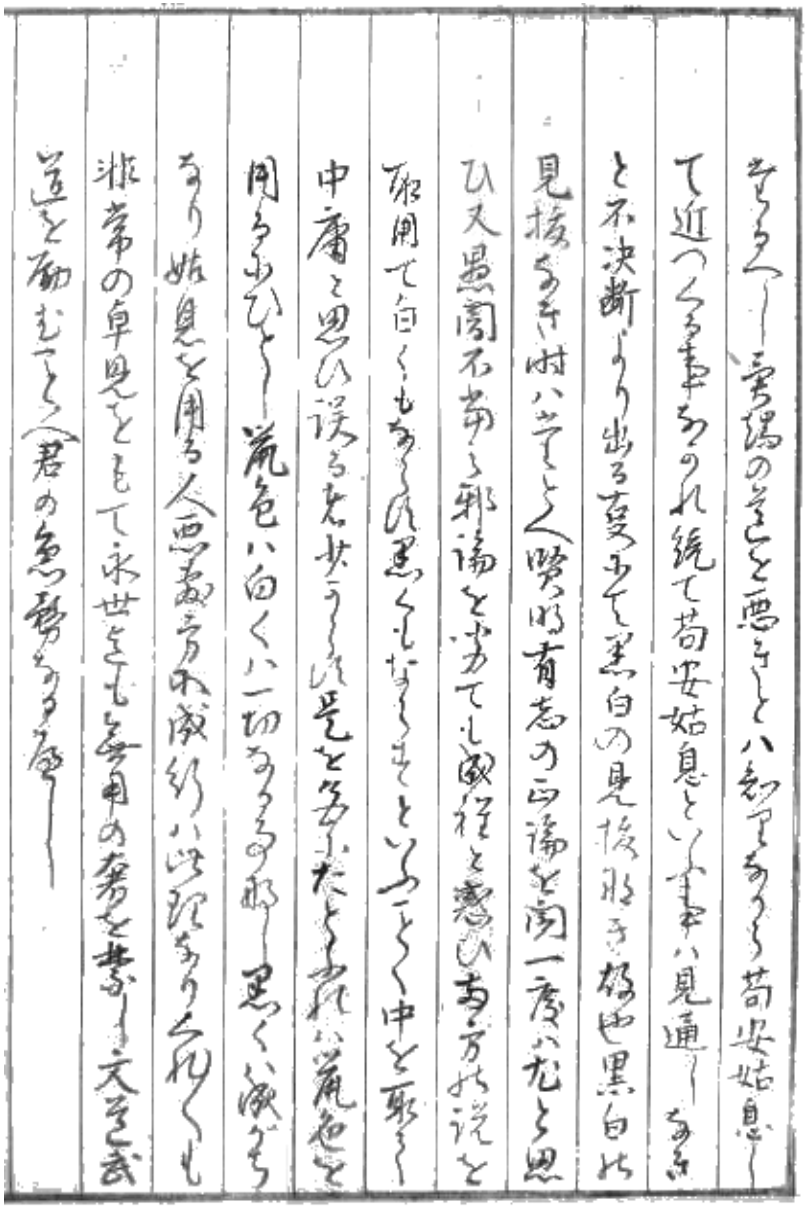

たるへし　異端の道を悪きとハ知りなから苟安姑息し
て近つくる事なかれ　統て苟安姑息といふ事ハ見通しなき
と不決断より出る事にて黒白の見抜なき故也　黒白の
見抜なき時ハたとへ賢明有志の正論を聞　一度ハ尤と思
ひ又愚闇不当の邪論を聞ても成程と惑ひ　両方の説を
取用て白くもならす黒くもならすといふことく中を取て
中庸と思ひ誤る者少からす　是を色にたとふれハ黄色を
用ひるにひとし　黄色ハ白くハ一切なる事なし　黒くハ成がち
なり　姑息を用る人悪敷方に成行ハ此理なり　くれくれも
非常の卓見をもて永世迄も無用の奢りを禁し文道武
道を励むこと人君の急務なるへし

○諫言を用ゐる事

一東照宮御作の我等三列を拵の時の事　勅使上使を御もてなし
つまりきの有り時の用意の三尺の鯉二つ泉水の金魚
時長成見るの中の大形鯉一つ見えるを取て
掃除場をとりかへ悪敷成ると同時に此者
拵を鯉の給本分の事相成り其儀に付
さて人々申し相成り旦伝長老を呼
と申者の由にて馬場の封を切るべしと申
きハ彼場を中ぬくに二名出る我等
やうの者を呼て申るハ勅使の風儀悪敷
屋一呼外成程さと思ひ呼て出刀の鞘とり

○諫言を用へき事

一　東照宮仰に　我等三州在城の時にもし　勅使上使其の外はれかましき事有之時の用意に　三尺に余る鯉二ツ泉水に入置　ある時是を見るに中にも大なる鯉一ツ見えさる故　其処に懸りたる掃除坊主をよひ　かこひ悪敷狐に取られたるかと問へハ　此者申様　其鯉ハ鈴木久三郎拝領したりとて御台所へ持参　料理仕たべ候て人々にも振廻　且信長公より参りたる御酒の試ミ仕るへしと御意の由にて御樽の封を切たべ候と申ニ付　台所の者に尋ぬれハ彼の坊主が申如く也　二色共に我さへたしなミ置に我侭成やつかな　ケ様の者を其分にて置なハ向後諸士の風儀悪敷成へし　呼付成敗すへきと思ひ　呼付て長刀の鞘をはつし広

縁に出て待処に久三郎傍輩共内通しけれ共事ともせず某が前へ出候間　二十間程置悪敷きやつめと言葉をかけ長刀にかけんとせしに久三郎是を見て　己か刀脇差を五六間程跡へなげ捨我に向ひ大の眼をきっと見開らき　扨々愚成御大将哉魚鳥に人間をならぶる作法何国に御座候哉　夫にてハ中々天下の望ハ成申間敷とて却て某に悪口せし時　実に尤と思ひ当り抜たる長刀を捨て奥に入り能々彼か心中をおもひはかるに　近頃走りの者一人留場にて鳥を取り　一人ハ城の堀にて網を打此両人を追込置きしか　是を云ん為わさと鯉を料理したるなれハ少しも慮外にてハなし　偏に我意を歎きての事と思ひ案し　彼走りの者両人共奉公に出し候得と申付て　則久三

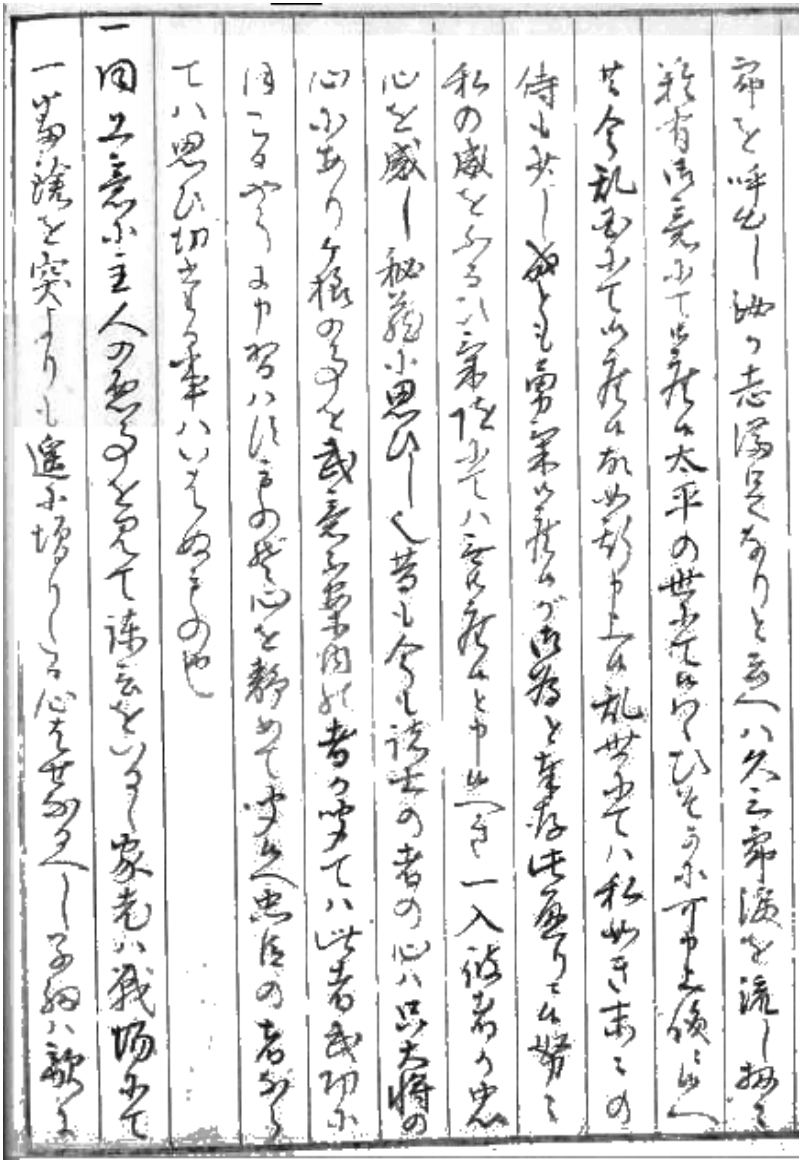

郎を呼出し　汝か志満足なりと云へハ久三郎涙を流し　扨々難有御意にて御座候　太平の世にて候ハヽひそかに可申上儀に候へ共　今乱国にて御座候故如斯申上候　乱世にてハ私如き末々の侍も少し成とも勇気御座候が御為と奉存　此通りニ候　努々私の威をふるひ気随にてハ無御座候と申候へき　一入彼者の忠心を感し秘蔵に思ひし也　昔も今も諸士の者の心ハ只大将の心にあり　ケ様の事を武意不案内の者か聞てハ此者武功にほこるやうに申習ハすものぞ　心を静めて聞候へ　忠臣の者ならてハ思ひ切たる事ハいはぬもの也

一

同上意に主人の悪事を見て諫言をいるゝ家老ハ戦場にて一番槍を突よりも遙に増りたる心はせなるへし　子細は敵に

向て武辺をするも身命を惜しミてハならぬ事也　然れ共勝負ハ時の運による事なれハ人をも討人にも討るゝものなり　縦討死しても末代迄名誉ハ子孫に残り　主人にも惜るゝは死ても本望なり　もし仕合能く敵を討時ハ勿論子孫迄繁昌の基也　去程に戦場の挙ハ死ても生ても損のなき事也　扨又主人の悪逆不道なるを悔て強く諫言を致すといふハ十が九ツ迄あぶなき勝負なり　子細ハ其主人無分別にして悪事を好の心あらハ善事を嫌ふ　爰を以て古人もいふ如く　良薬口に苦く金言耳に逆ふ習ひ　其家老を隔心して側へ近付ぬ様に致すへし　然る時ハ諂ひ追従を本とする者出来出頭のうつけ者共申合件の家老を悪さまに取なし事に触て讒言を構ふ

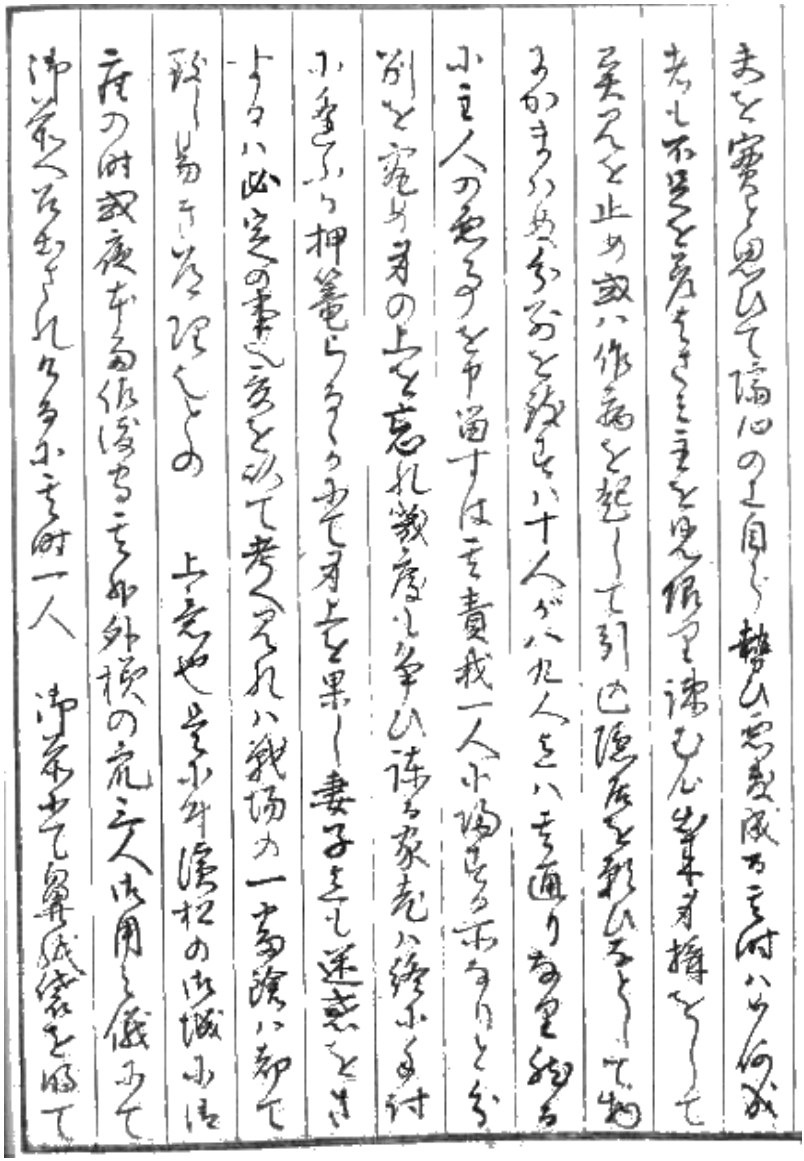

夫を実と思ひて隔心の上自ら勢ひ悪敷成る　其時ハ如何成者も不足を差はさミ主を見限り疎む心出来身構をして異見を止め　或ハ作病を起して引込隠居を願ひなとして物にかまハぬ分別を致すハ十人が八九人迄ハ其通りなり　然るに主人の悪事を申留めすは其責我一人に帰する所なりと分別を究め　身の上を忘れ幾度も争ひ諫る家老ハ終に手討に逢ふか押籠らるゝかにて身上を果し　妻子迄も迷惑をさするハ必定の事也　爰を以て考へ見れハ戦場の一番槍ハ却て致し易き道理也との　上意也　是に付浜松の御城に御座の時　或夜本多佐渡守其外外様の衆三人御用の儀にて御前へ召出されけるに　其時一人　御前にて鼻紙袋を明て

一面の古附を切て　御茶ハ茶上るハ流儀ハ
夫ハ何ぞと仰られハ茶内ハ茶ハ仕ハ書附ハ茶ハ
心入ハ茶ハ　上覧ハ入ハ茶ハ中上ハ夫ハ茶物ハ
るハ入ハ大ハ盛ハ茶ハ仕ハ茶ハ　夫ハ後ハ茶ハ
ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ
ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ
ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ
ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ
ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ
ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ
ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ
ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ茶ハ

一通の書附を取出し封を切りて御前に差上る　御覧被遊
夫ハ何ぞと仰けれハ　某内々存寄候儀共書附置申候　乍憚御
心入にも可罷成かと　上覧に入奉ると申上ると　夫ハ奇特な
る心入と大ニ御感なされ　佐渡守ハ苦しからず夫にて読て聞せよ
と仰らるゝニ付　畏り候とて数ヶ条読終る　尤の事尤の事と御挨拶
被遊　是に不限此以後とても存寄の儀もあらハ無遠慮申聞
せよと　上意ありけれハ　御聞届被遊近頃忝と申て御前
を退出す　佐渡守ハ御用にて残り居られけるに　仰られける
ハ只今の者読聞せたる儀ハ如何思ふぞと御尋ニ付き　佐渡守
御請に一ヶ条も御前の御用に立可申存候事ハ無之様に奉存
と申上けれハ　御手を振らせられいやとよ是はあの者の分

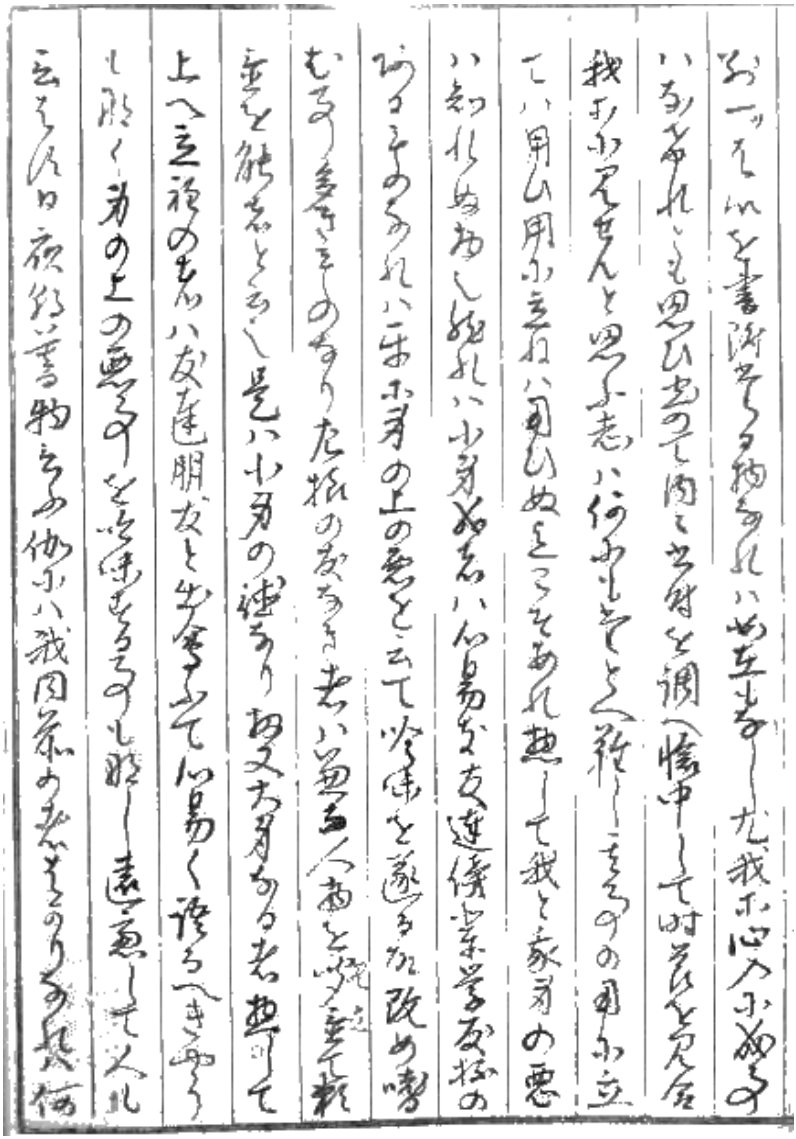

別一ッはいを書附たる物なれハ如在もなし　尤我等心入に成事ハなけれとも思ひ寄て内々書付を調へ懐中して時節を見合我等に見せんと思ふ志ハ何にもたとへ難し　其事の用に立てハ用ひ用に立ねハ用ひぬ迄こそあれ　惣して我と我身の悪ハ知れぬ物也　然れは小身成る者は心易き友達傍輩学友等のあるものなれハ　互に身の上の悪を云て吟味を遂る故改め嗜む事多きものなり　左様の友なき者ハ兼て人物を見立て頼置を能者と云ふ也　是ハ小身の徳なり　扨又大身なる者惣して上へ立程の者ハ友達朋友と出会ふて心易く語るへきやうもなく身の上の悪事を吟味する事もなし　遠慮して人も言はす日夜朝暮物言ふ伽には我同前の者はかりなれハ何

事ゆへ[illegible]ハ云ハ[illegible]ハ[illegible]ハ誤
[illegible]ハ誤[illegible]ハ改人と云ハ[illegible]対すして過る事
[illegible]ハ必竟大学の説と云へ[illegible]元を人の上ハ立て下の
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ古今ともハ[illegible]
作[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]人
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

一東照宮[illegible]ハ[illegible]ハ今川義元製の
製[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

事にても御尤とならてハ云ハす　さるに依て少々の違ひハ誤りとも思ハす　誤りと思はねハ改んと云心も付すして過る事有物也　是ハ必竟大身の損と云へし　凡そ人の上に立て下の諫言を聞さる者国を失ひ家を破らさるは古今ともに無之と仰らるゝ　佐渡守承り覚居て　或時子息上野介に語聞せて落涙に及ふ　上野介其書附ハ如何様の文言にて御座候　其人ハ誰にて候哉と聞候へは　佐渡守其文言も其人も其方聞て何の用にも立事にてなしと申ける也

一

東照宮浜松より放鷹として三河へ御出有しに　今川義元の製し置れたる大釜あり　田間に打捨て有しを御覧して幸の事なり　浜松へ持参るへし　盗賊を煮るに用へしと仰有し程

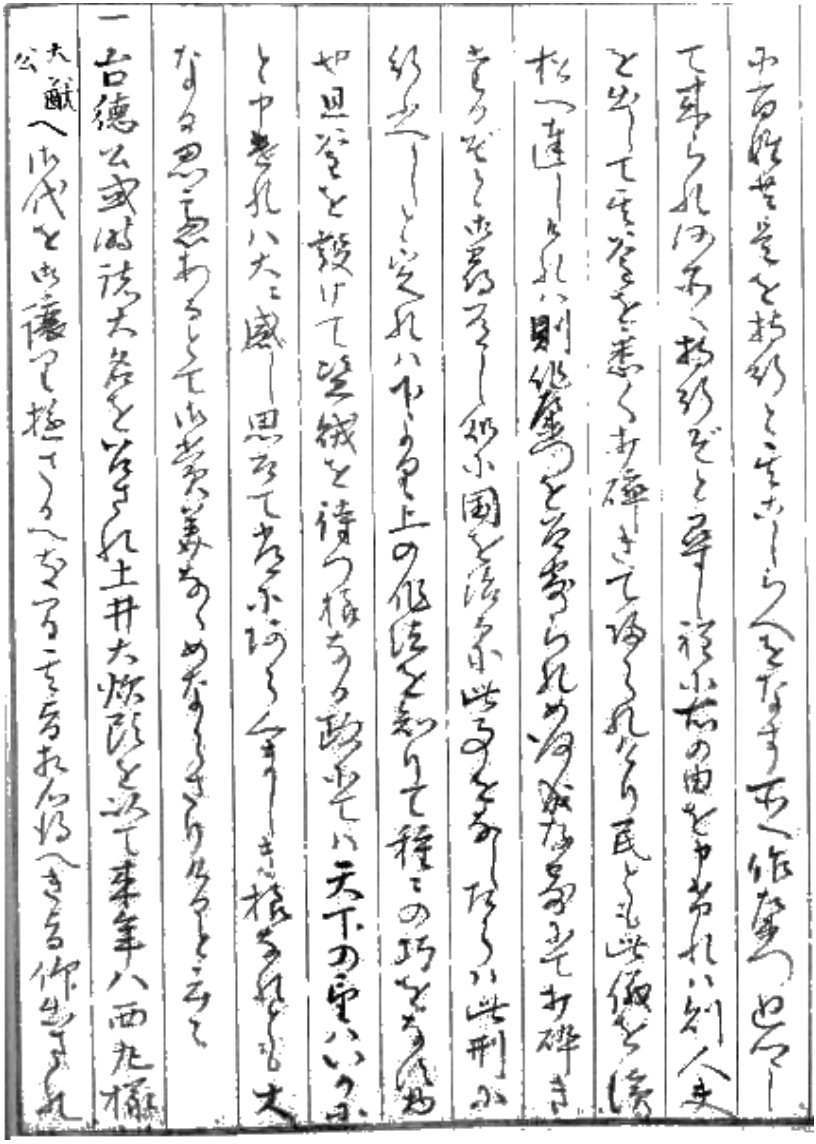

に百姓共是を持行と其こしらへをなす所へ作左衛門廻郷して来られ　何所へ持行ぞと尋し程に右の由を申けれハ　則人夫を出して其釜を悉く打砕きて帰られけり　民とも此儀を浜松へ達しけれハ則作左衛門を召寄られ如何成存寄にて打砕きたるぞと御尋有し処に　国を治るに此事をなしたらハ此刑に行ふへしと定れハ　下より上の作法を知りて種々の巧をなす物也　且釜を設けて盗賊を待つ様なる政にてハ天下の望ハいかにと申けれは　大ニ感し思召て常にあらくましき様なれとも大なる思慮あるとて御賞美なゝめならさりけると云々

一

台徳公或時諸大名を召され土井大炊頭を以て来年ハ西丸様大猷公へ御代を御譲り遊さるへき間　其旨相心得へき旨仰出され

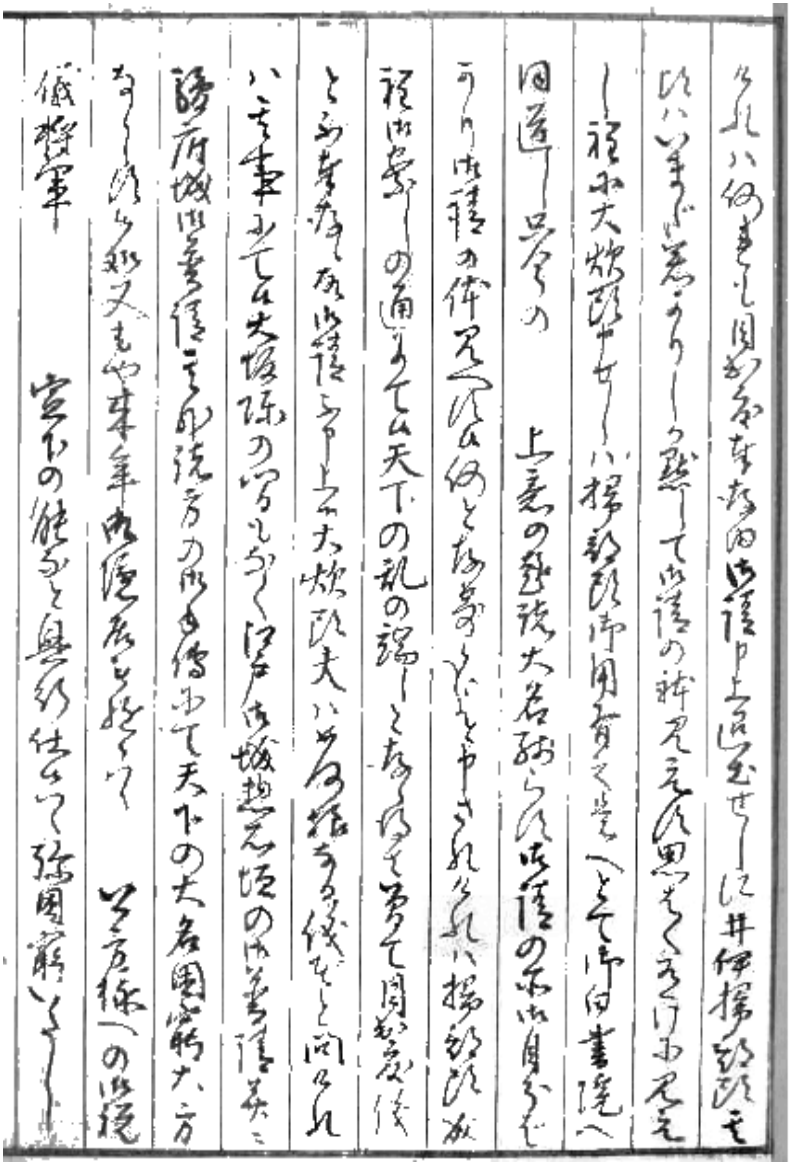

けれハ何れも目出度奉存由御請申上退出せしに　井伊掃部頭其頃ハいまだ若かりしか黙して御請の躰見えす　思はく有けに見えし程に大炊頭申せしは　掃部頭御用有之　是へとて御白書院へ同道し　只今の上意の趣諸大名残らす御請の所御自分ばかり御請の体見えす候　何と存寄候哉と申されけれハ　掃部頭成程御案しの通にて候　天下の乱の端しと存候得は曾て目出度儀と不奉存候故御請不申上候　大炊頭夫ハ如何様なる儀ぞと問けれハ　其事にて候　大坂陣の間もなく江戸御城惣石垣の御普請並ニ駿府城御普請其外諸方の御手伝にて　天下の大名困窮大方ならす候処　又もや来年御隠居被遊候ハヽ　公方様への御祝儀将軍　宣下の能なと興行仕候ハヽ　弥困窮いたし

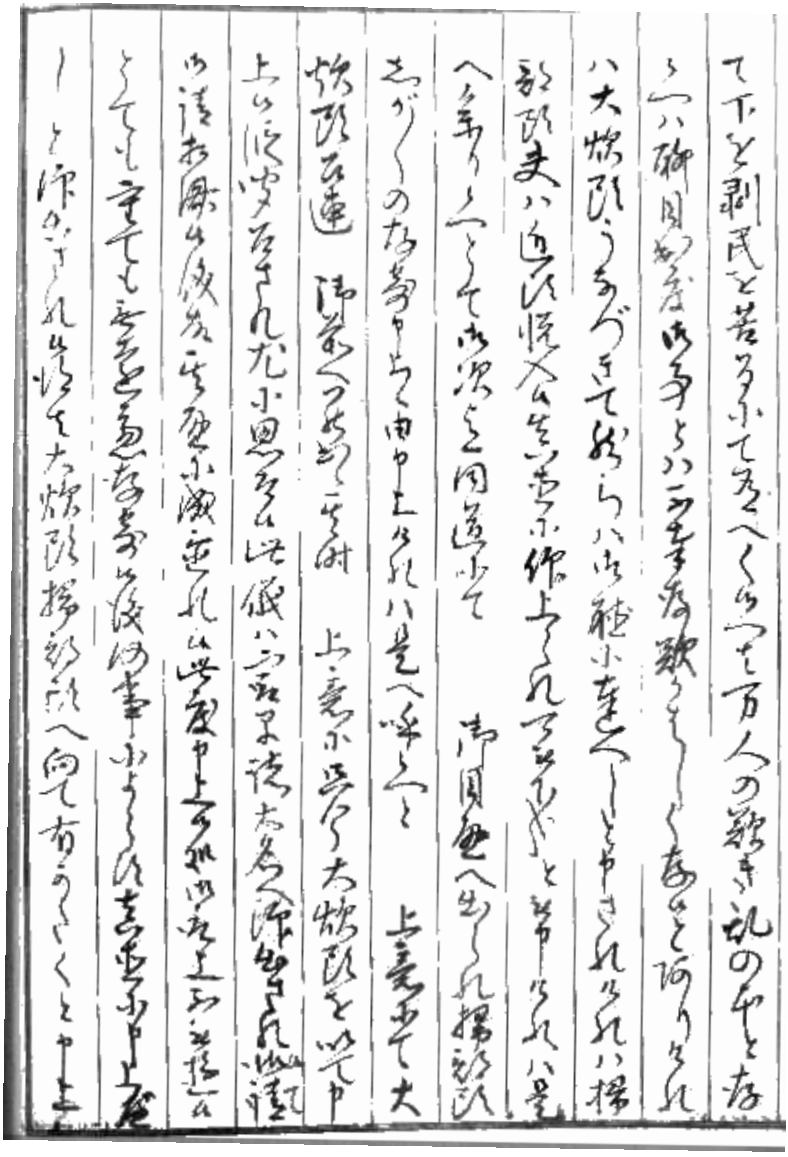

て下を剥民を苦るにて有へく候へは　万人の歎き乱の本と存候へハ　聊目出度御事とハ不奉存歎かはしく存候とありけれハ　大炊頭うなづきて然らハ御聴に達へしと申されけれハ　掃部頭夫ハ近頃悦入候　真直に仰上られ可被下哉と被申けれハ　是へ参り候へとて御次迄同道にて御目通へ出られ　掃部頭しかじかの存寄申上候由申上けれハ　是へ呼候へと　上意にて大炊頭召連　御前へ罷出候　其時　上意に只今大炊頭を以て申上候段聞召され尤に思召候　此儀ハ最早諸大名へ仰出され候て御請相済候儀故其通に成置れ候　此度申上候処取上不被遊候とても重ても無遠慮存寄候儀何事によらす真直に申上べしと仰出され候得は　大炊頭掃部頭へ向て有かたくと申上

られ候へと有けれハ　掃部頭答て難有とハ申上間敷候　其故ハ
拙者申上候通り尤と思召れ候ニ付　此度御取上被遊候へハ重ても存
寄候ハヽ無遠慮可申上との仰出されハ難有しと可申上候　御尤
と思し召され候へ共もはや仰出され候事故御取上遊されすと仰
出され候てハ乍恐　上意とも不奉存候　御尤に是なき儀を
だに仰出され候へハ奉畏候由御請申上候　まして御尤と思召され
候儀を仰出され候に誰か異議に及ひ申べき哉　御尤に思召候と
重て仰出され然るへき哉と申上けれハ　御前にも御行当り
遊され候御様子にて大炊頭方を御覧遊され候時　大炊頭申
上けるハ私抔もはや老衰仕御用に立かたき体に罷成候処
若きもの共ケ様成直言申上候事天下御長久のしるし　目出

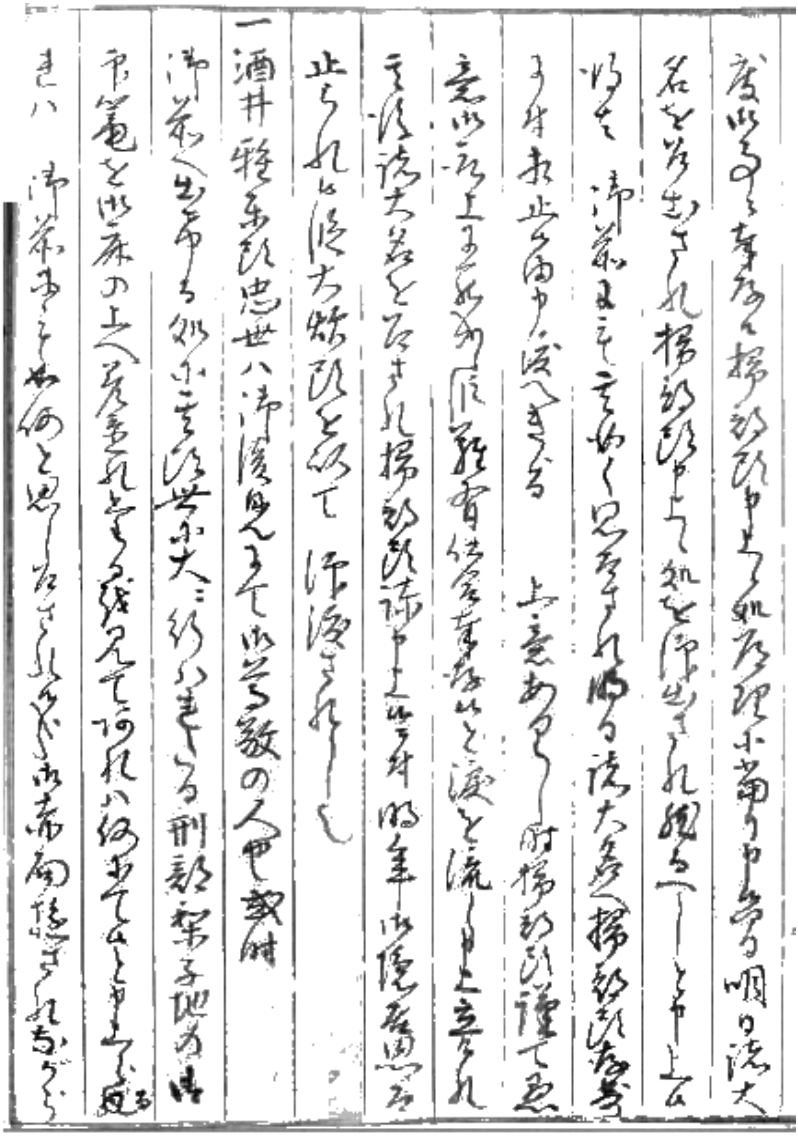

度御事ニ奉存候　掃部頭申上候処　道理に当り申候間　明日諸大名を召出され掃部頭申上候処を仰出され然るへしと申上候得は　御前にも其如く思召され明日諸大名へ掃部頭存寄に付相止候由申渡へき旨　上意ありし時掃部頭謹て愚意御取上に罷成候段難有仕合奉存候と涙を流し申上立けれ其後諸大名を召され掃部頭諫申上候ニ付　明年御隠居思召止られ候段　大炊頭を以て　仰渡されし也

一酒井雅楽頭忠世ハ御後見にて御尊敬の人也　或時御前へ出ける処に其頃世に大ニ行ハれたる刑部　梨子地の御印籠を御床の上へ差置れたるを見て　あれハ何にて候と申上らるれハ　御前にも如何と思し召され候哉　御赤面遊されながら

加賀守がと申し上奉るりし雅楽頭殿へ向ひあれと意
へしやうなるか　御前殿赤面の御様子と見奉る所に御
覚を被仰出しとの　上意にて御所流の所へ参り件の
御書籠と云て雅楽頭殿へ出されは形上へて見は中納言殿
ゟ加賀守殿へ意を示あるへて先守殿の記録する物と見上
ゟとあるへくやんいか　大猷院東照宮　駿府御在世の頃夕は殿
の御修行の時分は少時にて書けるを持て来る時を御覧之時
御そと御尋の時分なりと申物の面々上奉れは　上意ふかのれ
意を取りて天下公儀御ひいきにて御ひいきと申民も安
堵仕ると云へし　孔子をも知らぬ者共なれ共祖北衣鉢と為し
申ゟ奉天下の変を始め孔の端を起を示給也　御前退き

加賀守がと計り上意なりし　雅楽頭御小姓衆へ向ひあれを是へと申けるに　御前御赤面の御様子を見奉る故立兼候を御覧被遊候て遣し候へとの　上意にて　御小姓衆御床へ参り件の御印籠を取て雅楽頭前に置けれハ取上見て　是ハ印籠にて候が加賀守御懇意にあまへて若きゆへケ様の花美なる物を差上候と相見へ申候　以前　大殿様東照宮　駿府御在城の節　夕御膳の御給仕に何某御小姓にて着ける袴を御覧被遊　夫ハ何と申物そと御尋の時　茶宇と申物の由申上けれハ　上意におのれ悪き奴かな　天下久敷乱に及ひ漸此頃少々静になり万民も安き様に見えし処　名をも知ろし召されぬ程の衣類を着しける事　天下の奢を始め乱の端を起す不届者也　御前退き

候得と以の外御機嫌損し　夕御膳をも召上られす候故　某も種々に御機嫌をとり漸夜に入御膳をすゝめ申たる事有し

大殿様にハ此のことく天下の治乱を御大切に思し召し　奢を御防被遊しに只今ケ様の華美なる遊興を御賞翫遊さるゝ事以の外の由申上られ　御庭の石にあてゝ打ちひしき捨られける　御傅青山伯耆守忠俊御前にて其頃躍を御慰故御たてを被遊

御髪を上る時　御鏡二ツにて御粧ひを御結ひ被成ける処へ伯耆守参り　忽ち御鏡を取て御庭へ投捨て天下を知し召　御心にケ様なるはで斯拙き御事勿体なし　是乱の端也と申されけれは其無礼を御咎め遊され　御前遠慮被仰付候て其後諸臣の諫め重り　御明君の誉れありしに　伯耆守諫言尤

一

至極に思召し　遠慮御赦免仰出され召させられとも伯耆守御答に　御前の思召さへ御直り遊されて　拙者申上候処を能とさへ思し召さバ罷出候に不及　我等罷出れハ却て御誤り改りて御為によからすとて終に出すして終りし也

板倉周防守重宗京都所司代の時関東へ下向し逗留の中飛鳥井大納言を御用の事有りて御老中へ仰付られ召させられける時　俄に周防守御役御免の願ひ酒井讃岐守迄申上けれハ　讃岐守申ハ只今何事にて御訴訟にや驚入候　たゝ差置れ然るへしと申けれハ　周防守申ハ兎角存寄候間仰上られ下さるへき由なり　松平伊豆守是を聞　如何なる存寄にや以の外の事也　是非相止られ候へと申けれハ　周防の守聞て讃岐守に

八ゑと出行をも勤ら拵く成合悲しきなくれば自らなるとの合
點第ゑの事なくなくて出家成りさるゑ我八重所住ゑ
中者主は後家を是無ゑく　御前くゑ中之者ゑ八拵撮
腦の後恐乃仕せ板金用仕ゑ出後　御発拵さゑく拵連て
出所仕ゑ者中上ゑ拵ハ　御前ゑ出家ゑ義ゑ呼ゑと
の　上意ゑれハ後ゑ用仕ゑを用ゑ　御前くゑ
ゑ射出様ゑ拵ゑれ拵是して拵第へきゑの作ゑ之時後
ゑ出ゑ用仕ゑ幼ひ教ゑ上意ゑと中者れハ用仕ゑ
ゑ　ゑハ中上ゑて出尤ゑる出儀ゑ者ゑ出上ハ者畏ゑと
出後ゑ中過ゑ出て付後成ゑも　御前ゑ者ゑ出成の者ゑ
て用仕ゑ幼ひ中ゑハ　御意の後出成の出所仕ゑ後の

ハ久々御役をも勤らるゝ故合点も有へく候　御自分なとの合点参る事にてなく候　もし御取次下さる間敷ハ直訴仕るへしと申けれは　讃岐守是非なく　御前へ罷出申上けるハ御機嫌の程恐入候得共　板倉周防守御役　御免遊さるゝ様　達て御訴訟仕る旨申上けれハ　御前も御笑ひ被遊　是へ呼候へとの　上意なれハ　讃岐守周防守を同道し　御前へ罷出る時御誤り遊され堪忍して相勤へきとの仰なり　其時讃岐守周防守に向ひ難有上意也と申けれハ　周防守ありかたしとハ申上すして御尤なる御儀に奉存候　此上ハ奉畏候と御請を申退出せし時　讃岐守も御前を立ち御次の間にて周防守に向ひ申けるハ　御意の趣御役の御訴訟御請の致

主人曰
[illegible]
用ハ[illegible]ト
アルヘキカ

[illegible]

一大歌ハ[illegible]代命[illegible]増記の附　[illegible]

[illegible]

主人曰
飛鳥井殿御
用ハ某をト
アルヘキカ

し方共に心得かたし　如何の思召にて斯ハ申上られたるそと問
けれハ　周防守申すハ某儀ハ恐れなから御身を分けられ
禁裏守護に西国迄の御名代と京都に差置れ候事にて　幸
ひ此度江戸に居合申間　此度飛鳥井某を以て召さるへき
事なるを　御直に召し候てハ御自分所司代職御勤遊さると申
物に候へハ　我等御役儀無用の事と存し御訴訟申候　然るを聞
しめし分られ御誤り遊さるゝとの　上意故御尤の儀に存る
よし申上候と申候

一

大猷公御代島原蜂起の時　御出馬被遊へくと　御意有
之に付　老中如何と何れも申上　御意に不叶御立腹被遊
御座を御立奥へ入御被遊んとす　稲葉丹後守御跡より進

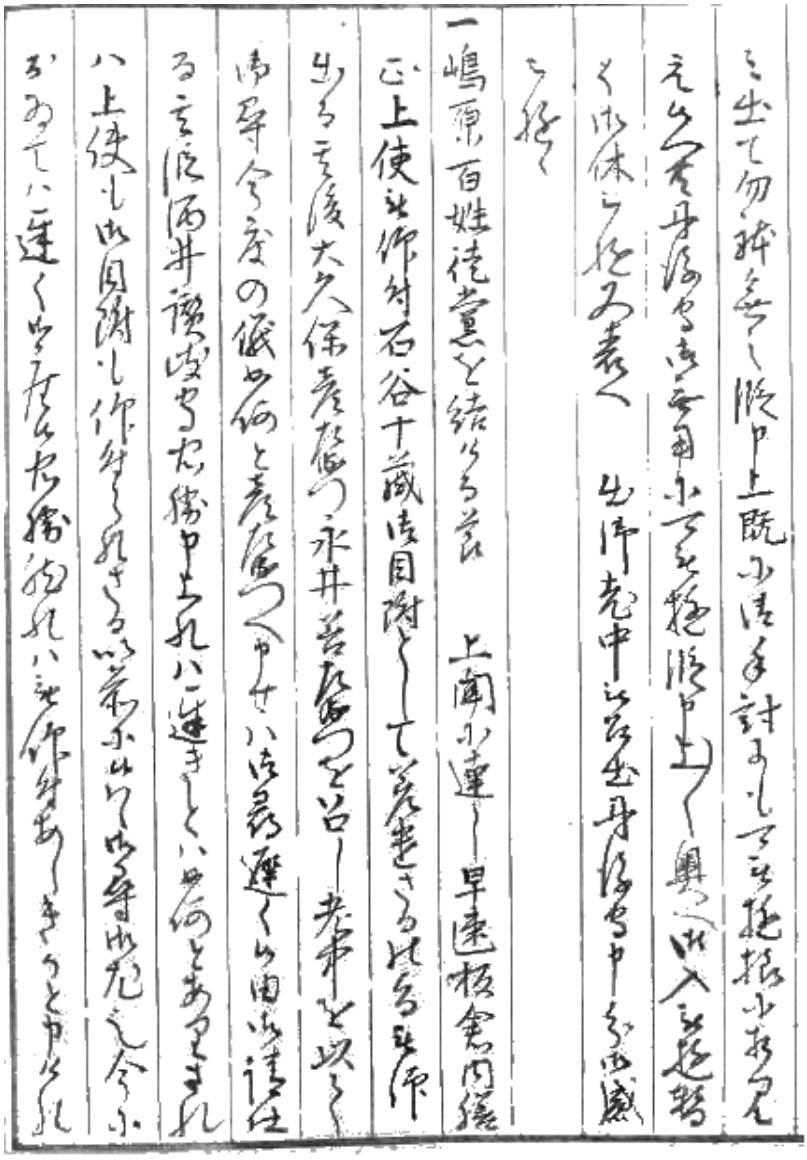

ミ出て勿体無之段申上　既に御手討にも可被遊様に相見
え候へ共　丹後守御無用に可被遊段申上申上奥へ御入被遊暫
く御休被遊又表へ　出御老中被召出丹後守申分御感
被遊候

一

嶋原百姓徒党を結ける節　上聞に達し　早速板倉内膳
正上使被仰付石谷十蔵御目附として差遣さるの旨被仰
出る　其後大久保彦左衛門永井善左衛門を召し老中を以て
御尋今度の儀如何と彦左衛門へ申せハ御尋遅く候由御請仕
る　其段酒井讃岐守忠勝申上れハ遅きとハ如何とあり　され
ハ上使も御目附も仰付られさる以前に候ハヽ御尋御尤也　今に
おゐてハ遅く御座候　忠勝然れハ被仰付あしきかと申けれ

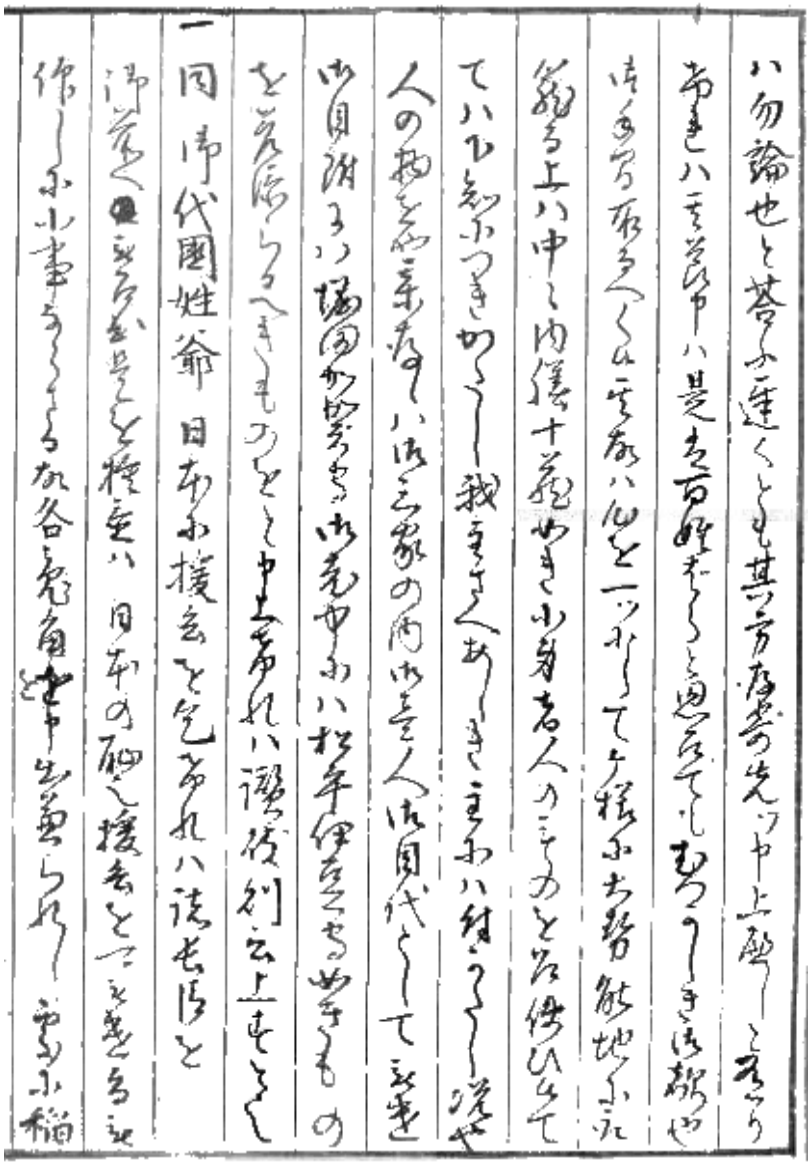

ハ勿論也と答ふ　遅くとも其方存寄先ツ申上へしと有り
けれハ其節申ハ是は百姓ばらと思召てもむつかしき御敵也
御手間取るへく候　其故ハ心を一ツにしてケ様ニ大勢の地に取
籠る上ハ中々内膳十蔵如き小身者人のものを召使ひ候て
てハ下知につきかたし（ママ）　我主さへあしき主にハ付かたし　況や
人の物をや　某存候ハ御三家の内御壱人御目代として被遣
御目附にハ堀田加賀守御老中にハ松平伊豆守如きもの
を差添らるへきものをと申上けれハ　讃岐則言上すと也

一

同　御代国姓爺　日本に援兵を乞けれハ諸長臣を
御前へ被召出是を捨置ハ　日本の恥也　援兵を可被遣旨被
仰しに小事ならさる故各兎角を申出兼られし処に稲

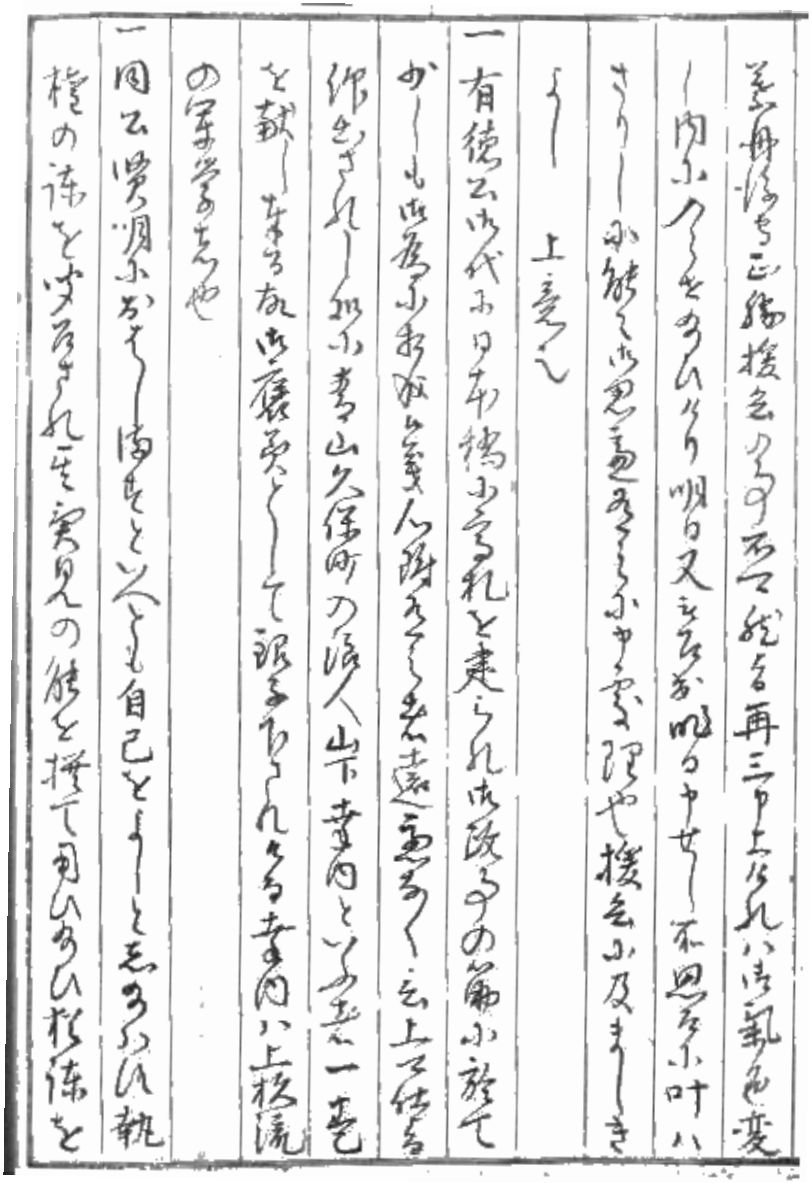

葉丹後守正勝援兵の事不可然旨再三申上けれハ　御気色変し内に入らせ給ひけり　明日又被召出昨日申せし所思召に叶ハさりしに能々御思慮有之に申処理也　援兵に及ましきよし　上意也

一

有徳公御代に日本橋に高札を建られ御政事の筋に於て少しも御為に相成候義　心附有之者遠慮なく言上可仕旨仰出されし処に　青山久保町の浪人山下幸内といふ者一巻を献し奉る故　御褒美として銀子下されける　幸内ハ上杉流の軍学者也

一

同公賢明におはしますといへとも自己をよしとし給ハす　執権の諫を聞召され其異見の能を撰て用ひ給ひ　猶諫を

学しなんとあや評定所の訴の名を出しめし黄綿とかく
上訴しならんと欲する者ハ上書を出名を細の出若ハて用
き訴へ善るれハ彼方の上訴をし出用ひ給ふ様しとを
一同上意ハ財宝を貴てハ恩を感ぜしむ愚見の愚
思ふ人ハ少し一言ハて一生の身の為ある事なるべ
きハ実見程の宝ハなきものと思ふ之しとの仰や

斉昭運て事ハ

東照宮ハ始四天王寺ハ三方ハ何とやとの
ヤ程の事ハ知しなるべきの事ハ多く
中ハ日月の餌の如く誤りの少き事もあり又ハ下との
変ハ考て事ハ義知なるべきも可有之と度し言路を

聞し召んとにや　評定所に訴の箱を出し給ひ　貴賤となく上訴し奉らんと欲する者ハ上書を此箱へ納め御前にて開き訴へ善なれハ賤者の上訴をも御用ひ被遊しとぞ

一　同　上意に財宝を貴てハ其恩を感すれとも異見の恩を思ふ人ハ少し　一言にて一生の身の為になる事あるものなれハ異見程の宝ハなきものと思ふへしとの仰也

斉昭謹て案に

東照宮御始明君賢将にましまし御方に何そや下より申程の事知し召さぬ事の有へき　されとも事多き中にハ日月の蝕の如く誤り給ふ事もあり　又ハ下々の事に至りてハ御承知なき事も可有之と広く言路を

聞かるゝ則明君たる所以にて人主たる者人に教て善をとるをもて樂しむ事なり小人は我に勝たるものをも人より教ゆる時は否と答るを常とす人人は後にたるものをも本文の明訓をたゝへて理の尚能たるものは用ゆべきものなり

○刑は刑なきを期とすべきなり

一東照宮濱松駿府に居給ひしの比博奕は諸悪の根元とて御禁止ありて博奕の儀は中に及ばず四ヶ國の内領内を改給ふ事に仰出され東は八王子の御代官迄の儀は不及申候て関八州は小笠原家の家臣なる住吉左右衛門男女の差別なく押賭て博奕を打もるゝ時 御聞に達し板倉四郎左衛門後任伊賀守に内物改被為

開給ふ事　則明君たる所以にて人主たる者人に取て善をなす事を楽しむ処肝要也　小人ハ我心付たる事候ても人より発語する時ハ否と答るもの也　主君たらん人ハ誰いふ事にても本文の明訓をしたひて理の当然なる事ハ用ふへき事なり

○刑ハ刑なきに期すへき事

一

東照宮浜松駿府に御座の節も博奕ハ諸悪の根元との御意にて　御城下の儀ハ申に及はす　四ケ国の御領内を御法度に被仰出　関東御入国の砌御当地の儀ハ不及申　総て関八州共に北条家の柔弱なる仕置故　僧侶男女の差別なく押晴て博奕を打も有之段　御聞に達し板倉四郎左衛門後任伊賀守　其外御物頭衆両

人作せられ候處に作左衛門と申候て盗賊仕候多く
有之候盗賊共を牢屋敷に作左衛門博奕を仕候共を
聞くも此月捨ると捕方小片もの内集殿に作左衛門
を盗賊共多く有之候博奕打と捕へ人共を有之獄門
ふりけ打ると此度御内蔵の盗賊を内後人を捕て　還俗
後博奕の味を覚りの者を市場へ召して由を作左衛門
すべて科人を仕置ふして是を獄つぶ掛さしめ是も法令見
こりの為にて有之候五人一座の博奕者共は何月何日何方
ふてもの人を多き場所なるを作左衛門
を捕へ人を捕の後十人一座にて捕へ
此仕置ふ作左衛門に掛置候三年二三年の内に

人仰せ付られ厳敷御法度に被仰出　其節にハ盗賊杯多く候処に其盗賊共をハ牢屋抔被仰付候得共　博奕を仕候者共をハ暫くも御用捨なく捕次第に片はしより御成敗被　仰付候也

其節浅草辺にて博奕打候者を捕へ五人共に其所に獄門にかけたるを御鷹野御成の節是を御覧被遊て　還御以後博奕吟味に懸り候者を御城へ召して御直に被仰渡けるハすべて科人を仕置にして其首を獄門に掛さらし置も諸人見こりの為にて有なれハ　五人一座の博奕ならハ何月何日何方にても人立多き場所に出しさらし置様にと仰付らるゝを以て其以後の儀十人一座にて捕へ候得は　十ケ所に遣し御仕置に仰付られ　首を其処に掛置ニ付二三年の間に博

奕の御沿止ゆるとゝし三ゝ

齊昭謹て案ふ事ハ微毅なる所を禁ぜらるゝ先發なりそゝくハ風ハ百病の長とゝふの如しかゝ風邪ふ強き藥を用ひ熱藥をとる付ハ事もなく癒へきを微邪なりとて之を侵犯する付ハ大熱となりて人ゝを押移すゆへ拘奕しを長しかるを若ハ勿論幼年なりて初めをる者も死刑をふハるゝとゝ考をふ事ゝてゝしめるゝ能く注意ゝ世とい牢舍なりて仔拘奕と仕る者せをハ多くも生を免るゝ台捕法者所をしより成敗しなふ除却て此仁恵の至りとゝ一ゝ拘奕して經年をとゝて窮迫なる付ハ夫より稼ての者ハ出来るゝものゝ己のをなる

奕の沙汰止けると也云々

斉昭謹て案に事ハ微発なる所を禁する事先務なり

たとへハ風ハ万病の長といふか如し　少し風邪に強き薬を用ひ熱気をとる時ハ事もなく癒へきを　微邪なりとて其侭差置時ハ大熱と成のミならす　人に迄押移るもの也

博奕も其長したる者ハ勿論　幼年抔にて初めたる者も死刑迄にハなくとも厳重にしてこらしめたるが能也　盗賊共をハ牢舎抔被仰付　博奕を仕候者共をハ暫くも御宥免なく召捕次第片はしより成敗し給ふ段都て御仁恵の至りと申へし　博奕して経営をそこね窮迫する時ハ夫より種々の悪事ハ出来るもの也　己のミなら

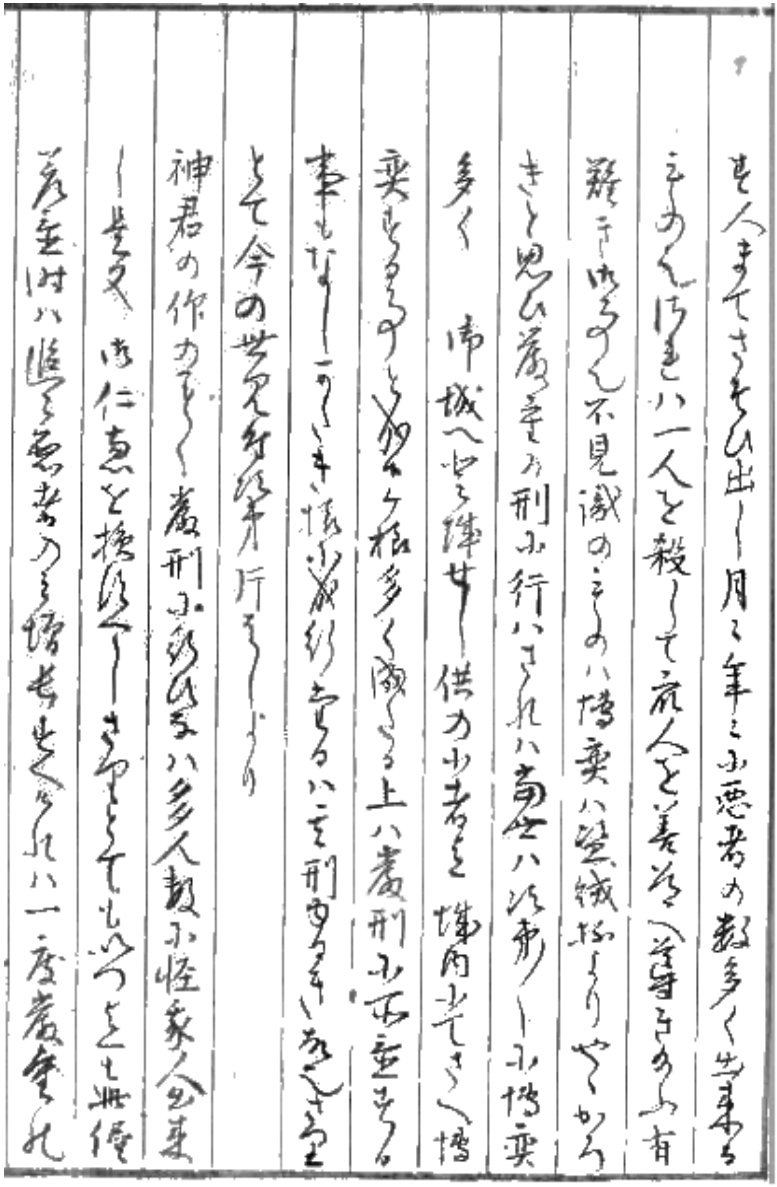

す人まてさそひ出し月々年々に悪者の数多く出来る
もの也　されハ一人を殺して衆人を善道へ導き給ふ　有
難き御事也　不見識のものハ博奕ハ盗賊抔よりやゝかろ
きと思ひ厳重の刑に行ハされハ　当世ハ次第次第に博奕
多く　御城へ登城せし供の小者迄城内にてさへ博
奕する事と成候　ケ様多く成たる上ハ厳刑に所置する
事もなしかたき様に成行たるハ其刑ゆるき故也　さり
とて今の世見付次第片はしより
神君の仰のことく厳刑に行ひなハ多人数に怪我人出来
し　是又御仁恵を損すへし　さりとてもいつ迄も此侭
差置時ハ追々悪者のミ増長すへけれハ　一度厳重の

命を生じ生て生ること一ヶ年ヵ月ハ皆捕ひ命遠流松ヶ谷
二ヶ年目よりハ
神君仰かゝれ行きしより死刑ハ行はるゝが宜敷なり
すべて何刑ハ人を殺すを楽しむあるべき人
なりなれ共ハ何ぞ者ハ何ぞ者ハ
為人ハ為て若しまぬ拙ハすべきく刑のものハ
きるべきを先博奕ハ法度の根元と宜くハ
上意ハ博奕の刑のこと論をるこ
○治ハ乱を忘る慎かるべき事
一東照宮の仰に武家大将軍の三ツの宝とハ農工商なり王
法軍法ハ此宝を合て五ツの物ハ天下国家治乱の基し王法

命を出し置て先ツ一ケ年か間ハ召捕次第遠島抔申付
二ケ年目よりハ
神君仰の如く片はしより死刑に行ハるゝが宜敷なり
すへて何刑にても人を殺す事を楽しむにあらす　後人
の見せしめなれハ　外より見てハ如何にも厳に見へて其
当人ハさまて苦しまぬ様にすへき也　刑の事ハ品数多
き事なれ共博奕ハ諸悪の根元と宣へハ
上意によりて博奕の刑のミ論する也
〇治に乱を忘るへからさる事

一　東照宮の仰に武家大将軍の三ツの宝と云ハ農工商なり　王
法軍法に此宝を合て五ツの物ハ天下国家治乱の基也　王法

とは即王道にて聖教のそこなとをもくこなりてて我
神國の古き政を改めて九重の内にまして
玉座を動かすこれも民の艱苦を知らざるとは軍法
とは武將の業にして（將軍家は勿論大將分の人をいふ）治の乱を忘れざるを
とかなり
一同上書に乱世に武を尊ぶは法なり強へ嵐の人に捕られ
たるを苦しうて人の咎めなし治世の武道を嘲を真の武
道をなむ人といふ
一同上書に治國は武家の風俗に家の心く事弱かり武
を忘れひとへに詩歌をもてあそぶ我家業と慶る所は家を
亡ぼすものや世理を知らずして近世西國に大内東國に上杉今

とハ即王道にて聖教の道をしたはるゝにて我
神国の古き政を改めす　九重の内にましまし
玉座を動かさられとも民の難苦を知し召さるゝをいふ　軍法
とハ武将の業にして　将軍家ハ勿論大将分の人々をいふ　治に乱を忘れさるを
いふなり

一同　上意に乱世に武を嗜ハ珍しからす　譬へハ鼠の人に捕られ
たるを苦しミて人に喰付か如し　治世に武道を嗜を真の武
道を好む人といふへし

一同　上意に治国にハ武家の風俗公家の如く　柔弱になり武道
を忘れひとへに詩歌を専らとし我家業を廃る時ハ家を
亡すもの也　此理を知らすして近世西国に大内　東国に上杉今

川拙武を失ひ公家のごとくふ成て亡ひしなり

一同上意ふ大將ハ文武一致を知り軍法の二字ふもどつきて政道を立名家職を勤る者を用ひ

一同上意ふ（台徳公へ仰いまの上意也）弟一の紆要ハ武道なるべきものでされハ人の身命ハ生死をかるふ脉を見て手首一寸の中ニ知る如く武家武道ふ為ハ身命の脉絡と思ふべし

一同上意ふ国家衰ん時ハ主君柔弱美麗を好ミ公家風の男ふの修物を以て終ふ家を傾るものぞ武家ふて武道を不好者ハ必後為ある者也後為あるものハ必ずやがてふして妻子強きものゝ後り強き者をまもりし我威を振ふこの武士

川等武を失ひ公家のことくに成て亡ひし也云々

一　同　上意に大将は文武一致を知り軍法の二字にもとつきて政道を立各家職を勤る者を用ゆへし

一　同　上意に台徳公へ御いましめの上意也　第一の肝要ハ武道怠らさる事ぞされハ人の身命ハ生死をはかるに脈を見て手首一寸の中にて知る如く武家武道に怠るハ身命の死脈としれ云々

一　同　上意に国家衰ん時ハ　主君柔弱美麗を好ミ公家風の男国の権柄を取て終に家を破るものぞ　武家にて武道を不好者ハ必臆病なる者也　臆病なるものハ必ずがさつにして奢強きもの也　侈り強き者は主よりも我威を振ふものぞ云々

一　同　上意に治世に武道達するを真の武士といへり　乱世に武

をのれすぐれ給へるをきゝもぬけきき給へるに成て
武道を業内のものゝ咎なき地頭を討た根りに我とうれ
るをも武道といふと覚くるを是武道に今用るのぞ
一同上意に将軍に仕へ武家の流をくむ者武道を忘れるが
肝要の道なり云し
一同上意に武道は義理の世に礼を忘れを家業の者を断て
義忠を第の根元とし家を家職を勤めを家を名書に治
るが長人にて古様に仕へ也
一同上意に男の心を持るゝ歴々の者が女童子に氣を奪れ
て業平風に成ると見えたり女童子の姿を持し者色白く柔弱
に成て義経を慕て武士にて下ると
を都て上ると思ふ様なり花様の風俗をして者は家内にて猫なで言分

をかせぐハ冬ハ寒きもふせき　夏ハ風を求るに同し　然れ共武道不案内のものハ咎なき他国を討取猥りに戦をなす事をも武道といふと覚へたり　是武道に無用の事ぞ云々

一　同　上意に将軍に仕へ武家の流をくむ者武道を忘れさるが肝要の道なり云々

一　同　上意に武道ハ静謐の世に乱を忘れす　我身の奢を断て慈悲を万の根元とし　我か家職を勤め其家を無事に治るが善人にて忠心深き人也云々

一　同　上意に男の心を持たるかよし　歴々の者か女童子に気を奪れて業平風に成ると見えたり　女童子の誉を好む者色白く柔弱に成て美服を餝り武士にて下品なるを都て上品と思ふ誤りなり　左様の風俗有之者ハ我かたく嫌ふ也云々　昔より

の法ハ武士の武士真きと味噌の味噌真くハ必ずあるものなり
下劣の誘ふもいとまなしと夫ハ縁より見るの為めあるべん定め
て公家評判なるべし武士ハ為武士真味噌ハ飯相味噌真く
ばかりとぞ云こと又一ト通の見像ハ常ハ出もしかれ自然の財ハと
いふ者なり夫ハ平生武をこゝろ切の云訳少て非を出さるといふ
ものの少て主極者ハ武道を修ふ不仁無の者の云ふ者より夫
を云ふて不吟味の侍少ふあるべ為ん必無なすして俄ふ
ものの少ハ更なるべし云武士なる者ハ一布施の少なるとも
武士の心を乱るべ切て十二三ものべハあく右の事ハ仏
身市能と云ひ世夫ハ移りハ出家の所人事なるして為ものべ
しなるべハ虎の為武つふあるべハ日本の害也云〻

の説に武士の武士臭きと味噌の味噌臭とハいけぬもの也と
下劣の諺にもいふなれと　夫ハ脇より見ての事にやあらん　定め
て公家評判なるへし　武士ハなる程武士臭味噌ハ成程味噌臭く
あれかしとぞ云々　又一ト通の風儀ハ常ハともあれ自然の時ハと
いふ者あり　夫ハ平生武道不心得の言訳にて　非をかさるといふ
ものにて其極意ハ武道を嫌ふ不心懸の者の言葉なり　夫
を立置てハ不吟味の侍下にある也　常々心に懸けすして俄に
なる事にてハ更になし云々　武士たる者ハ一本鎗の小身たりと
も武士の心を気高く持て　十二三にもならハ早く右の処を心
付け能々云聞せ　夫に移らすハ出家か町人になしてしまふへ
し　さなくハ左様の者武門にありてハ日本の害也云々

一同上意ハ治世ハ乱ヲ忘ルヽ事ハ乱世ヲ治ントノ
ヽも治ヲ忘ルヽ事なり
一大猷公ハ治世ハ乱ヲ忘レヲヽハ聖人の言葉ハ常ヲ心
ヲ修され〳〵ハ〳〵
一大猷ハ寛永二年諸士の甲冑馬具等を古蔵ハ御て改め
又世〳〵の人を養ハ家ハ代ハ代ハ長久と〳〵て知ルヽと加ハ
一有徳ハ小ハ近代ハ平の治世に当ハ安心〳〵て諸家武備ハ
怠ルヽ事の忘れ者ハ今派を費〳〵家法を〳〵
武芸を学ハ〳〵先祖の功を忘れ奢ハ費ヲ〳〵舎歌ハ
〳〵と歌きハ士を勧め武を励〳〵放鷹猟ハ
出御ハて尾ハの徒を励〳〵ハ長治ハ上ハ学ハて

一　同　上意に治世たりといへとも乱を忘るへからす　乱世たりといへとも治を忘るへからさる事なり

一　大猷公にも治世に乱を忘れすといふ聖人の言葉　常々其心を遊されしよし云々

一　大猷公寛永二年諸士の甲冑馬具等を玄蕃頭に仰て改め見せしめ給ふ　其厳重成にハ御褒美として知行を加へ給ハせらる

一　有徳公にハ近代弥太平の治世仁恵に安心して諸家武備に怠り無益の器物等に金銀を費し衣食居宅に美を尽し武器を等閑にし先祖の功を忘れ奢に費す事禽獣にひとしと歎き給ひ士を勧め武を励し放鷹猟場に出御有て麾下の健夫を励し給ふ　是諸家上を学ひて其風

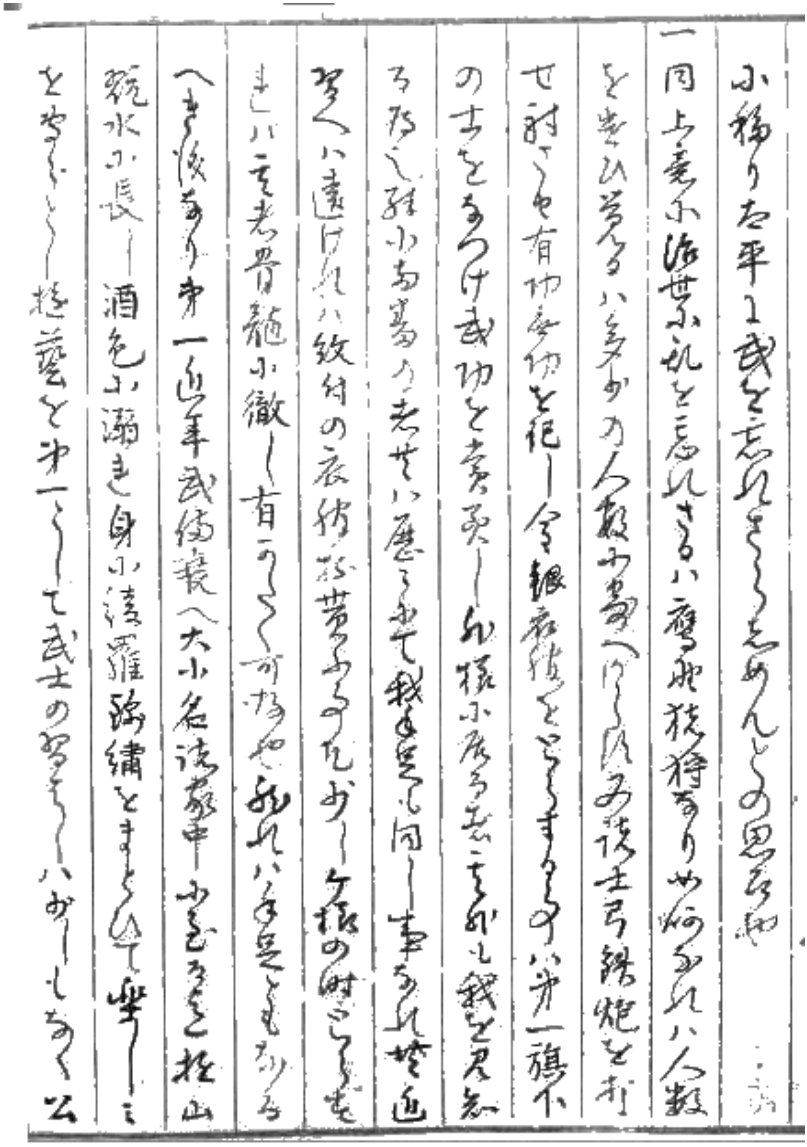

に移り太平に武を忘れさらしめんとの思召也

一同　上意に治世に乱を忘れさるハ鷹野猪狩なり　如何なれは人数を遣ひ覚るハ多少の人数に寄へからす　又諸士弓鉄砲を打せ射させ有功無功を記し　金銀衣服をとらする事ハ第一旗下の士をなつけ武功を賞美し外様に居る者其外も我を見知る為也　殊に両番の者共ハ歴々にて我手足も同し事なれ共　近習へハ遠けれハ紋付の衣服抔貰ふ事　尤少しケ様の時とらすれハ其者骨髄に徹し有かたく可存也　然れハ手足ともなるへき儀なり　第一近年武備衰へ大小名諸家中に至る迄遊山翫水に長し酒色に溺れ身に綾羅錦繍をまとひて楽しミを専らとし遊芸を第一として武士の習はしハ少しもなく公

家町人のごとく奢弱少なり事しらず上に武備なき故なり
往年の風儀もかゝ様なるべきなり
勇を好む侯約を重んじ身の費なく及ぶべき長所慮
外なるべきを欲するなりと云
齊昭謹て案ずるに
東照宮を始奉り世に賢明の大将軍と称せられ給ふ
方は治世に乱を忘れず武備を怠り給はず
東照宮の御治世大平なれども
太平久敷続くは一統奢に流れ武備を失ふ事を恐る
故治世に乱を忘るゝの御示諭なり
台徳公　大猷公なども亦

家町人のことく柔弱になり来りし事　上に武備なき故なり
旗本の風儀も少しハ見能なる事　いかめしき事なれ共我武
勇を好ミ倹約を用ひ無用の費なく及はすなから善政廉直
に施さんと欲する故なりと云々

斉昭謹て案するに

東照宮を始奉り世に賢明の大将軍と聞えましまし御
方にハ　治世に乱を忘れぬ様にと　しハしハ御示し被為置候ハ
東照宮の御明智大平とハ申なから漸天下治たる砌より
太平久敷続なハ一統奢に長し武備を失ハん事を歎かせ
給ひ　治世に乱を不忘やうにとの御示諭しハしハなり
台徳公　　大猷公にも亦

東照宮の御意を継せらるゝ武家の世法極りなれ
ばなるが　宝永の時代佛道を実の道と思ひ違やまりなられ
護持僧の僧を愛し多く佛を信ずれ夫より柔弱美麗
を好このゆへ武家の風俗公家のごとく成行えもいはれぬ世
と成て武家地を捨て法師ばかりの事
有徳な明君おはしまして僧侶をさけ美麗を禁じ給ふ武
家を励し風俗を一変し給ひて今世を明君と奉称
う又時代に遊て弱りて田沼執政の時ハ　宝永の時代の弊
を改めんと好て越中守を用ひ給ひ又く質素を示し武家
を励し給ひ　公家ハ勿論僧侶大名初家臣の心を用ひ
又に水野出羽守執政して世の中英雄小策を以て治ひ

東照宮の深慮を継せ給ひ　専ら武道の御世話遊ハされたるが　宝永の御代仏道を実の道と思召あやまらせられ護持院の僧を愛し給ひ　仏を信せられ　夫より柔弱美麗を好ミ給ひ武家の風俗公家のことく成行　えもいはれぬ世と成て武道地を払ひて失ひたりしか　亦有徳公明君にましまして　僧侶をさけ美麗を禁し専ら武備を励し風俗を一変し給ひて今に至る迄明君と奉称しか　又御代も追々替りて田沼執政の頃にハ　宝永の御代の姿に成行しを松平越中守を用ひ給ひ　又々質素を示し武備を励したまひ　公辺ハ勿論諸大名初家職に心を用しか又々水野出羽守執政にて世の中美麗に成行て近頃まて武

家もうるおひ
将軍家賢明ましまして賢能の人を進め佞邪の輩を退
おのづから奢侈を禁じ武備を励しなり
三代将軍義　有徳公の御世にも倭寇海賊の
ようなりて海防等の御世話とて御船奉行
処也　宝永以後より始は文武共に学校を
建立なりて天下に明君の誉れ
風と仰ぎの御名を伝へなり今に至るまで
しなり親藩に生て譜代に生て
大学の序にしるせるごとく謙遜の名
仰ぎ奉りしるを謙の名とおもひまゐらせ

家も公家の如く成行たりしを当
将軍家賢明にましまして賢能の人を進め佞邪の臣を退
け給ひて奢侈を禁し武備を励し給ひ
三代将軍並　有徳公の御遺志を継せ給候ハ　又々天下の勢
よミかへりて海防等の御世話も御持張に相成様渇望する
処也　宝永御代にも始ハ文武共に御世話ありて　学校をも
建立し給ひて天下に明君の誉れあらはせられたりしが
風と僧侶の偽言を信し給ふより今に至るまて御名を汚
し給ふハ　親藩に在てハ殊ニ遺憾至極の事也　異端の道
ハ大学の序にもいへる如く　誠なき偽言なれハ人君たるもの
仮初にも是を誠の道とおもひまよひなハ　永世の悪名を残す

〳〵和漢古今せふ奥素倹約をこゝろゝして武備を不怠人
も路ふハ姑息安逸ふ流るゝゝ多し其中ふ始終志を
変ずゝして押按福の人を明君賢將とハ称すゝ也早見
ゝき將ハ始ハ質素ふ倹約して武備を励とゝ世倹約ハ好
む人かゝ武備ハ武士の技業ふて武用の為ふ福をもゝふと
いふゝを忘れ太平ふハ為ふ用のきうあふ能く國家の法
なを思ふ者の外ハ先ッハ武を好ふ上下せふ不好者多
く別〳〵婦女子所人ハ不意しも礼くふ在自ふ儲まふさ人
ゝれハ能とんはて質素倹約を思ふゝゝものゝ質素の改
と設るかゝいうゝゝうりの誹ふあるゝのハ有へきゝのゝ能も
せ所人婦女子ハ勿論武士ふても思ふゝゝゝ多ゝれハかゝ

へし　和漢古今共に質素倹約を主として　武備を不怠人も終にハ姑息安逸に流るゝ事多し　其中に始終志を変せすして　押抜程の人を明君良将とハ称する也　卓見なき将ハ始ハ質素倹約して武備を励といへ共　倹約ハ好む人少く武備は武士の持前にて武用の為に禄をも給ふといふ事を忘れ　太平にハ常に用なきか故に　能々国家の御為を思ふ者の外ハ先ツハ武を不好故　上下共に不好者多く　別て婦女子町人ハ見通しもなく当座自分勝手にさへなれハ　能と心得て質素倹約を悪口するもの也　質素の政を設るからハ　かはかりの誹にあふ事ハ有へき事也　然れ共町人婦女子ハ勿論　武士にても悪口するもの多かれハかく

てハ女婦ハ[illegible]の[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

てハ取締ハ下々の難儀に成る事よと思ひ誤りて　長き内
にハ怠り出るものなり　是其本を不知して末の沙汰にて取
行ふ故也　婦女子町人等悦とも非常の節心の用に立へき哉
且又町人とも奢侈美麗になれハ夫たけの掛直をして
買方の武士迄の迷惑と成へきなり　されハ取締ハ骨も折
人にも悪まるれども畢竟ハ天下の御為を思ふ故也　奢侈を
も禁せす武士其家職に怠りても沙汰もせぬ時ハ柔弱の
士にても婦女子町人等こそつて　誉れハ主君たる人も能者
と思ひあやまりて召使ふ様に成行もの也　さやうのにてハ
天下国家の安危に拘るへし　和漢其例不少されハ
公辺ハ勿論国主領主にても大将たらん人々ハ其身一生ハ

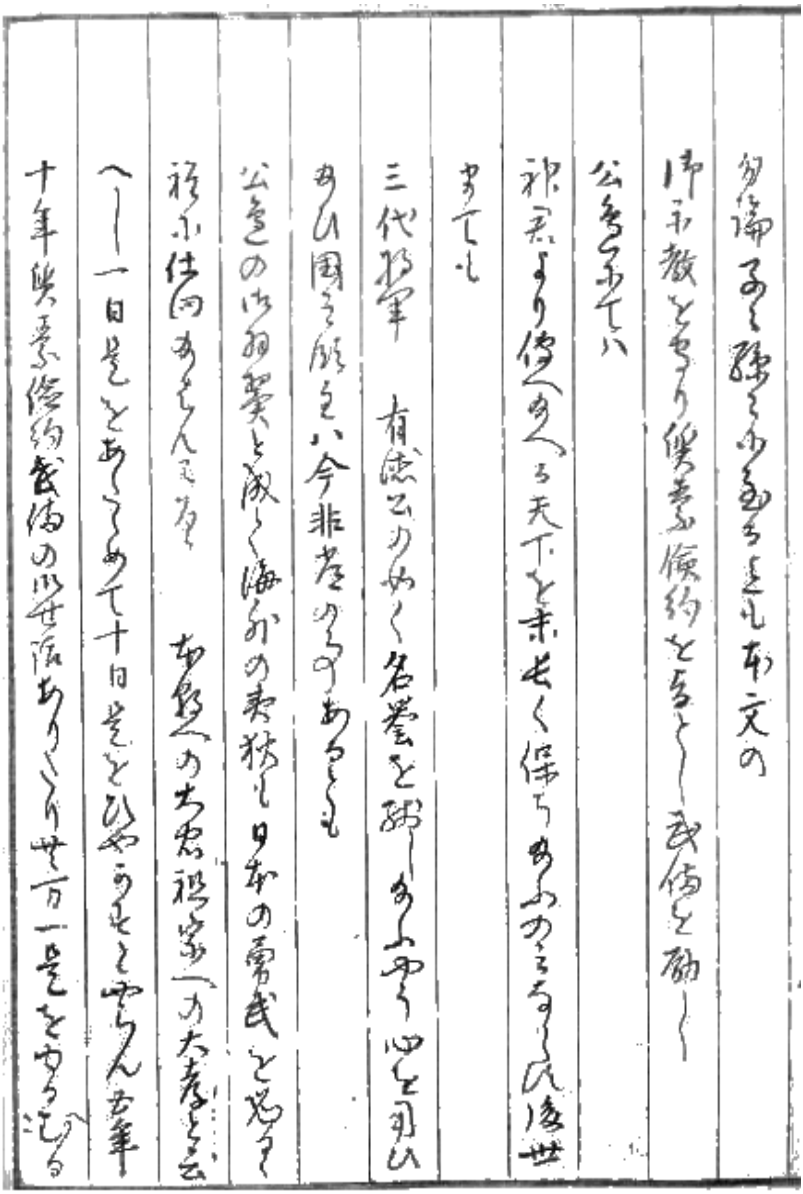

勿論　子々孫々に至る迄も本文の
御示教を守り　質素倹約を旨として武備を励し
公辺にてハ
神君より伝へ給へる天下を末長く保ち給ふのミならす　後世
までも
三代将軍　有徳公の如く　名誉を残し給ふやう心を用ひ
給ひ　国主領主ハ今非常の事あるとも
公辺の御羽翼と成て海外の夷狄も日本の勇武を恐るゝ
程に仕向給はんとそ　本朝への大忠祖宗への大孝と言
へし　一日是をあたゝめて十日是をひやかすとやらん　五年
十年質素倹約武備の御世話ありたり共　万一是をゆるべる

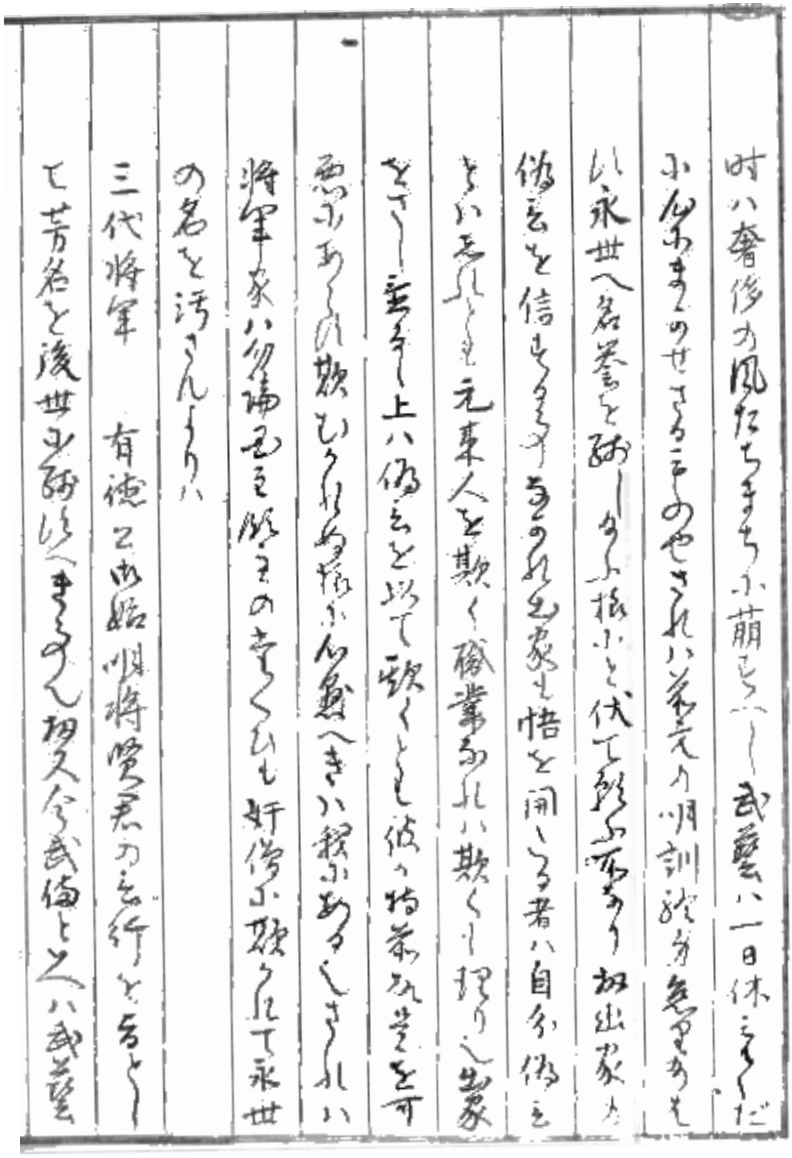

時ハ奢侈ガ風ニ成テ萌シ初メ武藝ハ一日休ミ
ヲ以テ
ヲ以テ
ヲ以テ

時ハ奢侈の風たちまちに萌すへし　武芸ハ一日休ミてだに心にまかせさるもの也　されハ前文の明訓終身怠り給はす　永世へ名誉を残し給ふ様にと伏て願ふ所なり　扨出家の偽言を信する事なかれ　出家も悟を開たる者ハ自分偽言とハしれとも　元来人を欺く職業なれハ欺くも理り也　出家をさし置るゝ上ハ偽言を以て欺くとも彼か持前故是を可悪にあらす　欺むかれぬ様に心懸へきハ我にある也　されハ将軍家ハ勿論　国主領主のたくひも奸僧に欺かれて永世の名を汚さんよりハ

三代将軍　有徳公御始　明将賢君の言行を旨として芳名を後世に残すへき事也　扨又　今武備といへハ武芸

とのミ心得るハ誤り也　是も武備の一端なれとも常に操練なき時ハ実用に不叶　殊に人の長たるものハ武芸のミ心得たりとも　士卒の引廻し方を知らさる時ハ大なる敗を取るへし　剣ハ一人に敵するといへる如く　指向ひたる敵との勝負は格別操練なくてハ治に乱を不忘の意に不叶

幕下の士も年に一両度つゝハ甲冑の御吟味又甲冑にて何れの野原にて成とも一組二組つゝも操練有度御事也　第一に自身々々の立場をも不弁　又金鉦等にて進退する事をも不知人多かるへし　たとへ昔よりの御掟ハ有之とも出火にてさへ御掟通に行されハ　大城の災にも夥しき怪我人ありたるにても知らるゝ也　かりそめにも

大將軍の撫おさめ給ふ所先の如不矣といへども和国
ハ勿論奸賊の侮りも多くて書きそこなひ武の字ハ戈を
止ると書て武備整ふ時ハ人ども服して矛を出さ
きといふ
三代將軍の比ハ繰係おもくして事理をふまへて学問
多くなれども人ハ戒をおもさとりたれハ書学のねがき
心意の上の教なりといふとくなりまたしたがひ
小さしハ乱を治るの業といふ戒を正さ世代
へ武備とは勇しかりたりまて人の如く上下とも
ハ戒を忘れ世代ハ陸奥く武備の世話ありて上下とも
文盲ハ教育を不失教育きまりて心学問の何の中

大将軍の旗本たらん者　出陣先の事不弁といはゝ外国ハ勿論奸賊の侮りも慮るへき事ならすや　武の字ハ戈を止ると書て武備整ふ時ハ人々恐れ服して手を出す者無きをいふ也

三代将軍の頃ハ繰練等無之ても実地をふミて覚へ有人も多かりけれ共　今ハ戦国に遠さかりたれハ　兵学好者さへも畳の上の水稽古といふことくなるに　まして其稽古だに無之ハ乱を忘るゝの弊といふへし　戦国近き御代にてさへ武備々々と御励しありたり　まして今の如く上下ともに戦を忘れたる御代にハ　弥厚く武備の御世話ありて上下とも其職の持前を不失様有たき事也　常々御倹約の何のと

いひてし孫ゝ[illegible]けの用ゆ不立義士多くゝ[illegible]
ゝ[illegible]けれハ仏もし戒法とゝ[illegible]非ゝの所天晴の出用
ゆ立ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

○御法を信をゝ[illegible]ゝる事

京都大仏殿炎上の後秀頼の母儀淀夫人より江戸　御裏様
（以前ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ハ大仏殿ゆ[illegible]ゝ[illegible]の儀ハ秀頼より再興ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゆて既ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]
出ゆ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゆハ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

いひても　禄高だけの用に不立武士多く有之程の費ハあるましけれハ　何れも武道をミかき非常の時天晴の御用に立候様　常々教導あらまほしき事也

○仏法を信すへからさる事

京都大仏殿炎上の後　秀頼の母儀淀夫人より江戸　御台所へ御内々を以て被頼候ハ大仏殿本尊計の儀ハ秀頼より再興ある筈にて既に其沙汰に及ひ候処　鋳物師共の不調法を以鋳形より出火致し　以前より有来候殿閣ともに焼失に及ふ　秀頼建立にハ成兼候間　関東より御合力に及はれ度由ニ付　江戸表に於て彼是御相談有　幸ひ佐渡守駿府へ罷越候ニ付　御聞に達し候様にとありて　駿府に於て御用の序　佐渡守申上候処

上古ハ仏教ハ女儀のもてなし将軍ハ[illegible]年[illegible]
[illegible]
法の限りとの所まで流布の仕法もしたきハ高麗[illegible]
[illegible]
聖武天皇の勅願を以て[illegible]
[illegible]
[illegible]

上意に御台にハ女儀にも有之　将軍にもいまた年若き事也
其方抔よき年をして左様成筋なき儀を我等へ言聞候事　沙
汰の限り也との仰にて流石の佐渡守も大きに当惑致し罷
在候処　重て仰られけるハ　其方抔もとくと了簡いたして見よ
南都の大仏の事ハ　聖武天皇の勅願を以本尊堂とも
に建立あられたるとの事也　然る所源平の取合の節　平重衡
火を放て焼失に及ふと也　然るに於てハ時の天下取の儀なれ
ハ頼朝より建立あるへき筈なるを俊乗坊と西行法師と心
を合せ諸国を勧進して建立を遂たると也　聖武帝勅
願の大仏殿をさへ頼朝は構ひ申されすと見えたり　天下取ハ天下
の人民を安するを第一とす　右のことく益なき事ハセましき也
との上意難有事也　是を以て考るに一国一郡を治る者も此

心得なくんハ
有へからず　まして京都の大仏と有ハ太閤秀吉の物数奇
にて建立いたし置れたる儀なれハ　親父の志を継て秀頼の
建立ハ格別将軍よりかまひ申さるへき事にあらさるよし
其方江戸へ帰りて　将軍へ申達すべしとの　上意にて　同く
被仰出候ハ　大仏の事に限らず惣して日本国中ハ古来より
由緒ある堂社仏閣といふか数限りも無之儀也　其由緒をさ
へいひ立れハ悉く取上ヶ修覆建立等甲付ずでハ叶はすと
いふ事にてハ有へからす　幾重にも用捨勘弁の有へき儀也
ましてや大小によらす寺社を新に建立なとゝ有儀ハ　必以
て無益の事成へしと将軍へ申達し　年寄共へも能々申聞
候様にと　上意遊されしと也

一有徳公常こゝの産のつるの左右ゝ誘神の託宣を[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ託宣のゝ條の中
ゝ一ゝ条ゝそもゝ天地をゝ[illegible]神ゝをゝ[illegible]ゝ祖父をゝ[illegible]ゝ宗廟
を絶ゝ[illegible]ゝ天の仕業をゝ[illegible]ゝ仏法を退ゝ[illegible]ゝ神祇を再拝ゝ
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

一　有徳公常々御座の間の左右に諸神の託宣をかけ置れて御警とし給ふを　御小姓御小納戸に写し給りし託宣のヶ条の中に一ヶ条に　それ天地を尊ひ神明をうやまひ祖父を祭り宗廟を絶さすして天の仕栄をなし　仏法を退けて神祖を再拝し奉り　まづ人子此事をおろそかにおもふ事なかれ　おろそかにおもふものハ万に違ふへし

斉昭謹て案るに　諸神の託宣抔いふ物ハ後世の作なるへし　されとも仏法の異端と相違して其道は正道にて譬へ後世に人の作れる物にもせよ　其理成ハ神の御心にも叶ひつへし　第一には明君　有徳公の御心に叶ひ給へハこそ御座右へ御懸置れて御警とし給ふ事なれハ　御代々の

将軍家中も此云行とも

三代将軍有徳公の御事ハ則

三代将軍有徳公の御事ハ則

宝永四代の御事ハ

周孔の御名教ハ孟子ハ誦堯之言行堯之行是堯而

已誦桀之言行桀之行是桀而已と云へ

三代将軍有徳公の御云行ハ

美名を独り御ハ勿論　三代将軍の御ハ我国

近き世ハ

此一代ハ

将軍家にも御言行とも
三代将軍有徳公の御真似をし給へハ　則
三代将軍有徳公の如く　後世までも御美名残り又
宝永御代の御真似をなし給ひ　異端を信し給へハ後世まて
闇君の御名残るへし　孟子に誦堯之言行堯之行是堯而
己誦桀之言行桀之行是桀而己と見えたり　されハ
三代将軍有徳公の御言行を御真似し給ひて永世迄御
美名を残し給ふハ勿論　三代将軍の御時ハ戦国
近き世にても被遊兼たる事も有し　有徳公にも
御一代にて被遊　残したる事ハ御代々時世御斟酌道理
に叶ひ候様　時の宜敷に治め給ひて

本文「道法」
「法」ハいつく
の改入墨の誤
歟

神天より出給りし所なる徳川家の天下を治る世に
仕へ給ふ所伏而所勢に一時の出計第山佛法僧を
用ひ給ふ所ハ格別佛法を実の道と思ひ給ふ故
軍ハ格式を法度を神として明將の法なるべし
もし及事少なきか

一有德公まてハ諸寺諸山の神社佛寺の札守ハ勢限りなく
御城に差上ると云ふ夫ハ只旧式の通りと出来されハ
内々老ハ伊勢の内宮の老の出続より初ハ出頂戴なく日
々天道を出給ふ格式なれ出来ぬ所なりしと云て
齊昭君ハ世ハ佛法實論の道ハ格別式内の神社
の札ハ出給ふ札ありてし才能なれど夫さくも出格

相模入道清盛公ハいかゝ太政入道の誤歟

神君より御譲りに相成たる徳川家の天下を万々世へ御伝へ被遊候様伏て所願也　一時の御計策に仏法僧侶を用ひ給ふ抔ハ格別　仏法を実の道とおもひ誤りたる将軍ハ相模入道清盛を初として明将の沙汰有之ハ聞も不及事に侍る也

一有徳公まてハ諸寺諸山の神社仏閣の札守等数限りなく御城に差上るといへとも　夫ハ只旧式の通りを御立遊され只御内々にてハ伊勢の御祓日光の御鏡より外に御頂戴なく　日々天道を御拝礼遊され　御慈悲深かりし云々

斉昭謹て案るに仏法異端の道ハ格別　式内の神社の御札抔ハ御拝礼ありても可然事なれど　夫さへも御構

形〳〵只伊勢の後殺と日光の後殺のみ作載なり此
身は凡人の及ぶ所にあらず凡夫は
日本の神々〳〵は何も皆同様なれ又是夫は佛法の
実説なる義〳〵毎〳〵神佛を一口に云へば神も佛も
同様なれども書は是も陽なれども是〳〵なれども
如何に生れ生る人は貴し賤し
天照太神を始め路頭の名将の血脈なれ故今位を受し
子孫の勢ふ業を業とするなれは　日本の主を為るなれ
幣〳〵三宝の仏法を信ずべし
一東照宮の御神号を考ずに十二年度の少刑部卿の動業を家の系図
免有るを由坂上寺関作の法元中上宮
作小武家の作

なく只伊勢の御祓と日光の御鏡の外御頂戴無之御
卓見　凡人の及ふ所にあらす　凡夫ハ
日本の神とさへいへハ何もかも同様に心得　又愚夫ハ仏法の
異端なる事さへ弁へす神仏と一口にとなへ神も仏も
同し様におもふ者ハとても論するに足らされとも
本朝に生れ出る人ハ　貴も賤も皆
天照太神を奉始賢臣名将の血脈にて衣食住を足し
子孫の繁栄を成す事なれハ　日本の道を尊ミて
努々異端の偽言を信すへからす

一　東照宮の御時　慶長十二年彦坂小刑部御勘気を蒙の条　御
免有へき由増上寺国師御託言申上候処　仰に武家の作

法ハ[illegible]ケ[illegible]ハ[illegible]

仰ラレ[illegible]ハ[illegible]

齊昭謹て案ス[illegible]ハ[illegible]

[illegible]ハ[illegible]

出家の口[illegible]

をハ[illegible]

と信ス[illegible]

世ハ極[illegible]

信ス[illegible]

[illegible]

有[illegible]

法に差出ヶ間敷申され間敷旨
仰出され　御許容なかりき云々
斉昭謹て案るに　詫言申儀抔は僧侶の持前ともいふ
へきなれとも　夫さへ御用なきにても御政事向の儀一切
出家の口出し不成事知へし　すへて出家と狐狸ハ正敷人
をハ惑し難き故　婦女子の方へ取り入　婦女子の中に偽言
を信する人有時ハ　愚婦愚民ハ欲にまよいて仏を信心
せは極楽へも行かるゝと惑心出来て　我も我もと偽言を
信する事になれり　扨又婦女子に信心の者有時ハ　其子
迄異端の邪法に引入られて何の訳もなく仏法と言物ハ
有かたき様に思ふ物なれハ　兎角奥向の婦女子に仏法

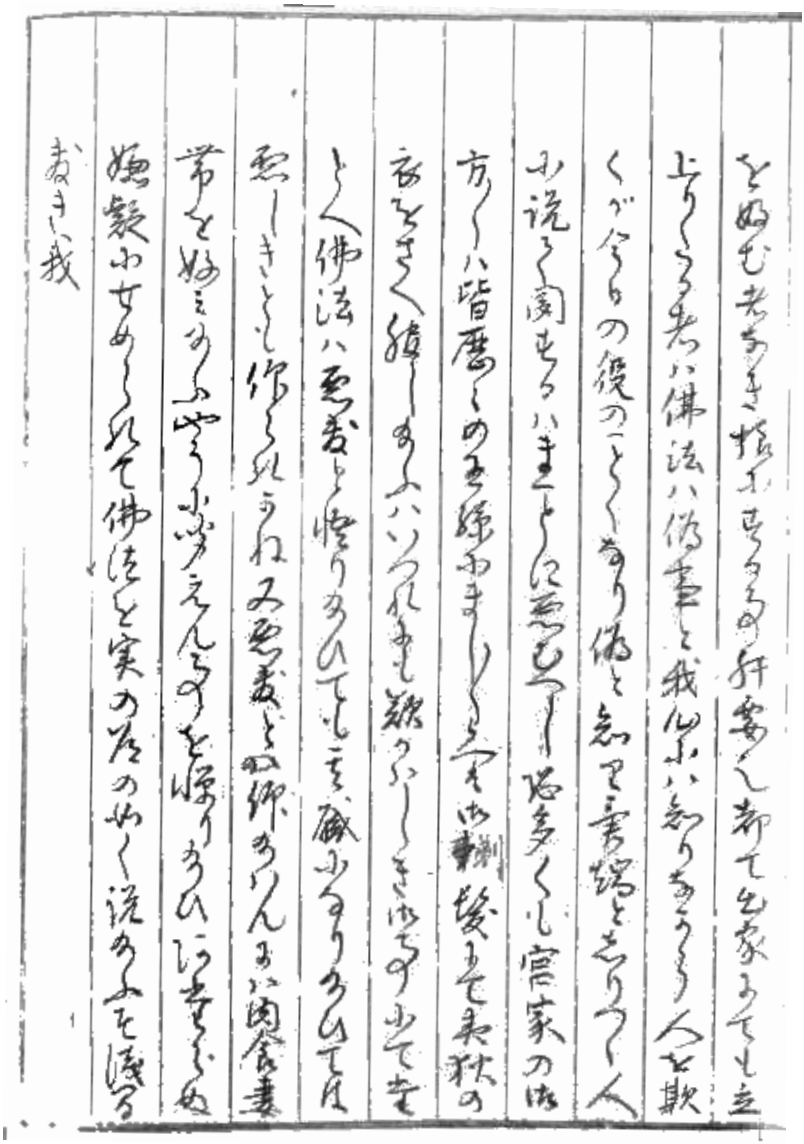

を好む者なきようにする事肝要也　都て出家にても立上りたる者ハ　仏法ハ偽事と我心には知りなから人を欺くが今日の役のことくなり　偽と知り異端としりつゝ人に説て聞するハまことに悪むへし　恐多くも宮家の御方々ハ皆歴々の王孫にましまし候へ共　御剃髪にて夷狄の衣をさへ服し給ふハいつれにも歎かハしき御事にて　たとへ仏法ハ悪敷と悟り給ひても　其職になり給ひては悪しきとも仰られかね　又悪敷と仰給ハんにハ肉食妻帯を好ミ給ふやうに聞えん事を憚り給ひ　あたらぬ嫌疑にせめられて仏法を実の道の如く説給ふそ浅間敷き　我

東照宮ニハ我國ニ生れ給ふ処我国ニて武士ハ弓馬
ヨノミチ[illegible]ヲ[illegible]ヒ学問あるものハ[illegible]れハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
きこと[illegible]ハ[illegible]
一附の[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

東照宮迄ハ戦国に生れ給ふ処　戦国にては武士ハ弓馬
にのミ心を用ひて学問あるもの少けれハ　僧侶にても学
僧にて智謀有之もの又其道に於てハ悪僧と思はし
きものにても勇猛にて御味方とも相成御益有ものハ
一時の御良策にて御懇に被遊たるもあれハ　僧侶の方
にてハ実に仏道御信心の様に申せとも畢竟御信心に
無之訳ハ御庶子姫君方の中僧にし給ふ御方ハ一人と
して無之にても可奉承知事也　藤沢の末寺万徳寺の
開山ハ義季　義季殿ハ親氏より五代以前　神君より一三代以前也　御息女お吉の方
といふ甚の醜女にて縁組し給ふ処なく比丘尼になりた
まふ　又親季殿　神君より二十八代以前なり　と其子有親殿ハ

後花園天皇永享九年二月ノ比足利持氏義教新田ノ
陸類ヲさそうと求ル事止事ヲ不得ヲ義ヲ逃れんが
為ニ四月ノ比危急ノ義ヲ通れんとしけるを一朝
の後と思ひ逃げの事ヲ思ひ設けるとなく心ヲも
那き利長して為氏十二代の孫ヲ成親季ノ所ハ徒ノ孫
有親ノ所ハ長ノ孫と号し唱名して世ヲ忍ぶんと三州ヲ
隠遁しける比三河の杉平左逃げを墨敬の上手男
ヲ召ス左家ヲ表後ヲ以て杉逃げ徒党の内ヲ
中絶の人ヲ召ス小笠原ノ一ノ子ヲ中絶の人ヲ唱名長
ノ孫佛ヲ逃げの杉平ノ所ニ逃長ノ孫ヲ後ニ有親ヲ
中ヲ杉平ヲ家親氏と云ヒし危急の義ヲ通れんが
為逃げの事ヲ知ル唱名して事ヲ世ヲ忍ぶ佛

後花園天皇永享九年二月の頃　足利将軍義教新田の
余類をさくり求ける故　止事を不得其難を逃れんが
為に　四月二十日危急の難を遁れ給ひ此日を一期の終と思召遊行の弟子に成らせたると見えたり　心にも
なき剃髪して藤沢十六代の弟子と成　親季殿ハ徳阿弥
有親殿ハ長阿弥と号し　喝食して世を忍はんと三州迄
隠遁したる頃　三州の松平殿遊行を崇敬の上　予男
子無之故家を相続すへき者抔遊行徒衆の内に可然
由緒の人有之は遺跡に可相定由　懇望の間喝食長
弥仏を遊行より　松平殿に被進長阿弥を後に有親と
申其子松平太郎親氏と言　是も危急の難を遁れんが為
に遊行の弟子に成られ　喝食し給ふ事にて本より仏

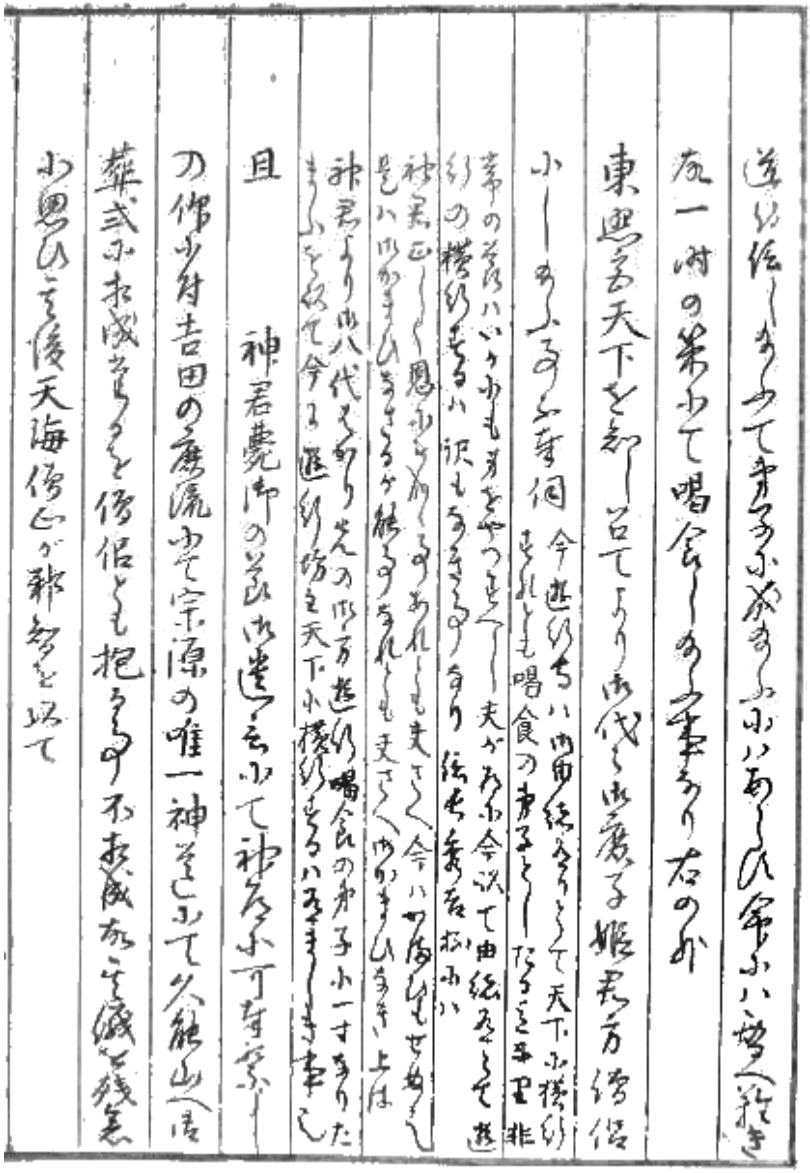

道を信し給ふて弟子に成給ふにハあらす　命にハ替へ難き
故一時の策にて喝食し給ふ事なり　右の外
東照宮天下を知し召てより御代々御庶子姫君方僧侶
にし給ふ事不奉伺　今遊行寺ハ御由緒ありとて天下に横行
すれとも喝食の弟子としたる迄なり非
常の節ハいかにも身をやつすへし　夫が為に今以て由緒有とて遊
行の横行するハ訳もなき事なり　信長秀吉抔にハ
神君正しく恩に被成候事あれとも　夫さえ今ハかまひもせぬ也
御かまひなさるが能事なれとも夫さえ御かまひなき上は
神君より　御八代はかり先の御方遊行喝食の弟子に一寸なりた
まふを以て今に遊行坊主天下に横行するハ有ましき事也
且　神君薨御の節御遺言にて神道に可奉祭よし
の仰に付吉田の庶流にて宗源の唯一神道にて久能山へ御
葬式に相成たるを　僧侶とも抱る事　不相成故其儀を残念
に思ひ其後天海僧正が邪智を以て

台徳公と欺き奉る宮家の方と我身をして関を下
向なさるゝ時は方〻一好賊の為に至尊を奪れ給ふ
る時は此方下向なさるの宮家を以て至尊とする時は
勢都も不参なるの後を張夫に付て也為と説をと
きて終に

神武の為ハ山王神道まで勢の迹なりと申つけ
なり 但 [illegible]
ひゝ[illegible]一ハ多分なるへき様なり 天海坊主の邪
為ゆへ思ひ付〻 [illegible] 敬法 神道なりと
かつけ〻り慈眼大師 [illegible] 記をとゝ申ハ一切伝もなく不足
自ら偽なるのゝ書なりと [illegible] 天海坊主ハ智謀を
以て [illegible] 神武四約束 [illegible] 徳川 [illegible]
なり 才一ハ

神武の時迹なる小者なる故小ハ宮家を申向なして我身子

台徳公を欺き奉り　宮家の方を我弟子として関東へ下向なさしめ置時ハ万々一奸賊の為に至尊を奪取られたる時ハ　此方へ下向致置　所の宮家を以て至尊とする時は朝敵に不相成との儀を主張し　夫ニ付ても色々と説をときて終に

紳君の尊意ハ山王神道にて両部の思召なりとかこつけたり　但　台徳公を奉始其時の御役々いつれも御遺言に違ひて唯一に祭り奉るへき様なし　其後天海坊主の邪智にて思ひ付て　台徳公を奉欺御遺ハ両部神道なりとかこつけたり　慈眼大師縁記なといふ物は一切信するに不足自分勝手の事のミ書たる物也　其外天海坊主ハ智謀有之故定て　神君御約束抔いふ事認残し置たらんと思ハるゝなり

第一にハ

神君の御遺言に背き　次にハ宮家を下向なして我弟子

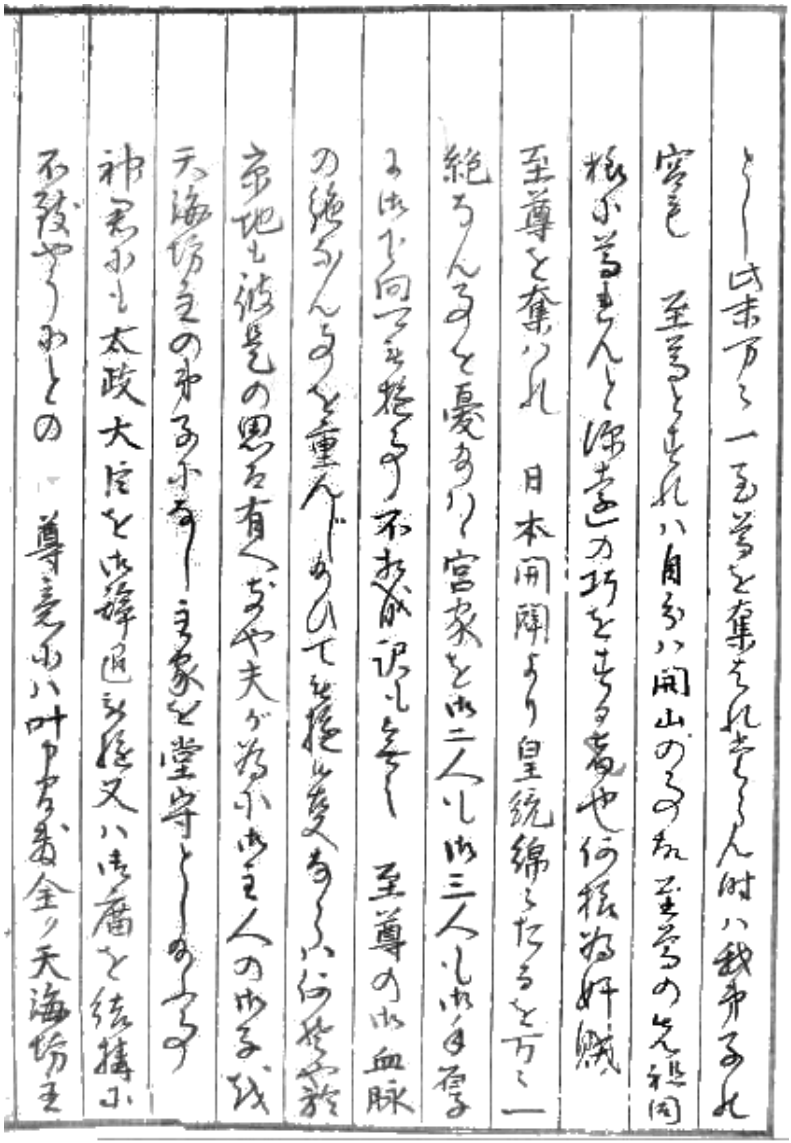

とし此末万々一至尊を奪はれたらん時ハ我弟子の
宮も　至尊とすれハ自分ハ開山の事故至尊の先祖同
様に尊れんと深遠の巧をする者也　何様為奸賊
至尊を奪ハれ　日本開闢より皇統綿々たるを万々一
絶なん事を憂給ハヽ　宮家を御二人も御三人も御手厚
に御下向可被遊事　不相成訳も無之　至尊の御血脈
の絶なん事を重んじ給ひて被遊候事ならハ何そや於
京地も彼是の思召有へきや　夫が為に御主人の御子を
天海坊主の弟子になし　主家を堂守とし給ふ事
神君にも太政大臣を御辞退被遊　又ハ御廟を結構に
不致やうにとの尊意にハ叶申間敷　全ク天海坊主

の邪智より出たるものなりとて八幡殿代大名の中
みてし
神君の御為ふ命を捨て忠を尽したる人を数多あるな
処也　神君の御天下をとり給ふ有差の人
なれども其者の為ふ　将軍家を始て家臣
家つの人々の為る賄ひをと侍りて堂ふ申とあ
らい詳宴ハ世まし〳〵きくされハ大ふの移遠ハ大ふ世間
よりおわて自然る人と侍りて堂ふ申とい
ふ事なり　神君の思召ハ勿論名君山
〳〵の事式し時一ふ侍ふ上を
台徳公の思召し四角張実〳〵　神君の御代の為る賄ひを
侍りしかとも八幡殿代ハ侍

の邪智より出たる事なり　たとへハ御譜代大名の中にても
神に君の御為に命を捨て忠を尽したる人々数多ある処是皆　神君にて天下をしろし召給ふに有益の人々なれとも　其者の為に　将軍家を始三家三卿御家門の人々の庶子姫たちを僧として　堂守にせんとあらハ許容ハせましき也　されハ大小の相違ハ有之共理において主君たる人を坊主として堂主にするといふは有ましき事なり　神君の思召ハ勿論久能山へ御葬式も唯一に被遊候上は　神君御初代御庶子姫君を僧とし給はぬをおもへハ僧台徳公の思召も御同様成へし

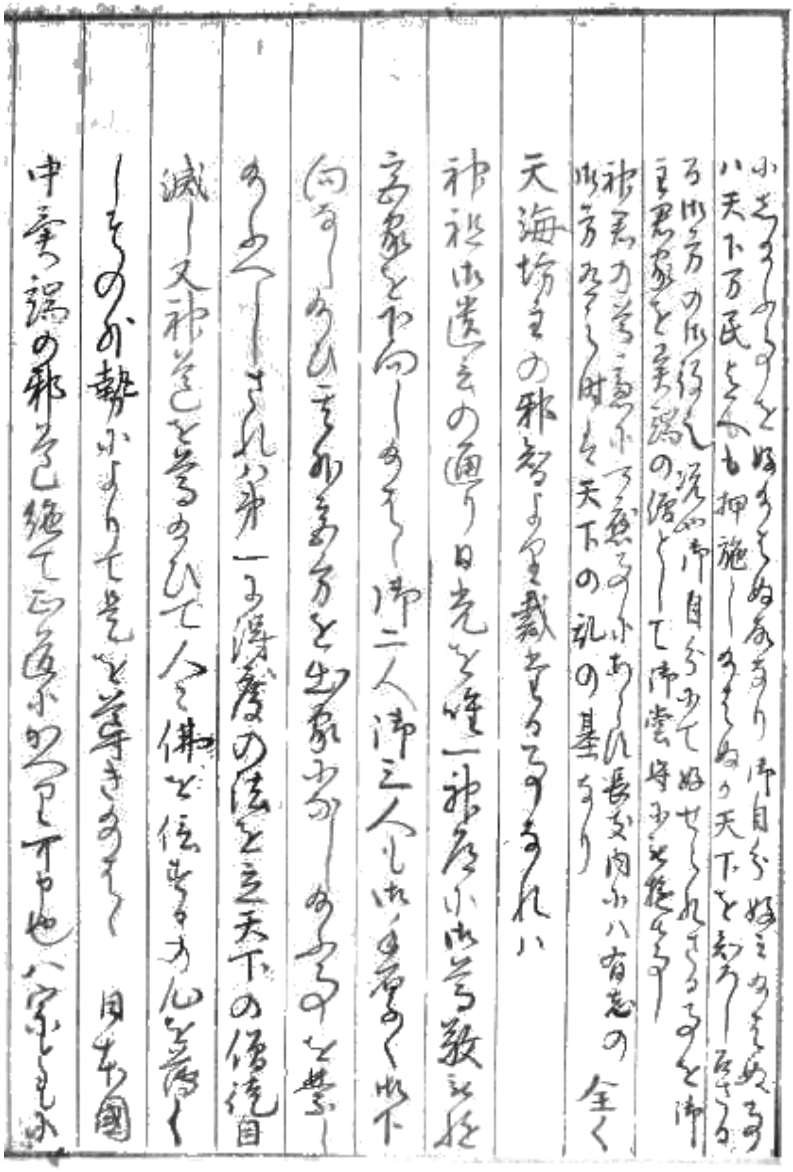

にし給ふ事を好給はぬ故なり　御自分好ミ給はぬ事
ハ天下万民迄へも押施し給はぬか天下を知ろし召さる
る御方御役也　況や御自分にて好せられさる事を御
主君家を異端の僧として御堂守に被遊候事
神君の尊慮に可応事にあらす長き内にハ有志の　全く
御方有之時は天下の乱の基なり
天海坊主の邪智より裁たる事なれハ
神祖御遺言の通り　日光を唯一神道に御尊敬被遊
宮家を下向し給はゝ御二人御三人も御手厚く御下
向なし給ひ　其外宮方を出家になし給ふ事を禁し
給ふへし　されハ　第一に得度の法を立天下の僧徒自
滅し　又神道を尊給ひて人々仏を信するの心を薄く
しその外勢によりて　是を導き給はゝ日本国
中異端の邪道絶て正道にかへり可申也　八宗ともに

其本ハ同し異端にて切支丹のつたなきものなれハ　何れも正道に帰し給ひ　法親王等は親王の通りに其外の僧侶ハ皆御武用の為　寺格寺領によりて御旗本より夫々身柄に応し　召遣ひ給はゝ日本国中にて十万寺と見通し候ても莫大の御味方出来ぬへし　尤只今の僧ハ何の御用にも足らすとも其子に至りてハ　頗る御用に立へき也　十万の寺一寺十人ならしと見候ても百万人にて常々偽を言て手足をも不動民の辛苦して作りし粟を食し　日本へ生れ出なから夷狄の本尊を拝ミ非常の節御国恩を報ゆる事も不相成父母の血脈をも絶如き　不忠不孝且ハ無益の遊民　其

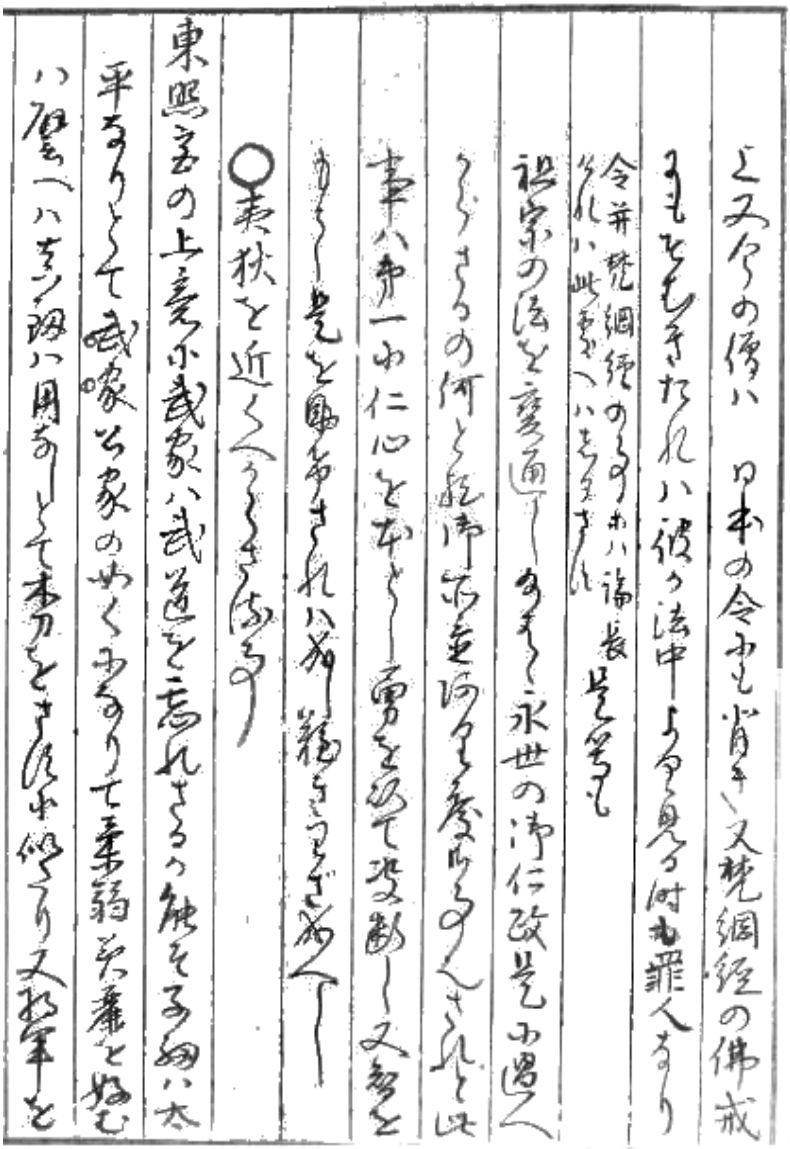

上又今の僧ハ　日本の令にも背き又梵網経の仏戒
もそむきにたれハ　彼か法中より見る時も罪人なり
令並梵網経の事等ハ論長　是等も
けれハ此処へハしるさす
祖宗の法を変通し給はゝ　永世の御仁政是に過へ
からさるの何と歟御所置あり度御事也　されと此
事ハ第一に仁心を本とし　勇を以て決断し又智を
もて是を助けされハ成し難きわざ成へし
〇夷狄を近くへからさる事
東照宮の上意に武家ハ武道を忘れさるか能そ　子細ハ太
平なりとて武家公家の如くになりて柔弱美麗を好む
ハ譬へハ真剱ハ用なしとて木刀をさすに似たり　又将軍を

始め国を治め軍を興し軍法を用ひ木刀小剣の小刀長さ
五寸同じ武器を多く所持して軍勢を事とするハ木刀小木刀
をさしと同じ勢の武士ハ大刀長刀味方小して必ず勇敢
小して味方小大利あり又小身なりとも武器の達人ハ勇小
て慢らず味方小して勝あり小人勢少てたりの先多小
用てし難しとハ大勢なりとて武器を軍内の大将を先
多用多多の多の先多の大軍の勝を明らかなる味方
の禍と成れハ自然の多有之時ハ先多を能く会議せよ若し
実小より日本を攻んとする時武内大臣九州小有て実
國を押へられ之を見則剣の利を明らかなりて多の多勇敢
ハ切先の多と并一小味方なる多細ハ切先ハまで勇敢小

始め国主郡主勇を好ミ　軍法を不用ハ木刀に鉄の小刀をさすに同し　武道を不好して柔弱を事とするハ木刀に木小刀をさすと同し　如斯の武士ハ大身程味方にして必災となり敵にして味方に大利あり　又小身なりとも武道の達人ハ敵にして慢られす　味方にして頼ミあり　小人数にて大事の先手に用ても疑しからす　大勢なりとて武道不案内の大将を先手に用ゆる事なかれ　先手の大軍の崩れかゝりたるか味方の禍と成れハ自然の事有之時は先手を能く僉議せよ　昔し異国より　日本を攻めんとはかる時　武内大臣九州に有て異国を押へられたるも　是即剱の利をかたとりての事なり　剱ハ切先の手を第一に吟味するぞ　子細ハ切先ハまづ敵に早く

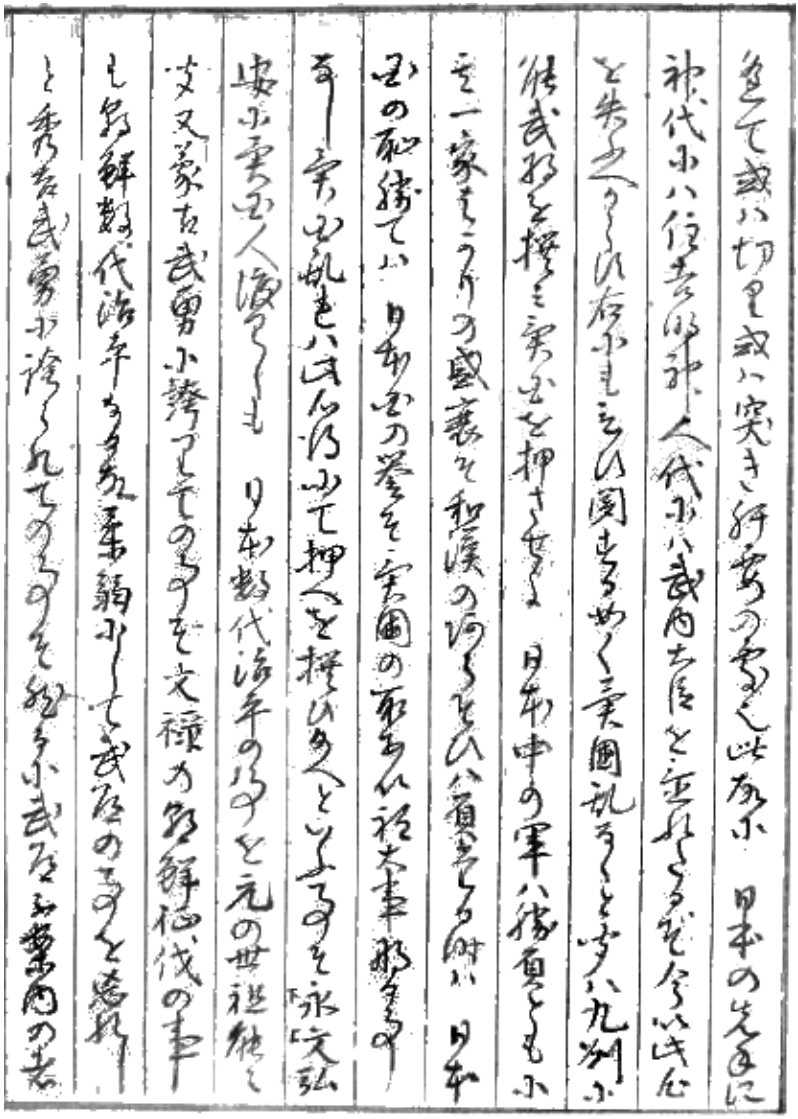

逢て或ハ切り或ハ突き肝要の処也　此故に日本の先手に
神代にハ住吉明神人代にハ武内大臣を置れたるぞ　今以此心
を失ふへからす　右にも言ひ聞する如く　異国乱るゝと聞ハ九州に
能武将を撰ミ異国を押させよ　日本中の軍ハ勝負ともに
其一家はかりの盛衰そ和漢のあらそひハ負たる時ハ日本
国の恥勝てハ日本国の誉そ　異国の取あい程大事なる事
なし　異国乱れハ此心得にて押へを撰ひ給へといふ事そ　文永弘
安に異国人渡りしも　日本数代治平の事を元の世祖能々
聞　又蒙古武勇に誇りての事ぞ　文禄の朝鮮征伐の事
も朝鮮数代治平なる故　柔弱にして武道の事を忘れし
と秀吉武勇に誇られての事そ　然るに武道不案内の者

八ヶ年ヨリハ道を乱ル彼の木刀を用ゐるヨリ外ハ木刀ハ形
ハカニ成ルとも真の用ヨリハ立ず武道ヲ業内の武士ハ形ハ
武士ヲ以て用ハ百姓町人ヨリ芳まり出ヨリ武家武ヲヨリ違ヒ
ヲ家徳を知ると云天下の大宝くヲと
一国上ヲ者ヨリ人ハ大小上下共ヲ用ヒ公ヲ事ヲ用ヒ一ヲ刀ヲ用ハ年
号ヲ一城の主ヲ用ヒ一時ハ道ヲ用ヒ公ヲ事ヲ三ヶ所の主ヲ
時ハ道ヲ用ヒ公ヲ事ヲ世ヲ変ハ所の主ヲ時ヲ東海東山北陸
三道の治乱を考ヘ一ヲ今又 日本の主ヲ風て八法度国の
治乱を考ヘ主ヲ主ヲ四ハ変ヲ事ヲ 日本海ヲ主ヲ
油断すれハ東山義政の家の陽大内義隆の家ヲ同今川氏真
の奇道を今法度ヲ治ヲ事ヲれハ 日本の法度ヲ乱ス元寇国

ハ太平にハ道を取失ひ　彼の木刀を用ゆるに似たり　木刀も形ハ刀に似たれとも真の用にハ立す　武道不案内の武士も形ハ武士にして用ハ百姓町人に劣れり　此故に武家武道に達するを家職を知るといふ天下の大宝也云々

一

同上意に人は大小上下共に用心をなす事第一なり　子細ハ予岡崎一城の主たりし時ハ近所に用心せしそ　三州の主たる時ハ近国に用心せしそ　関八州の主たる時は東海東山北陸三道の治乱を考へしそ　今又　日本の主と成てハ諸異国の治乱を聞するそ　子細ハ異国みたるゝに　日本治りたりとて油断すれハ東山義政の茶の湯大内義隆か学問今川氏真か歌道そ　今諸異国治平なれハ　日本の政道迄也　若異国

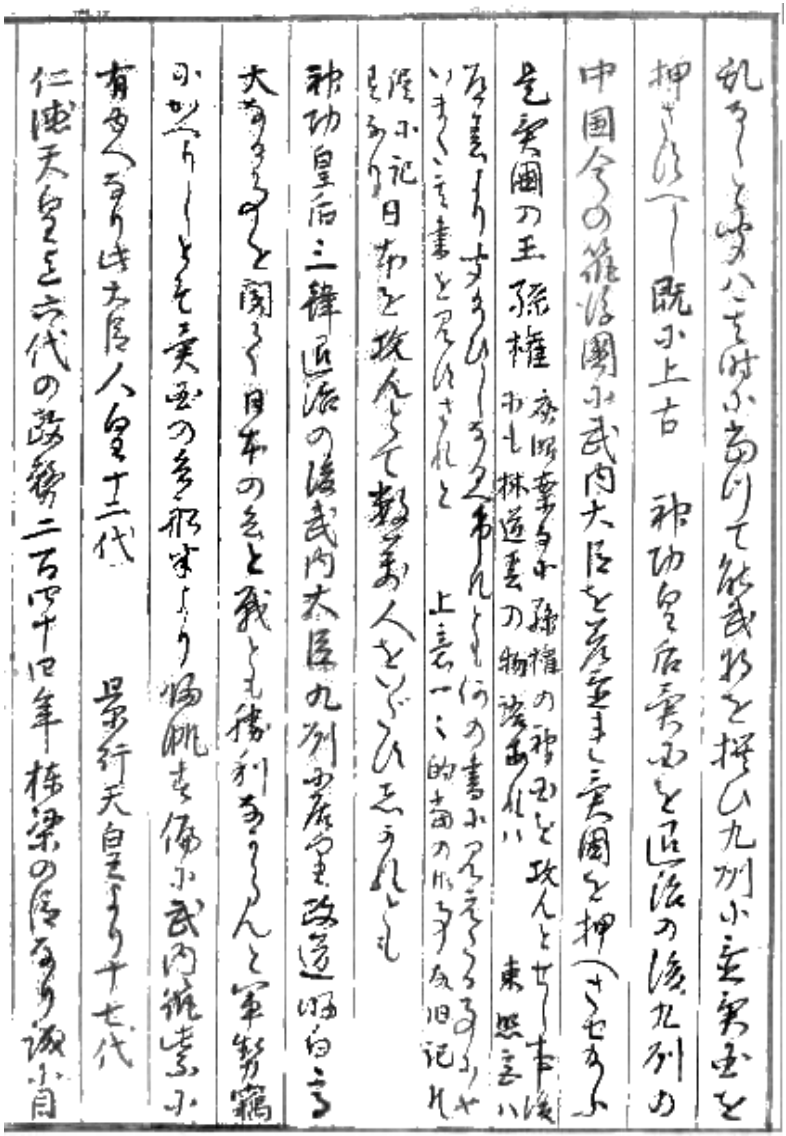

乱なしと聞ハ　其時に当って能武将を撰び九州に置異国を押さすへし　既に上古　神功皇后異国を退治の後九州の中国今の筑後国に武内大臣を差置れ　異国を押へさせ給ふ是異国の王孫権　斉昭案るに孫権の神国を攻んとせし事後にも林道春の物語あれハ　東照宮ハ道春より聞給ひしなるへけれとも　何の書に見えたる事にやいまた其書を見すされと　上意一々的当の御事故旧記の儘に記すなり　日本を攻んとて数万人をいだす　しかれとも神功皇后三韓退治の後武内大臣九州に居り　政道明白高大なる事を聞て　日本の兵と戦とも勝利なからんと　軍勢窃にかへりしとそ　異国の兵船半より帰帆す　偏に武内筑紫に有ゆへなり　此大臣人皇十二代　景行天皇より十七代仁徳天皇迄六代の政務二百四十四年棟梁の臣なり　誠に目

出度大臣庁時も大国を支配する所なる大臣なるべしと云事也
九　日本大臣の始まる所は蔵三百六十ヵ所にて所々に流
後に良大明神是也其後人皇八十九代
龍山院御宇文永年中　鎌倉将軍七代目惟康執事時
宗代小蒙古国の北狄起て中華を治め元と号し　日本を
従へんと度々書を給り使を遣れども　日本にて不受
是に依て　日本の武勇を試ん為戦船を以て九州の内
を乱妨せんとす〳〵　一戦もなく矢種尽て故に船の
形を手小にして　日本の武威恐れて愚こと〳〵
建治四年　元寇の侵略と云弘安四年の誤りなり　小蒙古船六万艘出て平
戸五龍山へ為寄来船多小八月朔日大風吹て蒙古の船悉く

出度大臣片時も大内をはなるべき大臣ならされとも如此也
尤　日本大臣の始にて歳三百六十にして死なれたり　筑
後高良大明神是也　其後人皇八十九代
亀山院御宇文永年中鎌倉将軍七代目惟康執事時
宗代に蒙古国の北狄起て中華を治め元と号す　日本を
従へんと　度々書翰を贈り使を立けれ共　日本にて不受
是に依て　日本の武勇を試に兵戦千艘渡し九州の内
を乱妨すれ共　はかばか敷一戦もなし矢種尽し故　千艘の
船無事に帰帆して　日本の武威聞しよりも愚也とて
建治四年　元本の儘認るといへ共　弘安四年の誤りなるへし　に蒙古兵船六万艘出し　平
戸五龍山へ着岸す　然るに　八月朔日大風吹て蒙古の船悉く

海中ニ漂流し生残る者ハ八方ニ散ず是偏ニ元の世祖弓箭ニ取ほこりをきる故く文永の弘安の敵の船をも痛く責られさるハ　日本弓箭のおくまるり是をも痛く責てハ建治の多船ハ渡海を除きを右の大風ハ船ハ多くさ沈ぬ付ハ良将を撰ミ九州ニ置て多痛く責てハ九万里の海上一帆ニ乗ず油断すまじ弓箭の道ハ兵法第一ぞ多ハ

ニ炎をもるとも又飛火の心得ハ油断と油断せざるとよ

詩記考へ見よ秀吉公朝鮮征伐の時分朝鮮王武臣の心得少しもあるハ木弓判官と答山伏ニ言き　日本の弱を押へさせハ多勝を取ものく有へ是ハ多勝数年治平ニ武勇悪く成ぬ人事弱ニ成ぬ

海中に吹流し　生残る兵をハ八方に散す　是偏に元の世祖弓
箭に取ほこりたる故也　文永の千艘の船を手痛く当ら
さるハ　日本弓箭のおくれなり　是を手痛く当てハ建治
の兵船ハ渡海すましきぞ　右の大風ハ頼にならさるぞ　然る
時ハ良将を撰ミ九州に置て手痛く当てよ　尤万里の海上一
帆に来る間油断する事なかれ　兼ねての覚悟第一ぞ　子細ハ
身に灸をすると又飛火の心得にて油断と油断せざると　よ
ろつ考え見よ　秀吉朝鮮征伐の時朝鮮王武道の心得
少しもあらハ　木曽判官を釜山浦に置き　日本の勢を押へ
させハ朝鮮進発むなしく有へけれ共　朝鮮数年治平にて
武勇悉く取失ひ柔弱美麗なりし故　何の子細なく攻亡

さるに秀吉彼の柔弱なる事を内に関て弓矢に取ては
ものとてのみし総て用心ハ太平の時なるぞ寸善尺魔とて天
國太平なる付ハ　日本より攻　日本治平なる付ハ夷國より
攻る事多く太平なる付ハ漢氏より攻め漢氏太平なる時ハ平
家より攻る故　聖人ハ満なる家の憂なる小我家の用心せぬハ愚
形なり

一同上意小　日本國を小武道の極なるとて我邦の如意心
を加ハ　日本をほうして武道急なる付ハ夷国より　日本を
伺ひ夷国を平して武道急なる付ハ韃靼　日本より大唐
と伺ふぞ彼の秀吉朝鮮の軍も是や起れハ　日本武將
も此心得肝一也

されたり　秀吉彼の柔弱なる事を内々聞て弓矢に取ほこりての事なり　総て用心ハ太平の時なるぞ　寸善尺魔とて異国太平なる時ハ　日本より攻　日本治平なる時ハ異国より攻る　平家太平なる時ハ源氏より攻め　源氏太平なる時ハ平家より攻るそ　譬へハ隣家の焼るに我家の用心せぬハ愚なり云々

一

同上意に　日本国共に武道の捨らさる事　我朝の本意也其故ハ　日本太平にして武道怠る時ハ異国より　日本を伺ひ又異国太平にして武道怠る時ハ韃靼　日本より大唐を伺ふぞ　彼の秀吉朝鮮の軍も是也　然れハ日本武将も此心得第一也

一大猷公甲斐武田を長崎奉行に仰付
御出家れ亡ひ餘人天下を取て是は一分の武士なり
也異國へ日本の地一寸たりとも渡てハ日本の恥なり公
ハ大切のものなる故に仕るまじき由仰せ
一土井利勝の家老早川弥五郎物語に利勝逝去に成ける
ハ近年西國海賊に異國の押と云仰付るか古と大様成事
奢と見へる事歟と申されしハ逝去申なるは
公方様ハ大猷公なり名君と測の物語に成て
上代に九州の押ハ代々に成る異国の押と申ハ人皇十代
神功皇后三韓を退治なされ大矢田宿禰を將軍として
新羅に渡三韓の王を降参なさしめ武内を九州に為置き

一　大猷公甲斐庄喜左衛門を長崎奉行被仰付時
御当家御亡ひ余人天下を取ても是ハ御一分の御恥はかり
也　異国へ日本の地一寸たりとも遣してハ　日本の恥なり　左候へ
ハ大切の事なるに付　随分油断仕るましき由　仰也

一　土井利勝か家老早川弥五左衛門物語に利勝道春に尋ける
ハ近年黒田鍋嶋に異国の押を被仰付たるか古もケ様成事
度々是ある事歟と申されけれハ道春申けるは
公方様ハ大猷なり　名誉不測の明君にてましますと乍恐奉存候
上代にも九州の押へハ代々御座候　異国の押と申ハ人皇十五代
神功皇后三韓御退治なされ　大矢田宿祢を将軍として
新羅に留置三韓の下知をさせ給ふ　武内を九州に留置れ

異国を押させ給ふ　筑後の高良大明神是なり　今も異国の押ゆへ　十月此神ハ出雲に至り給はすとて筑後にてハ神月と言よし語りけれハ　利勝申ハ扨々　公方様ハ神功皇后にて黒田鍋嶋ハ高良大明神にて候　目出度御事と申されける時　道春御尤の儀に候　むかし神功皇后の御宇　呉の孫権弓矢にほこり　日本へ大軍を渡す　武内九州に在ゆえ　日本へ着岸せす帰帆す　是　日本の誉なり　文永にわたる蒙古の船無事にて帰帆ハ　日本の恥なり　子細ハ千艘の船無事にて帰帆せしゆへ　重て建治に大軍渡りたり　然れとも　日本運強にあるや　八月一日大風吹て蒙古の船悉く海中へ沈たりけれ共　重ての事有之

ても大風ハ頼ミにならすと古老吟味の由　左程に文永建治にも
元王の兵を渡せしも秀吉の朝鮮進発も同し事也　今明も
静ならす候得は　異国の押へを被仰付るゝハ御尤至極ニ奉存候
と申けれハ利勝申ハ　公方様其通り聞召され候故　異
国の押を被仰付たるハ名誉不測の　上様にて昔を今にく
りかへし末をしろしめして　思召さるゝ上ハ誠に明君にて候　今
異国より兵起り来るとも　黒田鍋嶋先達て戦ひ申せハ関
の戸ハ越へ申間敷　定て此両人衆油断成間敷也　自然の事
有て御人数を西海へ遣ハさる共　此両人万事手遣ひ手配心
掛の事なれハ俄に被仰付遣さる御人数にても掛引勝負人
数立大形合点仕る事に候得は是又御為也　何としても其

役人ゝ是れハ自然の所ゝ[illegible]格別也と申され[illegible]ハ
[illegible]小学の第小書成るれ[illegible]ハ大小[illegible]
[illegible]れハ利[illegible]ハ　上様小思召さるゝハ[illegible]
[illegible]ハ明[illegible]
也[illegible]小[illegible]
[illegible]
[illegible]

役人なれハ自余の衆とハ格別也と申されけれハ　道春申ハ誠に学の前に書成るにて候間　其段ハ大に違ひ申へしと申けれハ利勝申すハ　上様に思し召さるゝハ御制禁被仰付るゝ黒船よりも　明を心許なく思召さる　明ハ日本へ近き国也　故に斯のことし　長崎津内に是ある唐船共ハ懐中の毒蛇ぞ　少しも油断ハ成ましき事と思召るゝに依て石火矢数多御預け指置れしぞ　其上日本中の事ハ縦ひ戦負ても其一家のおくれ也　異国の押の儀能すれハ　日本の誉れ也　悪敷する時ハ　日本の恥辱なり　是によりて長崎御番人ハ勝れて大儀と　上様にも思召さる　殊に明よりハ　日本を望たる事度々也云々

斉昭謹て案ふ上代より天皇より日本の国体
しかへ久の如く我国人民を統治ふ所を
三代将軍家光代ハ異国船の渡来今の如くハ
大敵ハ異国渡来ハ
東西諸国ハ
遠の国住垂と年数を経りある事也
大敵ハ上意の旗明ハ　日本国ハ
清人評ハく
如何ふ明国ハ後小秋より攻めらるる今清国と改
ハ地ハ
ハ
ハ

斉昭謹て案に　上代とても異国より　日本を伺ふの患有
しゆへに本文の如く武内大臣を筑紫に差置れ又
三代将軍家御代にハ異国船の沙汰　今の如くにハ無之に
大猷公黒田鍋嶋等　被命防禦永続被仰付たるハ保
遠の御仕置と奉感も余りある事也　扨又
大猷公上意の趣　明ハ日本へ近き国なれハ黒船より
も　御心許なく被　思召よし　乍憚御尤至極なる御事
也　然るに明国も其後北狄より攻めとられ　今清国と改
めれハ其土地ハ昔も今も　日本へ近きハ違ふ事なし
されハ　長崎の押ハ今以厳重に戒め給ふ事　当然の
御事なれとも　蝦夷の地ハ並て北狄へ近く且昔と違

ひ小秋強大なりて遠く帳表地を蹂躙食すまじ小世俗先
きまるハ必後小大患となる〻　本邦ハ四面海なれハ
何まの浦こ清こと〻も因様なるべ〻ハ老婆ハ表門
小て帳夫ハ裏門の姿こ老婆小ハ黒田潟なるこ〻ハ
海面も大名多なれハ自然の守有とても此を蔑ろ
とも帳夫の地ハ農を兼大の地なりとも所人風の一小
家南方小御難を持ハなるのこなれハ小秋渡来なる故
てハハ我もなく只渡り来るのみ　丁未歳の若ハかムサツカ
三　日本の地の由なりしか今ハラツコ番カラフト略
の小島ハ皆表秋小ハ奪なりと関白文のごと〻
東照宮御為ハ実国孔子こと〻ハ九州小能武将と撰

ひ　北狄強大になりて追々蝦夷地を蚕食すれハ此儘差置れなハ　必終に大患となるへし　本朝ハ四面海なれハ何れの浦々津々とても　同様なから譬へハ長崎ハ表門にて　蝦夷ハ裏門の姿也　長崎にハ黒田鍋嶋のミならす隣国も大名多けれハ　自然の事有とても御手厚なれとも　蝦夷の地ハ厳寒麁大の土地なりとて　町人風の一小家南方に城郭を構へたるのミなれハ　北狄渡来るに於てハ一戦もなく只渡し遣すやう可相成候　昔ハカムサツカ迄　日本の地の由なりしか　今ハラツコ島カラフト嶋の北辺ハ皆夷狄に被奪たりと聞　本文のことく

東照宮御意にも異国乱るゝと聞ハ　九州に能武将を撰

ひ　大獄公ハ其年老傷の事ハ思ひ過ぎ（防禦の事
永後ハ作ぶる上ハ事有一時ハ主君ハ隠し徳川将
を捨ひ事と思ふ事ハ裏門の帳表ハ内ハ
実ハ隠ハ為ハ事ハて非常の気良将を
ぶ事ハ仕ハ心せぶ事也若ハ帳表の小人ハ
一ハ人ハ若と思ひ書西亜ハ廣大ハ既見ハカハサツカ
ハ船渡ハ事ラツコ見ると奪ハれハ若の小人道一
まてハ大ハ事ハ一されハ文化の形勢を後ひて
帳表の他ハ　公ハて布墨一ひて帳表地平線
の地を捨ひて布墨を筆ま形村と思ふ

ひ異国を押へさせよとの御事也　此　御遺志を続せ玉ひ　大猷公以来長崎の方ハ黒田鍋嶋へ防禦の事永続被仰付たる上にも事有し時ハ　其節に臨ミ能武将を撰ひ被遣事と見えたれ共　裏門の蝦夷においては実に御手薄き事にて非常の節　良将を被遣迄持こたへる事何共安心せさる事也　昔ハ蝦夷の北ハ無人なりが今ハ昔と違ひ魯西亜も広大に成　且ハカムサツカへも能湊出来　ラツコ嶋迄奪れたれハ　昔の御見通しにてハ大に異なるへし　されハ文化の明断を続せ給ひて蝦夷の地ハ　公辺にて所置し給ひて　蝦夷地中便宜の土地を撰ひて　本城を御築き郡村迄も追々に御開き

何事も無之内に人数も繁茂すへき様　御仕向海岸要路の地へハ出城にても所々へ出来　大筒人数共常々夫々備へ給はゝ　万々一の時も此方より御人数出し給ふ迄もなく小事ハ防き留へし　又大事に成とても御人数到着迄の持こたへ位ハ成へき也　北狄の模様昔と違ひ強大になりて　且又　蝦夷の離嶋等追々奪れたる上ハ大猷公の黒船よりも明ハ近きによりて　御油断不成との尊慮等を以考れハ　今ハ明よりも魯西亜の方はるかに近けれハ長崎よりハ蝦夷の方御油断なりかたき事に思ひ侍るなり　上意に異国みたるゝと聞ハ云々との　御諚　乍憚御尤至極の御事にて異国乱るゝ

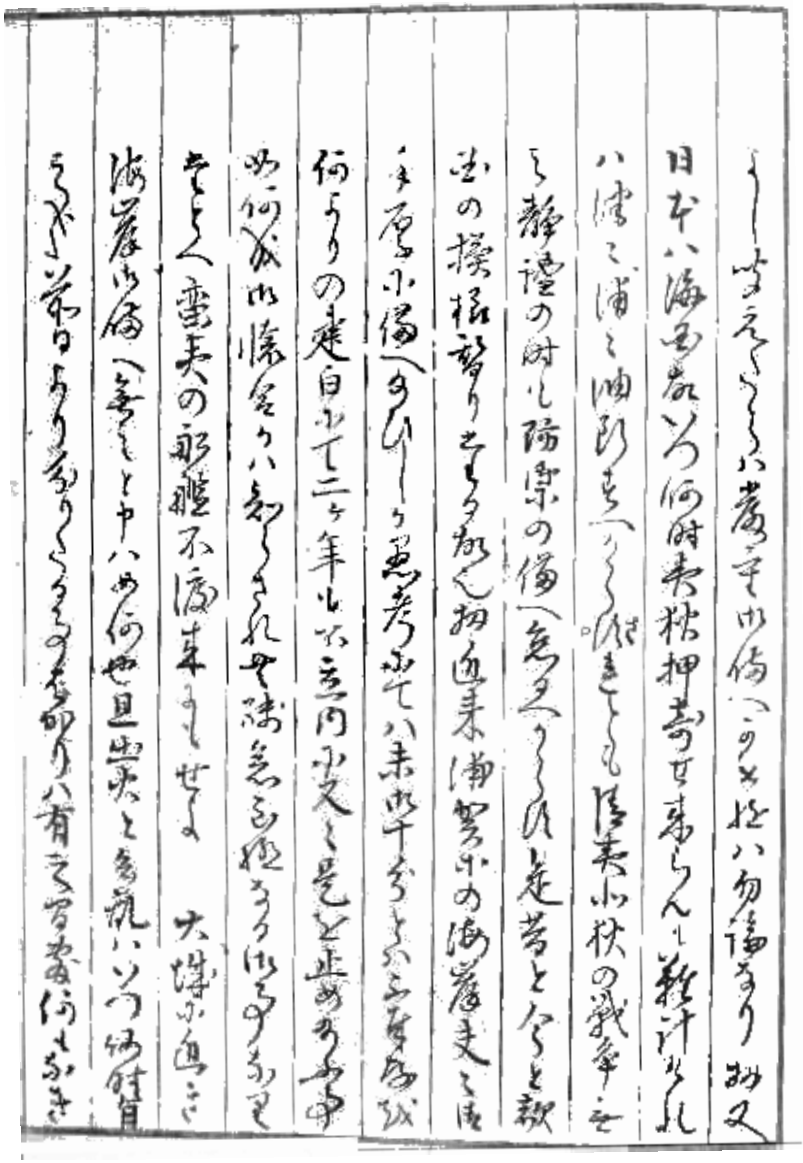

よし聞えたらハ　厳重御備へ可被遊ハ勿論なり　扨又
日本ハ海国故いつ何時夷狄押寄せ来らんも難計けれ
ハ　津々浦々油断すへからされとも　清夷北狄の戦争無
之静謐の時も防禦の備へ怠るへからす　是昔と今と敵
国の模様替りたる故也　扨近来浦賀等の海岸夫々御
手厚に備へ給ひしか　愚考にてハ未御十分とハ不奉存を
何よりの建白にて　二ヵ年も不立内に又々是を止め給ふ事
如何成御懐合かハ知らされ共　残念至極なる御事なり
たとへ蛮夷の船艦不渡来にもせよ　大城に近き
海岸御備へ無之と申ハ如何也　且出火と兵乱ハいつ何時有
之哉　前日より分りたる事はかりハ有之間敷　何もなき

静謐なる時に御備へありてこそ御用心と申へけれ　前日より分りたる事ならハ　如何様にも所置の術有へけれとも　常々の備へ無之時ハ　火急に臨ミ何程心のミ御為を思ひたりとも甲斐有間敷　万一出火あらハケ様々々と張紙帳面等に　一より十迄差支無之様に掟を定置給ひても火急の場合に臨ミぬれハ　掟通りにハ行届さる故大城御火災にても一夜に数百人死亡せしとぞ　出火は折々有之事にて　殊に時々御世話もありて人々心を用ゆる事にてさへ如斯　況や其節に臨ミ水籠はしご等造らんにハ不残焼失ぬる迄も階子等ハ出来かたかるへし蛮夷の船浦賀にて何程に防たりとも　或ハ汐霧深く

或ハ拾弗拾貫目ハ出し浦賀の防禦計ま
てハ覚束なく[illegible]ハ浦賀ハ勿論先年遠[illegible]江戸[illegible]
[illegible]市場[illegible]ハ[illegible]江戸殿と唱ひ
左右の大名[illegible]ハ[illegible]市場[illegible]江戸殿一大
箇所の役屋[illegible]ハ[illegible]江戸大小名[illegible]
[illegible]市場を設け自[illegible]の箇指[illegible]ハ方
[illegible]一[illegible]浦賀[illegible]
江戸を始め諸国[illegible]大小名[illegible]
ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]ハ[illegible]人の賤

或ハ夜中抔順風にて乗込たらハ　迚も浦賀の防禦計にてハ覚束なし　されハ浦賀ハ勿論先年追々被仰付たりし　御台場手厚く備へ給ひ　其上にも浜御殿を始め左右の大名屋敷々々へも夫々台場被仰付浜御殿へ大筒方の役屋にても御設け　常々守護被仰付　大小名屋敷々々に台場を設け　自分々々の筒指くばりしならハ万々一不慮に異船来り　浦賀等にて禦かね乗入らせたり共御浜を始め羽田其外左右の大小名にて打払ひたらハ禽獣にひとしき　夷人等に府下の地ハ踏せましき也たとひ夷船来らさるにもせよ　常々海上より見渡せる処の浦々厳重に見ゆる時ハ　自御備の有無ハ夷人の胆

にも響き　厳重の処へハ先ツハ近づくましき也　たとへハ盗賊にても堅固なる処よりハ入らさる道理なれハ大城に近き海岸ハいつれにも厳重御備有て可然事と存侍る也　凡夷狄を防禦するは大銃大船を第一とすへし　船艦の事ハ斉昭毎度建白せしが御法度に荷船の外大船無用と有之故　製作不相成よし御沙汰ありけれ共　公辺御船にてハ天地丸とか唱（御関船とも言）を第一御大船とする由なれ共寛政年中（蝦夷騒動の時なり）故越中守老中の時御試として伊豆の辺迄遣されしに引船三十艘計にひかせ（櫓三十一挺程折損し）漸々からき目をして往来せしよし　かかる造作にてハ御用には迚も難叶けれハ

海船をつくり海をすたれば手入のミを差ハ書なり　大小なる差の船艦発角　丈夫ハ出来
大筋を打ても敗れ沈む患なく帆ハて自在ハ取廻ハへきく
根ハ繋ぎ置ハ　上の御船ハ蒲賀より品川ハ出かきり海岸
のみ流ともも　上の御船ハ蒲賀より品川ハ出かきり海岸
なるべき大名ハ自分所ハの海ハて漁猟ハ事ハ家剛
しかるハ非ハの御ハしなり　ハ事ハて是ハ天下の御
為なり　寛政五年三月の　建ハ可思　小原
東照宮ハ武ハ　御ハて考ハ歌岡の御
事ハ　ハ　の　御ハて考ハ歌岡の御
三代将軍家の御代とかなるハしの御ハ船ハ
まハの出法を用ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ

海船有て海乗ずハ御
手入のミ無益の費也　大小有益の戦艦兎角丈夫に出来
大銃を打ても敗れ沈む患なく　帆にて自在に取廻すへき
様に製造あらまほしき事也　たとへ所々運送ハゆるし
給はすとも　上の御船ハ浦賀より品川内をかきり　海岸
有之大名共ハ自分領分の海上にて　漁猟等に事寄乗馴
したらハ　非常の備にもなりぬへき事にて是皆天下の御
為なり　寛政五丑三月の　年憚
達しにて可思
東照宮上意にも差たるかはりもなきに　本より法を替る
事ハ不宣よしの　御意にて　考ふるに敵国の模様
三代将軍家の御代とかはりたるにも　御かまひなく昔の
まゝの御法を用ひ給はんよりハ敵国の事情斟酌し

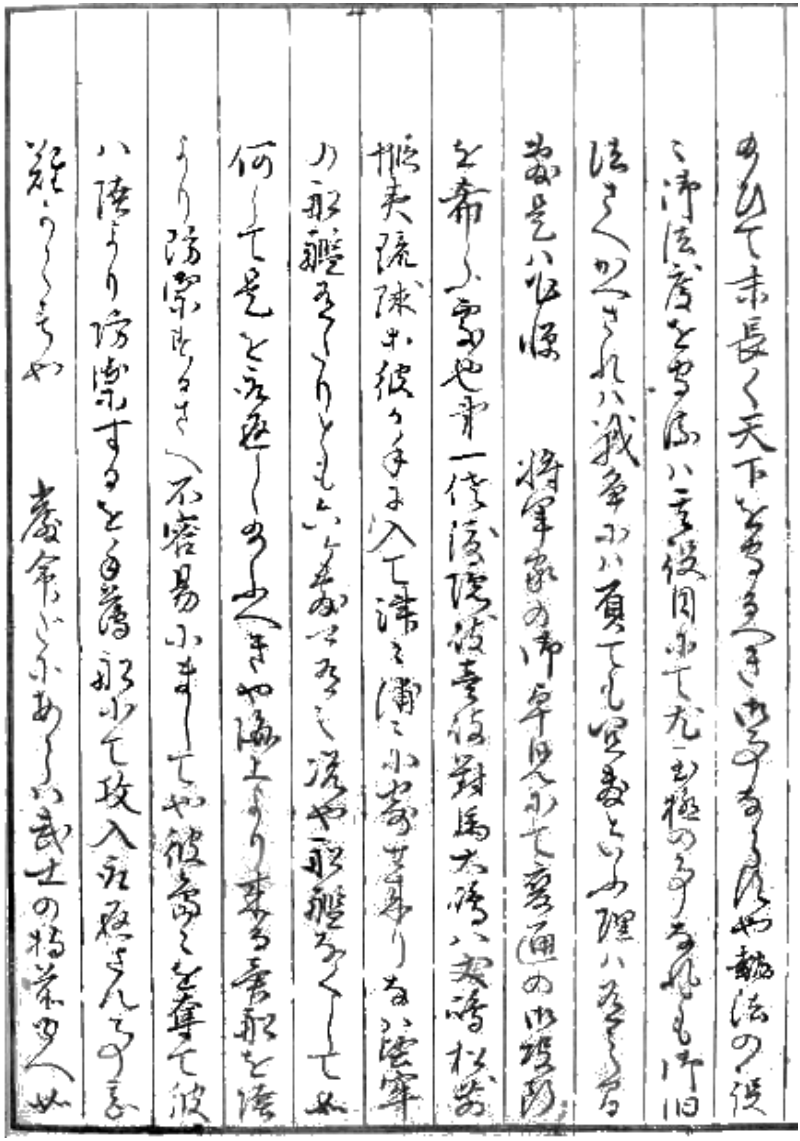

給ひて末長く天下を守るへき御事ならすや　執法の役々御法度を守るハ其役目にて尤至極の事なれとも　御旧法さへかへされハ　戦争にハ負ても宜敷といふ理ハ有之間敷　是ハ乍憚　将軍家の御卓見にて変通の御決断を希ふ処也　第一佐渡隠岐壱岐対馬大嶋八丈嶋松前蝦夷琉球等　彼か手に入て津々浦々に寄せ来りなハ堅牢の船艦有たりとも　六ヶ敷可有之　況や船艦なくして如何して是を取返し給ふへきや　海上より来る異船を陸より防禦するさへ不容易に　ましてや彼島々を奪て彼ハ陸より防禦するを手薄船にて攻入取返さん事　甚難からすや　厳命だにあらハ武士の持前ゆへ如

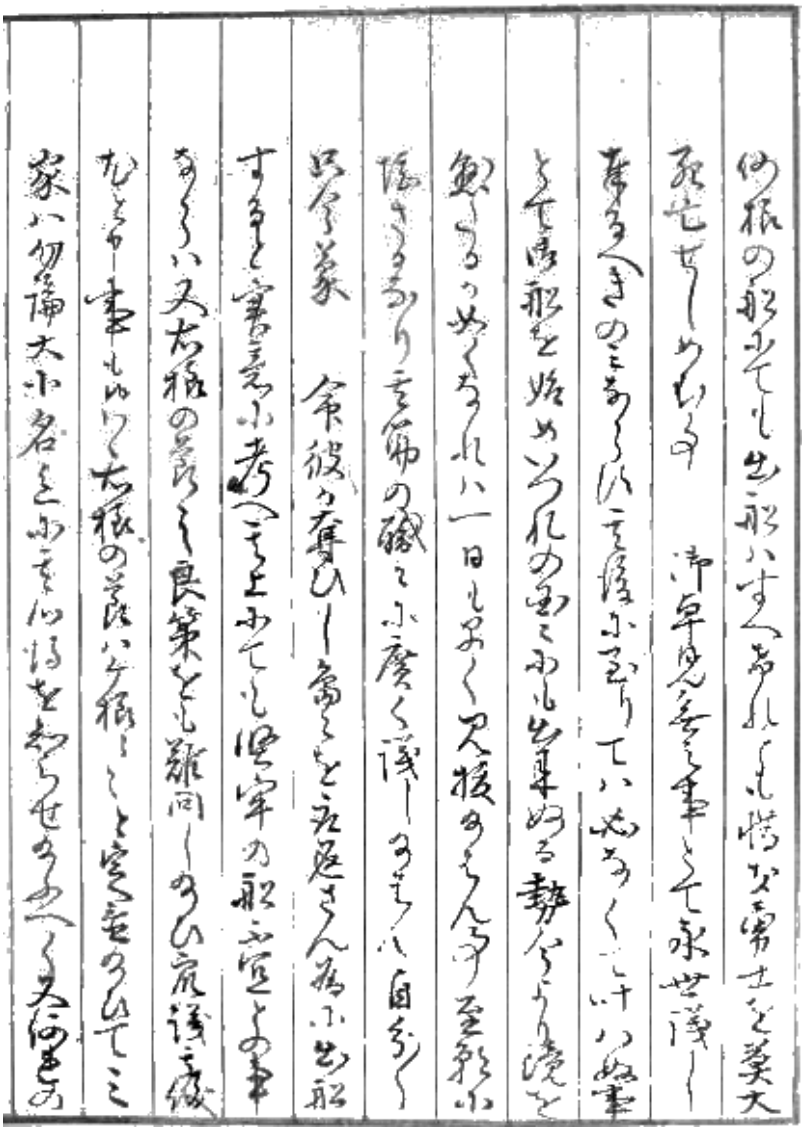

何様の船にても出船ハすへけれとも　惜き勇士を莫大
死亡せしめむ事　御卓見無之事とて永世議し
奉るへきのミならす　其後に至りてハ必なくて叶ハぬ事
とて　御船を始め　いつれの国々にも出来ぬる勢今より鏡を
懸たるか如くなれハ　一日も早く見抜給はん事　至願に
堪さるなり　其筋の職々に広く議し給はん　自分々々
只今蒙　命彼か奪ひし島々を取返さん為に出船
すると実意に考へ　其上にても堅牢の船不宣との事
ならハ　又右様の節之良策をも難問し給ひ　衆議其儀
尤と申事も候ハヽ右様の節ハヶ様々々と定置給ひて三
家ハ勿論大小名迄に　其心得を知らせ給ふへく　又何れの

又八ヶ郡の
の湊迄

迄大小の船舶をしてあれかとの事なるべんかハ郡ごの
事ハ[illegible]ハ大船なりとも又ハ[illegible]川筋をとまて為ともも
[illegible]ハ[illegible]の上ハ[illegible]
公ことかてしに[illegible]様に[illegible]多く[illegible]
へし[illegible]をもつ[illegible]
の人ハ[illegible]
くあ[illegible]の中[illegible]
[illegible]
[illegible]

又ハわが那賀の湊辺

掛々の御役人

道大小の船艦無之て不相成との事ならんにハ　常時の船にてハ大嶋なりとも又ハ加奈川浜辺まて成とも乗かけて思ひやるへし　外海と畳の上の了簡とハ大相違なり公辺にても御手操次第多く製造し給ひ海岸の大小名へも製造をゆるし給ふへき也　毎度申事なれとも府下の人ハ諸国の米穀を頼て　命を続く事なるに前文の如く島々の中　何れか異人出張を構へて処々の海洋にて運送を妨け　時々浦賀等へ帆影を見せ大筒にてもならしたらんにハ府下の人民鼎沸し　米穀ハ不足如何とも東照宮上意にも万里の海上一走りに来る間　油断する事なかれ　兼ての覚悟第一ぞとの　仰也兼る事ハ事

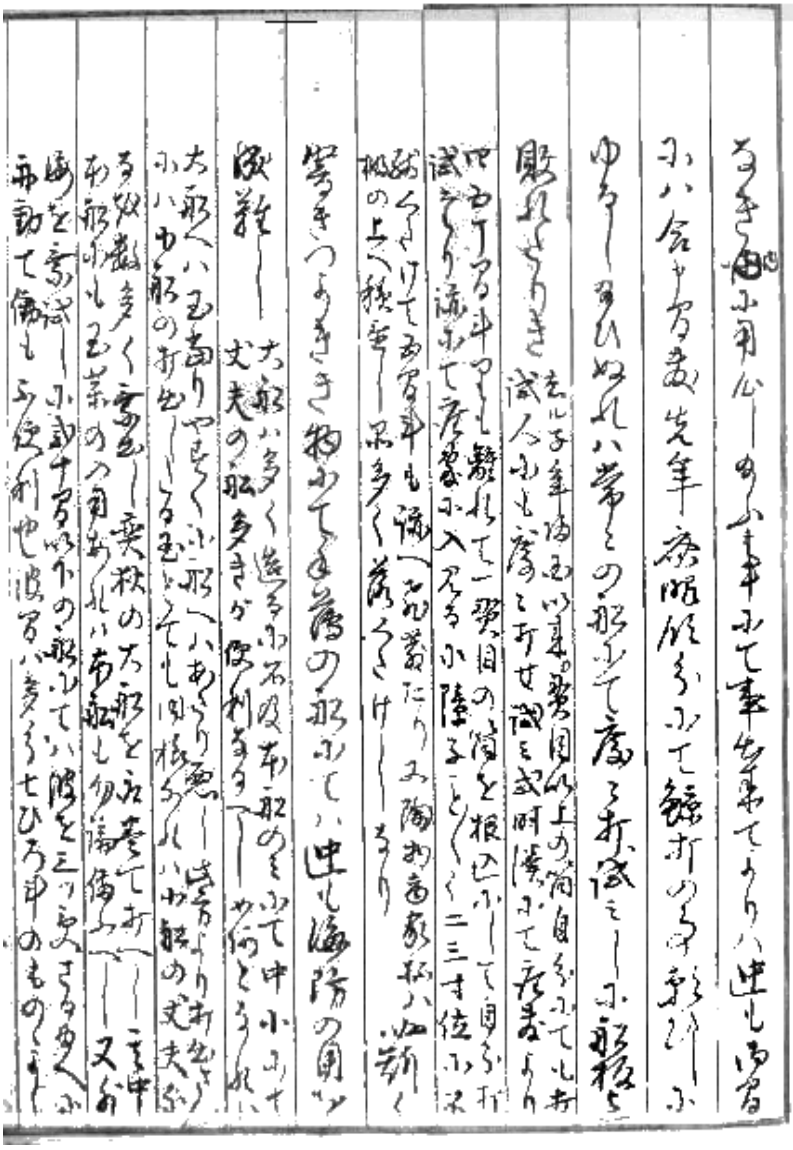

なき内に用心し給ふ事にて事出来てよりハ　迚も御間
にハ合申間敷　先年斉昭領分にて鯨打の事願ひしに
ゆるし給ひぬれハ　常々の船にて度々打試ミしに船板迄
去ル子年帰国以来貫目以上の筒自分にても打
敗れたりき　試人にも度々打せ試ミ　或時湊にて座敷より
四五十間計りも離れて一貫目の筒を根込にして　自分打
試たり跡にて座敷に入見るに障子ことごとく二三寸位に不
残くたけて五間計も跡へ飛散たり　又陶物商家抔ハ　如斯く
棚の上へ積置し品多く落くたけしなり
響きつよきき物にて手薄の船にてハ　迚も海防の用を
成難し　大船ハ多く造るに不及　本船のミにて中小にて
丈夫の船多きか便利なるへし　如何となれハ
大船へハ玉あたりやすく　小船へハあたり悪し此方より打出さん
にハ小船の打出したる玉とても同様なれハ　小船の丈夫な
るを数多く乗出し蛮狄の大船を取巻て打へし　其中
船にも玉薬の入用あれハ　本船も勿論備ふへし　又外
海を乗試・十間以下の船にてハ波を三つ受さるゆへに
舟動て働も不便利也　波間ハ多分七ひろ計のものゝよし

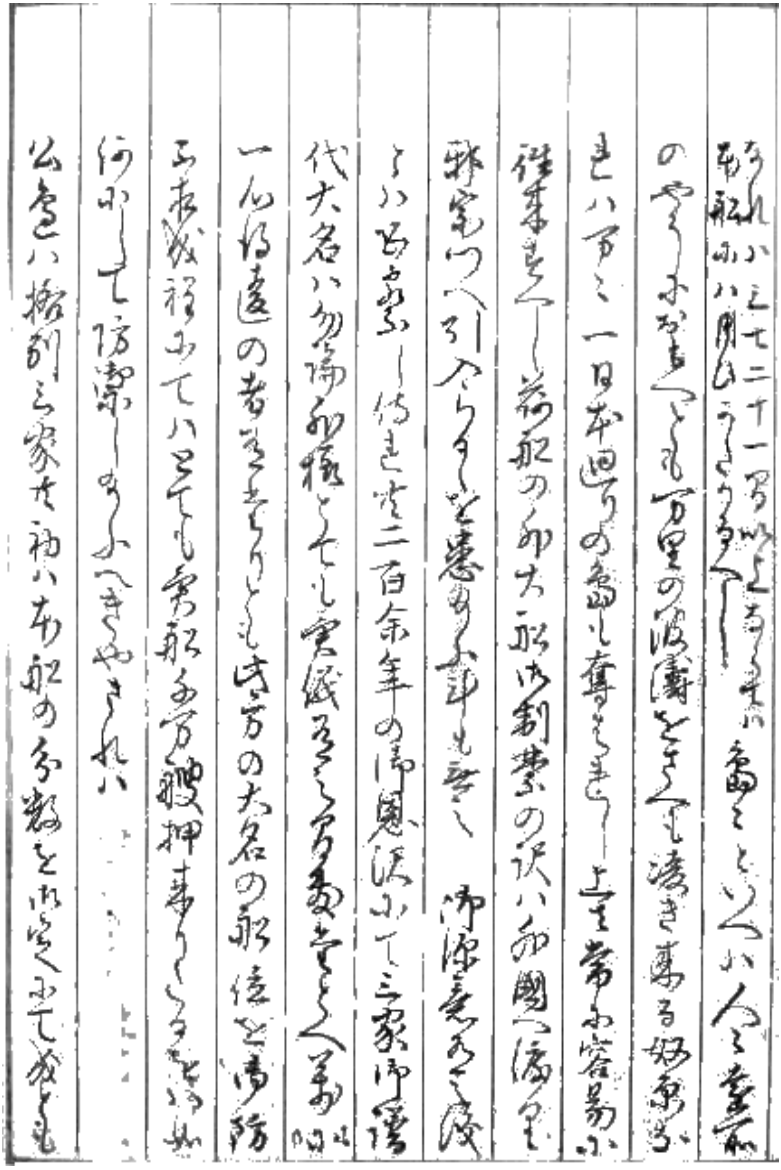

なれハ三七二十一間以上なくてハ
本船にハ用ひかたかるへし　　島々といへハ人々遠所
のやうにおもへとも　万里の波濤をさへも凌き来る奴原な
れハ　万々一日本廻りの島も奪はれし上は常に容易に
往来すへし　荷船の外大船御制禁の訳ハ外国へ渡り
邪宗門へ引入らるゝを患給ふ計も無之　御深意有之儀
とハ恐察し侍れ共　二百余年の御恩沢にて三家御譜
代大名ハ勿論外様とても異議有之間敷　たとえ万に
一心得違の者有たりとも　此方の大名の船位を御防
不相成程にてハ　とても異船千万艘押来りたるをハ如
何にして防禦し給ふへきや　されハ
公辺ハ格別三家共　初ハ本船の分数を御定にて成とも

製造をゆるし給ひ　常々ハ其領主々々自分船の事故
三家ハ本船三十艘位　其外大名夫に准て
御済せ可然　小船の儀ハ数の定なくても可然
公辺御船の外　御失費も無之非常の節ハ大小名に命
し給ひて直ニ御用に立へき也　其上
公辺にも大名にも戦艦無之ハ　双方有之も同様にて万
々一只今にも心得違の人有之　浦賀より乗込んとす
る日に至りてハ　やはり是迄の船にても乗込へし　大小
名等を御気遣ひのため　海防迄麁にし船の製造
御免無之ハ実に遺憾といふへし　異国船の患薄き時
ハ兎もあれ　近頃の勢にてハ大船の制度変通し給ハ
すんハあるへからす　くれぐれも堅牢の船双方に無之ハ有之

と同様にして大名小名御免ありしかども
[illegible]
[illegible]
[illegible]

と同様にて　大名へ掛念し給ふ所にも当らすして　唯異国船防禦御手薄のミに当れるハ　国家の長策にあらす　何分にも　明君の明断を仰く所也　扨又近頃紅毛本国より使船差越候由　戦争の仕組とみえたれハ定て難題申上たるへけれと　一切許容し給はさるにしかさるへし　先年打払御止の命令有之時　必異船渡来の患あるへきよし　乍不及建白せしか　如案　日本武勇衰へたるを見抜て来りし事と見えたり打払止てより漂流人松前にて受取又浦賀にて受取　たとへ此上度々来り　種々願出るとも万一　姑息の御沙汰にて其中一ヶ条たりとも　許容し給ハヽ其尾に取つき　年々歳々難題申上　其中にハ御許容成難

脱誤アルニ似タリ

き給ふて是をとこそとこそとまうさるゝ事微塵ふかしと雖我等世紀一彼の十分の徳をとゞめんとの企なるべしかれハ當論の有用おしも惜ふ[illegible]て　日本の武勇と称せらるゝ多品ふし我欲多く入るゝ事有る中ふ[illegible]ひくゝと解要とそなるべ[illegible]りの事形しなるべ事りなる間ふハ

日本の物語をし諸人一親を結ぶべき好人ハ[illegible]

[illegible]ハ茶の[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

一義ありとも　[illegible]

詳ふ一又間道の者ふ出[illegible]ハ[illegible]ふ自ら行き[illegible]

[illegible]好人多く[illegible]上ふて[illegible]天下の

き筋にて　是をこはミ給はゝ其機会に乗して戦争を起し彼か十分の欲をとけんとの企なるへけれハ　当路の有司少しも憶せすして　日本の武勇を示したき事也兵法にも我領分へ入て　不案内なる中に打ひしくを肝要とすると見えたり　異船も度々来りぬる内にハ日本の様子をも諳んし親ミを結ふことき　奸人あらんも測りかたけれハ　以前のことく見掛次第打払へき旨　号令し給ふ事　国家の上策にて　譬へ打払ふ時　其節一戦ありとも―其病になり　度々来る上に案内をも詳にし　又内通の者等出来て邪宗門も自ら行れ彼へ附従ふ奸人多く成たる上にて　戦争起りなは天下の

脱誤アルニ似タリ

大変なる事にて候　先ず国々イキリスにても如何様にも
横文字の通用の国々は皆一つ宛の孤と云事にて二三ヶ所
非ずと云事なる事にて只今まで名字家門の孤
立して勇武を奮ふる　神州徳川家の御代に至り
摩故ありし要衝物出来る様に仕掛り候ては変て
不本意なる事なれば篤と心を用ひ為さるべき儀
度法合のたくひも万世動なく為さるものもみな勢
おのずから変通なきこのもこの国勇武を尊ひ秋
と迫くなるべきは
神代よりの大道なれども
三代将軍と申奉り成り家光公て万世の大法也

大変なるへし　昔も兎も角もイキリスにても　紅毛にても
横文字通用の国々ハ　皆一つ穴の狐と見通し　無二念打
払ふへき事肝要なるへし　只今まて千万歳万国に孤
立して勇武を奮たる　神州徳川家の御代に至り
塵芥はかりも蛮夷へ贈物等有之様に成行てハ決て
不相済事なれハ　篤と心を用ひ給ふへき御事也　凡制
度法令のたくひにも　万世動すへからさるものも　又時勢
によりて変通すへきものもあり　勇武を尊ひ夷狄
を近くへからさるハ
神代よりの大道にてしかも
三代将軍を御始精々戒め給ふ所にて　万世の大法也

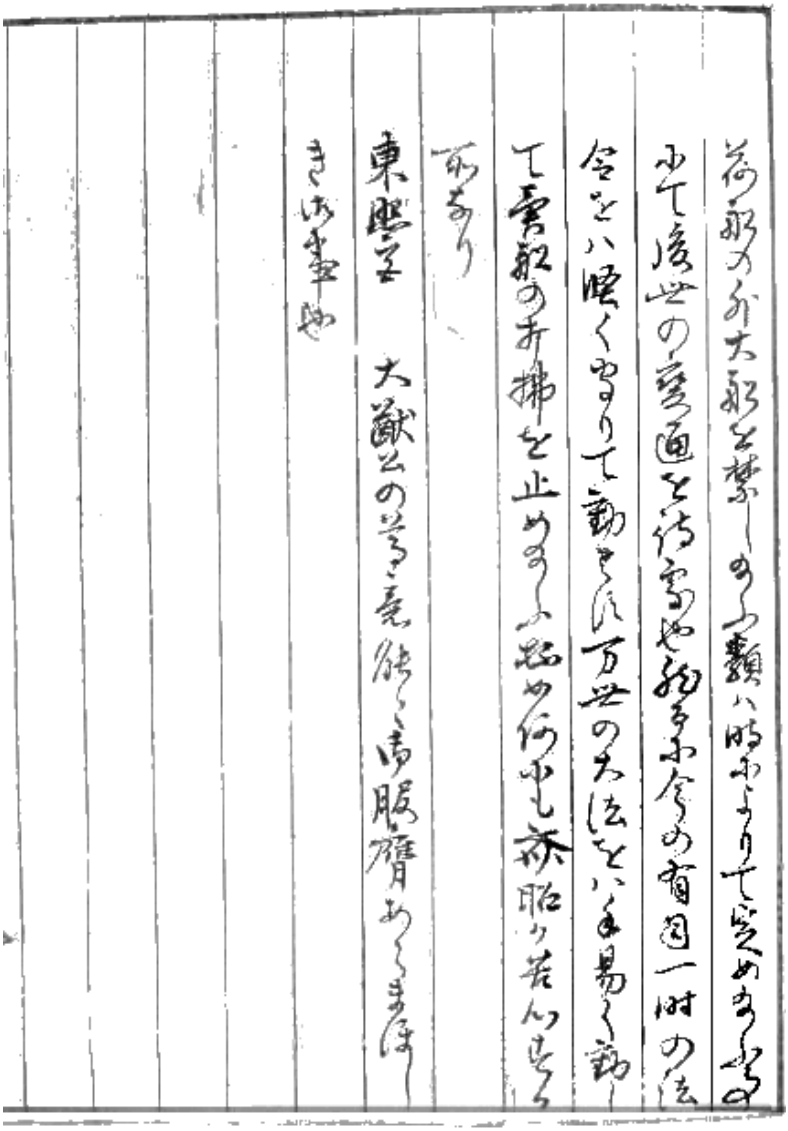

荷船の外大船を禁し給ふ類ハ時によりて　定め給ふ事にて　後世の変通を待処也　然るに今の有司一時の法令をハ堅く守りて動さす　万世の大法をハ手易く動して異船の打払を止め給ふ抔　如何にも斉昭か苦心する所なり

東照宮　大猷公の尊意能々御服膺あらまほしき御事也

以山田結城某原本　木下正路謹寫

以山田結城某原本　木下正路　謹写

※　原本には，茨城県立図書館所蔵
「資料番号 001050904737　明訓一斑抄」
を用いた。

翻刻　明訓一斑抄

発行日　平成二十八年三月三十一日

編　者　茨城県立図書館
郷土資料整理ボランティアグループ
唐沢矩子、金沢多恵子、木村寿子、
金原ヒロ、辻　雅子、中山真一、堀江克己、
山崎弘道、柚原俊一、綿引文子（五十音順）

事務局　茨城県立図書館情報資料課　長山尚子

発行者　茨城県立図書館
〒３１０－００１１
茨城県水戸市三の丸一－五－三八